

大原社会問題研究所編

日本労働年鑑

第9集／1928年版

(覆刻版)

法政大学出版局

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがA 5判に縮小した。)

日本労働年鑑

(昭和三年)

緒言——昭和二年度大觀

昭和二年度における我國の經濟界は四月下旬勃發した金融大恐慌といふ表徵的出來事を繞つて動いてゐる。大戰後の反動的恐慌以來わが事業界に潜在してゐた救ひ難い罅隙がこれにつゞく關東震災によつて更らに深められ、爾來わが經濟界は息詰る停頓の空氣に蔽はれつゝ、屢々中間景氣の登場が期待されたにもかゝはらず、大勢は年を追ふて不況の深みに陥る一方であつた。金融恐慌はこの形勢の必然的結果たるものであり、手負に狂ふて只管に猪突しつゝあつた。我資本家經濟はたゞこの生命を賭する大手術によつてのみ僅かに再生の光を仰ぎ得たのである。然し乍ら恐慌中といへども少數の金融巨頭においては雷に恐慌の破壊作用を蒙らなかつたのみではなく、寧ろ恐慌來ととも一時に大資金の見舞ひを受け更に弱小資本家の併合を遂行し得て益々その基礎を固めるに過ぎなかつた。之に反し恐慌の直接的なる破壊作用として何人の眼にも映じたものは數十に上る中流以下諸銀行の破綻乃至經營困難の暴露であり。又これと同様に資金の偏在に結果したる中小商工業者の金融逼迫、資金難の聲であつた。恐慌後における『我財界』の經過が順調であるといふ屢々吾人の耳にした讚美の報道は、かくの如き中小

商工業者以下の状態を語つたものではなく、わが経済界の上層を形我せる獨占的牙城謂ゆる『財閥』の勝誇る喊聲を反響するものに他ならなかつたのである。このことは、從來やゝ緩漫なる足取りを運びつゝあつた我産業資本の金融資本への隸屬が、謂ゆる金融資本主義への進展が、春の恐慌に堤を切られて急速度に奔流し始めたことを物語るもので、又昭和二年の重大なる地位を指示するものである。而してこの経済界において確立した大資本の支配が更に國家權力を左右して純然たる國家の資本主義化を將來せる事實は同じく恐慌に對する政府當局の對態において遺憾なく白日に曝されたところである。

かくして一過した経済界の颶風の中にあつて我國労働界が辿つた推移は如何。

経済界未曾有の激震に際してこの経済組織の廣き基底を構成してゐるところの無産労働階級が何らの瘡痕なくして過されよう筈はない。然し、この際吾人の最も注意を要するのは、経済界の震動により労働界の受けた打撃としてたゞ恐慌と直接の關聯にある事象のみが眺めらるべきでないといふ一事である。勿論、恐慌直接の打撃のみを見ても、例へば没落諸會社並びにその餘波を受けた諸事業によつて排出されたところの失業群は可成の數に達してをり、それは一年を通じて解雇者數並びに解雇者中の未就業者率の増加として現はれてゐる。とは云へ、一方において實收賃銀は本年中僅かながらも上昇

を示してをり、物價も亦同じく微かではあるが低落の氣運にあるは寧ろ勞働者狀態の向上を語るかに見ゆるし、そこには恐慌の打撃が殆んど窺はれ得ないかに見ゆるのである。だが、いまや我國の現勢における資本の攻勢は、勞働者狀態の單なる悪化として表はれるのではない。かうした資本の正面よりする攻撃は、既に組織勞働者の必死の經濟闘争に坐礁してその射撃は側面に轉せられてゐる。本年の恐慌に前後して特に著しく目立つてゐるところの少數大資本家の跳梁とこれと中小資本家との間の巨大なる溝渠、中小商人の困憊、中間階級の急速なる没落による無産階級化、職業婦人の激増、さては農村における中小地主の減少、離村による都市流入等、これら一切の都市的無産階級の不斷なる増大の強要されつゝある事實にもかゝはらず、それが現在工鑛業乃至その他の生産的勞働に従事せる勞働者數の増大として現はれないのは、無産階級の底面の甚しき擴大にも拘らずそれらの中現在の資本家的生産機構の早や抱擁し得ざる大群の存在を將來しつゝあることを指摘するものである。無産階級狀態の悪化は正にこの意味のものであり、それは早や微温的な失業救済のよく救済し得ざる事態であり、實に重大の問題を我國の前途に投げつゝあるものと云はざるを得ない。

斯かる陰鬱なる狀勢のもとにあつて、獨り組織勞働者の運動はその軍勢を加ふると

もにその前衛を尖銳にして雄々しく進撃せしめられた。然し、昨年以來頓に加はりつゝある資本の意識的攻勢とこれを助勢する政府の反動的政策とのために、經濟鬭争におけるその進出は甚しく抑壓せられ、むしろ守勢の中に惨敗に終るもの多く、分けても多年の辛酸をもつて築かれた農民の牙城が地主團體の壓倒的肉迫の前に潰滅に瀕するもの相次ぐ有様である。この狀勢は昨年以來進められた政治的鬭争への無産政黨運動への飛躍的方向轉換に局面の打開を見たのであるが、本年においては金融恐慌によつて助勢せられた内部における分裂抗爭にもかゝはらず、今や無産階級運動の主力をこゝに吸収したかの觀がある。特に九月より十月にかけて行はれた全國府縣會の總選舉は、普通選舉による最初の總選舉として無産政黨の初陣として天下の耳目を集めたところであり、その結果の成否如何は見る人の見解に依るとはいへ、積る選舉界の醜弊に投せられた一大鐵鎚であつたことは争へない。しかもこの結果は、從來何人も之を認め政黨各自も之を標榜しつゝある單一無産政黨の必要を眼前の事實をもつて迫るものであつた。かくして合同の機運は一時著しく促進せられ既に合同の提唱となつて現はれたのであるが、狀勢は未だ尙ほ事實としての合同協議を進ましめるに至らず、地方的無産黨の整理とともに無産政黨當面の問題として次年度にその解決を貽さざるを得なかつた。然し、資本の

攻勢と無産階級陣營内の分裂抗争とにかゝはらず、組織労働者の數量的増大、御用組合の階級組合への發展、中間階級の意識的分子の無産階級への接近、婦人労働者の階級的覺醒を合流して無産諸政黨は、いまや暗雲低く垂れる我國の前途を打開すべき唯一の力として、國民の要望を擔ひつゝ重大の使命に直面してゐる。

斯くの如き労働者の状態と斯くの如きその運動の現勢とに對する施設及び對策においても、上述の趨勢は勢ひ反映せざるを得なかつた。先づ業主の對策について見れば、温情主義的な福利慰安施設は資本家の對抗的な一般的狀態の唯中においても尙ほ不可缺なる労働者懐柔策として、特に大工場大鑛山においては漸次ながら進められてゐるのを見る。而して業主團體の意識的對抗團體への結成並びに此種團體の積極的活動は昨年来の傾向を辿り愈々進展せしめられつゝあるが、之に反し謂ゆる協調的對策の見るべきもの殆んどなきは寧ろ當然と云はねばなるまい。次に、政府及び公共團體の社會政策的施設も、上と同様急轉を見ることはできなかつたとはいへ不斷の努力は拂はれてゐる。先づ社會保險の端緒としての健康保險は實施一年の試練を経てその缺陷を繕ふべき新法案の作成に進み、謂ゆる人口問題の一對策としては——其の效果の薄いことは豫め見へ透いておると思はれるが——企業移民の獎勵を目的とする移住組合法の實施を見るに至

つた。だがこの種の施設政策とともに他方において進歩的労働者運動に對する警察眼的態度の遠慮なく露出せられるのは、いつも乍ら政府當局の常套手段たる相殺政策である。

酣なる社會戰の戰野を顧るに當つて、一連の救護部隊、社會事業の活動を見逃すことはできない。しかし、引續く經濟界の不況、従つて一般民衆の生活苦の深化、無産階級の増大は、從來の社會事業の對象若くは範圍を擴大せしめる結果として、事實上において私的社會事業の經營は困難となり、勢ひ公的社會事業に俟たざるを得ぬ趨勢に立到つてをり、それと同時に、一方無産階級の著しき自主的鬭争的進出を前にして、今や社會事業はそれ自身の主體を確立すべき一個の理論的な根本な問題に當面してゐる。かくして社會事業の實際も亦同時に行詰りの状態にあり、これを如何にして打破するやは今後の重要問題を構成してゐる。政府は、然し乍ら自身の觀點の下に、昨年諮問機關として社會事業調査會を設置して以來、社會事業施設の整理並びに改善に關する方策を立てつゝあり、且つ本年における實際施設としては、不良住宅地區の改正、公益質屋の法的規定、妊産婦及び幼児の保護、義務教育終了兒童に對する職業の指導、貧困兒の扶助等に力を用ひつゝある。

更に轉じて社會思想家の運動を見る。注目すべき事柄は、無産政黨の成立發展とともに

に社會思想家の大部分が政黨的雰圍氣に吸收され政治運動に糾合されたことであり、その結果、これら思想家の主力が政黨運動自身への批判として時代の客觀的地位の認識とそれに出立する戰術の把握とに向けられ、結局批判の對象が一般社會といふ外に對するものから無產政黨陣營の内部に向けられたことである。それは、勞働陣營内部の分裂に基づいて謂ゆる『理論鬭争』に花々しく本年の論壇を賑はすに至つた。而してこれら左翼陣營を繞る思想家運動の思想的基調は依然濃厚なるマルキシズムである。その他の思想家の運動としては、自由主義的思想家の活動には殆んど生々の氣の見るべきものなく、無政府主義運動は前年より更に沈潜して殆んど姿を現はさない状態であつた。婦人運動は従來の主流たりし女權擴張一天張の觀念的自由主義的運動に漸く最後の日が來て、階級的經濟運動に發足する新興無產婦人團體の簇生に取つて代られようとしてゐる。然しこの婦人運動は、今年中その潑刺たる活動とともに著しく無產政黨運動との接觸を見たかのプロレタリア藝術家運動と同様に、行く／＼無產政黨運動の大翼の中にその活動の本據を置くに至るものであらう。水平運動は行詰りの一年であり、學生社會科學運動は學内學外における當局の不斷なる壓迫のために、少くとも表面上は未だ往年の活氣を恢復しなかつた。これら社會主義的乃至進歩的諸運動に對して反社會主義的、反動的

目的を抱持する諸團體も一方において漸次組織化されるとともに他方において漸く公然の態度を持して進出し、積極的に無産政黨運動に抗争を試みるものゝ急増せんとする勢を見せてゐる。

之を要するに昭和二年は經濟界の危機を経過せることにより我社會經濟が一段の躍進を試みた年であり、そこには金融資本の覇權の確立があつたと同時に勞働者運動においても政治運動の初陣を戦ひ新しき發展への萌芽を蓄へたところの劃期的な一年であつたと云はねばならぬ。本年鑑はかゝる狀勢の下に立てる昭和二年における日本勞働者の各方面に亘る状態と運動とこれに對する施設對策に關する事實の記録である。

終りに臨んで本年鑑を編纂するに方り多くの資料と便宜とを與へられた公私の團體並に各位に對して深厚なる謝意を表すると同時に、尙將來における一層の援助と助言とを切望する次第である。

昭和二年九月

大原社會問題研究所

昭和二年重要日誌

一・二	健康保險法による給付開始	四・二〇	日本労働組合同盟大会(於東京)	七・二	第一回消費組合デー舉行
一・八	労働黨日労働に右翼排撃を提唱す	四・二三	日本國民禁酒會大會(於名古屋)	七・七	人口食糧問題調査會官制公布
一・四	大山、安部兩氏早稻田大學を去る	四・二七	臺灣救済案樞府にて否決、若槻内閣 總辭職す	七・八	第一次山東出兵
一・九	朴烈事件怪寫眞解禁さる	四・二八	臺灣銀行、近江銀行等休業、銀行の 取付に合ふもの多し	七・二〇	臺灣民衆黨結黨す
一・三〇	議會停會となり、三黨首妥協成る	四・三〇	田中政友會内閣成る	七・二二	松島事件公判開かる
一・三三	總同盟大阪聯合會組合會議を脱退す	四・三三	モラトリアム施行、組合銀行休業す	七・二三	検閲制度改正期成同盟會創立
一・三五	日本労働總聯合大阪にて創立す	四・三三	第三回地主大會を大阪に開催	七・二三	川崎造船所職工三〇三七名職首 サツコ、ヴァンセツチ死刑反對運動 起る
二・四	日本農民組合三宅等二十一名除名す 御大葬につき恩赦の詔書下る並百五 拾萬圓惠恤御下賜	四・三六	日勞、労働兩黨の對支反對議會問題 につき共同戦線を張る	八・二	長野縣岡谷に製糸工の罷業起る
二・七	米大統領補助艦制限の提議をなす	四・三六	第八回メーデー各地に舉行	八・二	北九州に暴風雨あり被害激甚
二・一〇	日本農民組合全國大會(於大會)	五・一	第五十三回臨時議會開院式	九・三	普選法による府縣議戰始まる
二・三〇	惡法反對全國無産團體協議會創立	五・四	國際經濟會議ジュネーブに開催	九・三	全國婦人同盟創立
二・三三	憲本提携成る	五・八	財界救済法案修正され兩院通過す	一〇・二〇	第二回労働統計實地調査
二・三五	全日本農民組合創立	五・八	日本労働組合評議會大會(於大阪)	一〇・二二	大日本女子青年會發會
三・一	震災法案衆議院を通過す	五・九	交通總聯合第二回大會解散さる	一〇・二二	第一回全國方面委員會會議開催
三・二	北但の大震災あり	五・二二	地方長官の大更迭	一〇・二六	昭和銀行創立
三・七	渡邊銀行休業、他銀行の休業續出	五・二二	太平洋労働組合會議漢口に開催	一〇・二七	ロシア革命十週年記念各地に舉行
三・一五	郵船司厨部爭議起る	五・二〇	第十回國際労働會議開催	一一・二二	日労働無産黨合同を提唱す
三・一八	衆議院大混亂裡に豫算案通過す。	五・二五	對支非干涉同盟創立(於東京)	一一・二二	九州帝大紛擾、六教授休職となる
三・二四	震災手形法海外移住組合法(五月一 日施行)不良住宅地改法(七月一 十五日施行)公布	五・二五	高橋藏相引退し、三土氏代る。	一一・二四	岐阜縣一色村小作爭議暴動化す
三・三〇	公益質屋法(八月十日施行)公布	六・二	革新黨大阪にて結黨	一一・二七	大阪の議會解散請願運動解散さる
四・一	海事協同會事業開始	六・三	簡易小兒保險創始計畫成る。	一二・二七	日労働第一回全國大會
四・三	支那南京にて邦人多數暴行さる	六・八	行政制度審議會官制公布	一三・一	日本農民黨第二回全國大會
四・五	臺灣に労働爭議頻出	六・八	政友會自作農創定計畫發表	一三・四	社會民衆黨第二回全國大會
四・六	北京ロシア大使館搜索さる	六・二四	立禁反對デー各地に舉行彈壓さる	一三・四	全國水平社大會(廣島)第二日解散
		六・二四	軍縮會議ジュネーブにて開催	一三・五	臺灣農民組合大會、第二日解散
		六・二六	小樽解ストライキ悪化す	一三・五	ブラッセルに帝國主義反對同盟大會
		六・二六	勞農大會を東京に開催	一三・七	労働農民黨第二回全國大會
		七・二		一三・七	朝鮮共産黨事件判決下る
				一三・三	小作調査會總會

凡例

一 本年鑑に掲げた記事は主要なる新聞雑誌、各勞働團體の報告、各官公廳公私團體及び私人の報告に據り本所に於て取捨按排したものと本所が直接調査した所に據るものとより成る。

一 本年版の編纂方針は大體前年のそれを踏襲した。従つて部篇章節の順序乃至記述の詳粗の如きも前年度版と大差ない。但し多少の變更は免がれなかつた、其の重なるものは次の一點であつて其の他は比較的小さな修正増補に過ぎない。

一 從來本所から出てゐた「日本社會事業年鑑」は昨年から發行を中止することになつたので、同年鑑中に編纂さるべき或者を昨年度の年鑑の中(主として其の第三部第二篇)に採録したのであるが、本年度の年鑑では更に之を改めて獨立の一部(第四部社會事業)を設け、ここで社會事業の全部を纏めて取扱ふことにした。従つて又昨年度の年鑑よりも可成り詳細な記述を試みることになつた、そしてそれがために部篇章節の名前や順序に多少の變更を見たものがある。

一 本年鑑には附録一の中に(其の(A)として)現行社會問題關係法規の目次を掲げてお

いた。

一 總目次は之を卷首に掲げ、各部に於ける細目次は各部の扉本文のは表、統計表あるものは裏に載せてある。

日本労働年鑑目次

緒言——昭和二年大観

昭和二年重要日誌

凡例

第一部 労働者状態 一

概説 一

第一篇 労働者状態一般 二

第二篇 工・鑛・交通労働業者状態 一五

第三篇 農業労働者状態 三五

第四篇 その他の労働者の状態 四七

第五篇 中間階級者・婦人労働者・職業婦人並に少年労働者状態 四九

第六篇 労働移民状態 六六

労働者状態統計表—第一表乃至第二十四表……………七三

第二部 労働者運動……………一四一

概説……………一四一

第一篇 労働争議……………一四一

第二篇 労働運動……………一九六

第三篇 労働組合……………二五〇

第四篇 産業組合及労働者の自立運動……………二九一

第五篇 無産政黨……………二九七

労働者運動統計表—第一表乃至第六表……………三三九

第三部 労働施設及對策……………三五九

概説……………三五九

第一篇 業主の施設及對策……………三六〇

第二篇 社會政策的施設……………三七二

第三篇	勞働者運動對策	四〇八
第四篇	勞働問題關係調査	四一六
第五篇	勞働立法	四一九
	勞働施設及對策統計表—第一表乃至第六表	四二一
第四部	社會事業	四四九
	概說	四四九
第一篇	社會事業行政	四四九
第二篇	社會事業施設	四五八
第三篇	兒童保護事業	四八五
第四篇	社會教化事業	五一〇
第五篇	社會事業に關する調査	五二五
	社會事業統計表—第一表乃至第十一表	五二七
第五部	社會思想家の運動	五六五

概説	五六五
第一篇 社會主義的運動	五六五
第二篇 反社會主義的運動	五七九
第六部 國際勞働問題	五八五
第十回國際勞働總會の經過	五八五
附篇 政治・財政・經濟・人口一斑	五九七
附錄一 社會問題關係法規	一
(A) 社會問題關係法規目次	一
(B) 昭和二年中に制定せられたる社會問題關係法規	一三
附錄二 文獻	三三
(A) 雜誌掲載社會問題關係記事	三三
(B) 昭和二年中出版社會問題關係主要圖書	八六

第一節(勞働者狀態)統計表

- 第一表 勞働者數
- 第二表 工場勞働者數
 - 其一業務別工場數、其二業務別職工數
 - 其三寄宿職工數。
- 第三表 鑛山勞働者數
 - 其一鑛夫數累年表、其二府縣別鑛夫數
 - 其三業態別鑛夫數。
- 第四表 交通通信業勞働者數
 - 其一國有鐵道從業員累年表、其二地方鐵道從業員累年表、其三軌道運輸從業員數、其四船員數累年表、其五海技免狀受有者數、其六郵便電信局從業員累年表、其七諸車數累年數。
- 第五表 工場勞働者年齡別
 - 其一體性年齡配關係別勞働者數、其二適用工場年齡別職工數、其三使用職工五人以上工場年齡別職工數。
- 第六表 鑛夫年齡別
- 第七表 職業紹介所求職者教育程度
- 第八表 工場勞働異動
 - 其一工場勞働者異動日表、其二業務ノ廢止新設等ニ因ル職工解雇入數、其三、解雇者歸趨調、其四主要業態別解雇入累日表。
- 第九表 鑛山勞働異動
 - 其一鑛夫各月異動表、其二解雇者歸趨調。
- 第十表 失業統計
 - 其一調查地域別失業者數、其二產業別失業者、其三日傭勞働者失業者數。
- 第十一表 一般勞働賃銀統計
 - 其一東京勞働賃銀表、其二大阪勞働賃銀表。
- 第十二表 工場勞働者賃銀統計
- 第十三表 鑛夫賃銀統計
- 第十四表 夜間作業工場統計
 - 其一工場法第五條ニ依リ夜間作業ヲ行フ工場數及職工數、其二工場法第六條ニ依リ夜間作業を行フ工場及職工數
- 第十五表 工場災害統計
 - 其一工場災害者數累年表、其二業態別災害者數、其三病傷者業務別數、其四病傷者種類結末調、其五工場災害死傷者原因別責任別調。
- 第十六表 鑛山災害統計
 - 其一鑛山變災死傷人員累年表、其二鑛山種別變災死傷人員表、其三鑛夫死傷病者累年表。
- 第十七表 物價統計
 - 其一主要日用品卸賣物價表、其二東京物價十ヶ年對照表、其三東京主要商品指數、其四東京小賣物價指數、其五大阪市日用品普通小賣物價表、其六內外物價指數對照表。
- 第十八表 郵便貯金統計
 - 其一郵便貯金累月表、其二郵便貯金預入人職業別數
- 第十九表 工場職工貯金
- 第二十表 農事統計
 - 其一耕地段別、其二農家戶數、其三耕地所有者戶數、其四平均反當生產費。
- 第二十一表 漁業統計
 - 其一水產業者數、其二難破漁船。
- 第二十二表 俸給者統計
 - 其一官吏數及年平均俸給額、其二公吏數及年平均俸給額、其三官公私立學校職員數、其四小學校教員數。其五中等學校職員數、其六實業補習學校教員數、其七其他學校職員數、其八學校職員平均月俸額。
- 第二十三表 婦人勞働者及少年勞働者統計
 - 其一女工數累年表、其二保護職工數、其三工場法適用除外工場職工數、其四工場法第二條第二項該當工場職工數、其五工場法第五條該當夜間作業工場職工數、其六工場法第六條該當工場夜間作業工場職工數、其七工場少年勞働數累年比較、其八鑛山少年鑛夫數、其九學齡兒童就學狀況、其十貸座敷及娼妓數。
- 第二十四表 海外移民統計
 - 其一海外在留邦人累年比較、其二在留地別本邦內人數、其三主要渡航地及主要職業別在外邦人數。

概 説

大戦後に於ける經濟界の反動的な不況以來我事業界の引續き潜在してゐた矛盾が本昭和二年四月に至つて俄然金融大恐慌として曝露せられた。この結果として我經濟界は却つて一應清算された形となり、所謂「財界」はその後可成り順調なる経過を辿りつゝあるものゝやうであるが、しかし中に商工業者及び勞働大衆に向つては恐慌は手痛い打撃を残して行つたに過ぎなかつた。

そこで本年に於ける勞働者狀態の一般的狀態は、昨年と比較して大差なしと云ふよりは寧ろ陰鬱の氣が漲つてゐる。恐慌直接の影響としては川崎造船所の大淘汰を始め鈴木商店直系傍系諸會社の没落により多大の失業者を排出した。工場勞働者について見れば、新設復舊工場の雇入數は一年通計に於て昨年より減少して居り、雇人の解雇に對する超過も昨年よりその開きが少なく、解雇者の未就業率は可成りに高くなつてゐる。たゞ物價は稍々低落の機運にあり、且實收賃錢は稍々昂騰の氣味にあるけれども、實收賃銀の昂騰に對しては上に述べた産業豫備軍の増加、就中不景氣により下層勞働者の遊離せる事情を考慮すれば、これ亦直ちに勞働狀態の一般的向上を語り得るものではない。一方に於て、中間階級の没落職業婦人の増加、農村よりの都市流入等、背後よりの都市的

無産階級の不斷なる増大あるにも拘らず、それらが直接勞働者數の増大となつて現はれずして所謂豫備軍の擴大を來しつゝあることは注目せらるべきであらう。

農村に於ける狀態は昨年度に概して大差なく、自作農の僅少なる増加と小作農及び小中地主の減少とを呈してゐる。この傾向は大正十三年以來のことであつて、この自作農階級の増加は所謂農村中流階級の増加を意味するてふ見地より農村安定の説を唱ふるものゝ自作農創定制の効果を謳歌する者がないではない。勿論自作農創定制が全然無効ではないであらう、が併しこゝに注目すべきは耕地所有別に於ける一町乃至十町を所有する小中地主の減少である。是等の中には或は農村を離れて都市商工業其他へ方向轉換をなすものもあらうが併し其の大部分は恐らく自作農階級へ没落し、之がために其の數の増加を呈したものと見るべきではあるまいか。果して然らばこれが農村安定説の根據となり得やうか。殊に小作爭議は概して減少することなく、生産費調査は又結局缺損的數字を表はし、特に小作農に於て最も甚しく、農村振興は其の聲のみ徒らに大にして其の實蹟の之に伴はざるの憾がある。かくして、前年度と同様に農村は光に面することなく却て暗に面することを得ない。

俸給生活者の生活狀態の勞働者以上に劣悪なることや本年度に於ける其の失業増加やは中間階級の無産階級化の進捗を

示すものであらう。職業婦人の數は依然増大して併かも其の報酬乃至就業條件の改善は之に伴はず。女工に至つても其の勞働及生活状態の舊來と大差なきは其の健康調査が本年度に於ても亦吾々に證明する所である。

國內に於ける經濟界の窮迫は政府の移民獎勵方針と相待つて海外殊にブラジル及南洋への移住民を増加せしめた、反之朝鮮人の移入は減少したのを見る。

第一篇 勞働者状態一般

第一章 職業別人口及勞働者數

1. 職業別人口

我國の職業別人口に就ては、第一回國勢調査の結果が未だ全部の發表を見るに至らないが故に、本年においても大正十四年以來掲げ來つたところの抽出方法による概數を示すこととする。

職業別今口 (單位千人)

職業	從屬者		合計	百分率
	本業者及無職業	本業なき從屬者		
農業	一四、一四〇	二、三三五	一六、四七五	四・三
水産業	五五七	八八八	一、四四五	二・七
家事使用人	一、九七	—	一、九七	—

職業	業主		職員		勞務者		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
鑛業	—	—	—	—	—	—	—	—
工業	—	—	—	—	—	—	—	—
商業	—	—	—	—	—	—	—	—
交通業	—	—	—	—	—	—	—	—
公務自由業	—	—	—	—	—	—	—	—
其他有業者	—	—	—	—	—	—	—	—
家事使用人	—	—	—	—	—	—	—	—
無職業	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—

〔備考〕家事使用人とは主人の世帯外より通勤する家扶、家令、番頭の如く一個獨立の職業たるものを指す

職業	業主		職員		勞務者		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
農業	四、五七〇	五五五	一四	—	三、二二五	五、八九五	七、七〇九	六、四三二
水産業	一七	二	八	—	三五〇	四〇	五五五	四三
鑛業	—	—	—	—	—	—	—	—
工業	一、〇六六	二七四	三〇〇	八	二、四三二	一、一九九	三、七九七	一、四八一
商業	一、三三六	三九四	四八	—	五三三	五八六	二、二九七	九九三
交通業	—	—	—	—	—	—	—	—
公務自由業	—	—	—	—	—	—	—	—
其他の有業者	—	—	—	—	—	—	—	—
家事使用人	—	—	—	—	—	—	—	—

無職業 二六 三三 三六 三五

計 七、九三二、六二〇 一、三九八、一六六 七、八〇三、八、一七七 一七、一三四、九、九五五

〔備考 業主——業務を主宰經營する者。職員——業主の下に在りて事務又は技術に従事する者。勞務者——業主職員の下に在りて單に勞務に従事する者。〕

而して右に據り、各種職業における本業者中の勞務者の割合を見れば次の如くである。

農 業	一四、一四〇	九、〇二〇	六三・八
水 産 業	五九七	三九〇	六五・三
鑛 業	四九六	四四六	八九・九
工 業	五、二七八	三、六三〇	六八・八
商 業	三、二九〇	一、二〇九	三三・七
交 通 業	一、〇三三	六四七	六三・六
公務自由業	一、二五八	二六三	二一・七
其他の有業者	四九一	四六五	九四・七
家事使用人	二五	—	—
無 職 業	五八一	—	—
計	二七、〇八九	一五、九七〇	五八・九

更に右の本業者たる勞務者に對する從屬者數、並びにこれら勞務者を通計して得たる勞働階級人口の職業別を示せば

左の如くである。

農 業	九、〇二〇	一七七	九、一九七
水 産 業	三九〇	二六五	六五五
鑛 業	四四六	三九六	八四二
工 業	三、六三〇	二、〇九一	五、七二一
商 業	一、二〇九	八二	一、二九一
交 通 業	六四七	七三六	一、三八三
公務自由業	二六三	一六九	四三二
其他の有業者	四六五	四七三	九三八
家事使用人	—	—	—
無 職 業	—	—	—
計	一五、九七〇	四、三六八	二〇、三三八

(本表は内閣統計局昭和三年度「勞働統計要覽」より計算す)

2. 各種勞働者數

- 一、工場勞働者 二、一〇九、一三三 (昭和二年十二月末社會局調)
- 二、鑛山勞働者 二九三、九二五 (同 右)
- 三、農業勞働者 三、二七、五八二 (大正九年十月一日農商務省調)
- 1 純勞働者 三三三、〇三四
- 2 其 他 二、七四、五五八
- 四、漁業勞働者 四、五、三三〇 (大正十四年農林省調)

五、林業労働者	三九、八九一	(昭和元年農林省調)
六、商業労働者	一、二九、〇〇〇	(抽出方法に依る第一回)
七、交通労働者	七三、三五五	(國勢調査の結果に依る)
1 鐵道軌道従業員	三六、八八一	(昭和元年鐵道省調より計算)
2 船舶労働者	四九、一〇〇	(大正十三年末及び昭和二年七月末逓信省調より計算)
3 通信従業者	五、三五四	(昭和元年逓信省調)
八、自由労働者	八二〇、六四七	(大正十一年末内務省調)
1 大工左官等	六八、二六三	(同 右)
2 人夫、仲仕	一三、四五五	(同 右)
九、鹽田従業者	四、七五五	(昭和元年大藏省調)

(尚ほ各種労働者数の細別數字は第二篇以下各章において掲載する)

第二章 労働生活

第一 失業状況

全般的の失業状況に就いては、大正十四年十月一日現在を以て施行せられた全國主要二十四都市並にその附近地域に亘る失業調査の報告以後新しい調査に接しない。而して右は昨年度年鑑にや、詳かに紹介したところであるから、こゝにはたゞ一二の補足を摘記するに止まり、詳細に就ては右昨年度年鑑並に日本帝國統計年鑑の参照を乞ふこととする。

【大正十四年十月一日失業統計調査摘要】

調査人口二、三五五、〇一五人中、失業者一〇五、六一二人を算し、

調査人口に對し四・四八%に當る。失業者一〇五、六一二人中、給料生活者一九、三九六人、労働者四六、二七八人、日傭労働者三九、九三八人で、失業率は給料生活者三・一五%、労働者三・〇二%、日傭労働者一九・三六%の割合を示してゐる。

産業別給料生活者の失業者及び失業率 給料生活者一九、三九六人中、商業の六、六五二人(三四%)最も多く、公務自由業の五、四六九人(二八%)、工業の四、二四一人(二二%)これに次いでゐる。失業率は水産業の二二・一〇%最も高く、農業の七・八六%、鑛業の五、一九%これに次ぐ。

産業別労働者の失業者及び失業率 労働者の失業率は給料生活者における産業別分布と異り、その失業者四六、二六七人中、工業二九、三八九人(六四%)を占め、交通業の六、四八五人(一四%)、商業の五、五八一一人(一二%)これに次ぎ、公務自由業は二、五八八人(六%)に過ぎない。失業率は水産業の七・五〇%最も高く、交通業の四・〇八%、農業の三・九五%、工業の三・三三%、公務自由業の三・二五%の順序である。

職業別日傭労働者の失業者及失業率 日傭労働者の失業者三九、九三八人を職業別に見るに、人夫手傳の一二、九二五人(三二%)最も多く、次で土工の五、三九一人(一三%)、大工の四、九四五人(一二%)、仲仕の三、二〇四(八%)、職の二、〇二八人(五%)、左官の一、三二二人(三%)、庭師の一、二六五人(三%)の順次である。失業率は給料生活者及労働者に比し一般に高いが、各職業別に依つて見ると業態により甚しい高低を示してゐる。即ち、失業率最も高きものは浴

場雇人の四九・四四％であり、セメント工の三四・八五％これに次ぐ。比較的失業率低きものは人力車夫の五・八八％、鐵筋工の六・七三％、疊職の八・二三％の如きである。

年齢別失業者及失業率 給料生活者、労働者、日傭労働者を通じて年齢三階級別に見ると、失業者は成年級に最も多く各總數の九六・〇％を占め老年級及び少年級は遙かに少い。

總數	給料生活者	労働者	日傭労働者
總數	100.0	100.0	100.0
十四歳以下	0.6	0.1	0.4
十五―五九歳	96.0	96.2	95.7
六十歳以上	3.4	3.6	3.9

失業率に於ては老年級の九・七〇最も高く、成年級の四・五九これに次ぎ、少年級は遙かに低く僅かに〇・五五に止つてゐる。

第二 労働移動

労働者の移動状態を窺ふため本年七月發行中央職業紹介事務局調「大正十四年出稼者調査」に據るこゝゝする。大正十四年中他道府縣への出稼者總數は 七八五、三七六人にして、その五割八分弱は男子である。總數は前年よりも 一一七、四一三人の増加を示してゐる。

府縣別移動状況 之を府縣別に見て一萬以上の出稼者あるものを擧ぐれば次の如くであるが、最低は大阪府の六四三人であり、また一府縣當り平均出稼者は一七、〇七三人である。

第一部第一篇 労働者状態一般

新潟縣	一五、一五	青森縣	二〇、六九	長野縣	一三、四七
島根縣	三九、三三	富山縣	二〇、四〇	滋賀縣	二三、一七
徳島縣	三八、三二	三重縣	二〇、〇八	千葉縣	二三、九八
熊本縣	三三、三二	岐阜縣	一九、七七	石川縣	二三、八五
岡山縣	三三、七一	兵庫縣	一九、三三	静岡縣	二三、八四
鹿兒島縣	三三、四七	廣島縣	一七、八五	福井縣	二一、五八
香川縣	二六、九八	秋田縣	一六、三六	茨城縣	二一、四八
大分縣	二五、四二	宮崎縣	一五、四二		
山梨縣	三三、七七	長崎縣	一五、三五		

更に女子出稼者につき府縣別に見るこ新潟縣の七萬一千を最高として大阪の百五十三を最低とする。一萬以上の出稼者あるものを列擧すれば、

新潟縣	七、五三	鹿兒島縣	一五、七三	香川縣	二〇、七二
島根縣	一八、五九	徳島縣	一五、〇七	大分縣	二〇、八四
山梨縣	一八、〇五	岡山縣	一四、五六		
熊本縣	一六、二〇	岐阜縣	一四、四一		

次に、入稼者の状況を見るに東京府に最も多く、最少は沖繩縣の二百十九人である。一萬人以上の入稼者ある地方は

東京府	三三、五一	愛知縣	四、六三	樺太	一六、三三
大阪府	二〇、四五	長野縣	三三、五五	群馬縣	二三、二九
北海道	六、三六	京都府	三、五七	長崎縣	二三、〇二
福岡縣	六、六三	神奈川縣	三、三九	朝鮮	二〇、七五
兵庫縣	四、九〇	埼玉縣	一六、五六	廣島縣	二〇、五七

右のうち長崎縣、廣島縣を除けば何れも出稼者より入稼者の數が多數を占めてゐる。更に女子の入稼状態は、

大阪府	五、三三〇	長野縣	三、八〇一	京都府	一五、六八〇
東京府	四、九二一	兵庫縣	三、六〇三	北海道	一四、四二六
愛知縣	二九、八〇三	福岡縣	三、八二四	埼玉縣	一、八二九

職業別移動状況 出稼者を職業別に觀るに、出稼者實數についての職業別數及び割合は左の如くである。

	男	女	計
工業及鑛業	一六、一〇七	二〇、八二八	三六、九三五
土木建築業	四、〇四三	一五、三三七	一九、三九〇
商業	三、三三八	一七、〇九五	二〇、四三三
農林業	三、二四四	一六、二七四	一九、五一八
水産業	七、五二四	八、四九八	一六、〇二二
通信運輸業	一四、八二四	四、〇八八	一八、九一二
戸内使用人	一、六三五	六、八七五	八、五〇〇
雑業	七、二七七	三、一七七	一〇、四五四
不詳	六、三三一	五、〇九三	一一、四二四
計	四四、〇三三	三三、二七五	七五、三〇八

右に依つて見れば工業及鑛業最も多數にして出稼者總數の大半を占めてをり、その他は之に比して著しく少い。而して各職業について移動状況を見れば、

(一)工業及鑛業 には製絲及紡織職工が最も多數であり、鑛夫、坑

夫、酒造杜氏及雇人、凍豆腐製造、その他製紙、製茶、飲食物工業、機械器具工業等を主なるものとなす。尙ほ工・鑛業労働者の移動については第二篇第二章に詳記してをり。

(二)土木建築業 においては土方日傭が最も多く、東京、大阪、兵庫、神奈川、福岡を中心として集つて來るものが多い。

(三)商業 の中には都會地に店員及商店雜役として出稼ぐものと、賣藥、反物、海苔等の行商として諸方に出稼ぐものが主であり、新潟、兵庫、香川、三重、福井、群馬、奈良、徳島、熊本、大分、廣島、岡山等に商業出稼者多く、東京、大阪、京都、兵庫、福岡、北海道等に商業入稼者の多數を見る。

(四)農林業 は農業の田植刈入れの手傳、養蠶、林業の柚夫及び炭焼等が主なるもので、新潟、徳島、香川、大分、熊本、長崎、福岡、青森、福島、秋田等よりの農林業出稼者が比較的多數であり、北海道、樺太、群馬、長野、岡山、宮崎等にこの入稼者が割合に多い。

(五)水産業 漁業出稼の多數を有する地方は、青森、秋田、北海道、宮城、山形、新潟、富山、石川、千葉、廣島、徳島、佐賀、大分、宮崎等で、その出稼先は北海道を筆頭とし、主として樺太、長崎、朝鮮等よりカムサツカ、露領沿海州邊に亘つてゐる。春夏を主とする季節的出稼者多く且つ集團的のものが多い。

(六)通信運輸業 には仲仕、沖仲仕、船夫、舟乗、筏士等を主とし、鐵道、電鐵、自動車従事員、車夫、馬丁等がある。主なる出稼縣名をあぐれば、徳島、廣島、岡山、香川、富山、石川、福井、千葉、群馬、北海道、青森等で、出稼先は主として兵庫、大阪、東京、神

奈川、北海道、樺太、山口、福岡の如きである。

(七戸内使用人) はその八割までが女子で、概して都會地附近からその都會地に向つて集まるものと見られる。

第三 賃 銀

本年における諸職業賃銀は、商工省調査に基き十三都市の平均に於て見れば前年に比して一般に低落してゐるが、年中の月別では安定を見せてゐる。然し、地方的には東京及び大阪において稍々昂騰氣味である。

月	昭和二年		大正十五年	
	十三都市平均	東京 大阪	十三都市平均	東京 大阪
一月	100.9	103 105	103.1	103 103
二月	101.3	103 104	103.5	103 103
三月	101.1	103 104	103.7	103 104
四月	101.4	103 105	103.0	103 103
五月	101.3	103 104	103.5	103 103
六月	101.7	103 104	103.4	101 101
七月	101.1	103 104	103.0	101 103
八月	100.7	103 103	103.4	101 103
九月	100.9	103 103	101.8	101 103
十月	101.3	103 103	103.5	101 104
十一月	101.8	103 104	103.3	101 104
十二月	101.5	103 103	101.1	101 104

第一部第一篇 労働者状態一般

(大正十年乃至十二年の全三ヶ年平均賃銀を以て100とす) 尙ほ諸職業別賃銀の詳細については第一部統計表第十一、十二表を参照せられんことを乞ふ。

第二章 生活状態

第一 物 價

大正十四年二月以來、昨年を通じて低落して來た卸賣物價は昭和二年度においても同じ傾向を持續して益々低落しつつあるが、然しこの傾向は未だ以て大正九年以來の物價昂騰の水準を完全に打破する程度のものではなく、尙ほその大勢中にあることは明かである。本年底落の諸物價中、穀物、衣料品は特に著しく、昨年以來の趨勢をそのまゝ、辿つてゐる。いま十三都市平均卸賣物價指數を示せば左の如くである。

(大正十年—十二年の全三ヶ年の平均價格を100とす。)

卸賣物價指數表 (十三商業會議所報告—商工省調)

月	昭和二年(主要種類別)		昭和二年(平均)	大正十五年(平均)
	穀類	調味及び嗜好品		
一月	104.5	98.8	98.2	103
二月	107.9	97.4	96.9	103
三月	107.5	97.1	95.3	104
四月	106.8	97.0	95.4	104

世帶人員 總數	世帶平均	實收實支										實支 出	勤勞收入 對實支出 不足	實收入 對實支出 不足					
		實收					實支												
		總計	世帶 主計	世帶 主配	偶者 收入	家族 收入	勤勞 收入	貸間 收入	財產 收入	受贈 收入	其他 收入				勤勞 收入	貸間 收入	財產 收入	受贈 收入	其他 收入
6,960	2,850	1,001	1,443	1,450	1,037	677	430	511	334	1,660	2,850	1,001	1,443	1,450	1,037	677	430	511	334
4,077	3,210	3,577	3,811	4,155	4,421	4,511	4,773	5,107	5,488	5,869	6,250	6,631	7,012	7,393	7,774	8,155	8,536	8,917	9,298
2,431	5,184	7,153	9,015	1,0923	12,946	14,905	16,866	18,827	20,788	22,749	24,710	26,671	28,632	30,593	32,554	34,515	36,476	38,437	40,398
97,866	4,804	6,623	8,019	9,638	11,085	12,532	13,979	15,426	16,873	18,320	19,767	21,214	22,661	24,108	25,555	27,002	28,449	29,896	31,343
90,771	4,657	6,496	7,733	9,293	10,740	12,187	13,634	15,081	16,528	17,975	19,422	20,869	22,316	23,763	25,210	26,657	28,104	29,551	31,000
1,554	0,218	0,400	0,555	0,710	0,865	1,020	1,175	1,330	1,485	1,640	1,795	1,950	2,105	2,260	2,415	2,570	2,725	2,880	3,035
3,611	0,977	0,899	1,900	2,955	4,010	5,065	6,120	7,175	8,230	9,285	10,340	11,395	12,450	13,505	14,560	15,615	16,670	17,725	18,780
2,200	0,333	0,355	0,433	1,133	3,599	5,022	6,445	7,868	9,291	10,714	12,137	13,560	14,983	16,406	17,829	19,252	20,675	22,098	23,521
1,645	3,800	5,350	9,996	13,851	18,696	23,541	28,386	33,231	38,076	42,921	47,766	52,611	57,456	62,301	67,146	71,991	76,836	81,681	86,526
0,921	0,455	0,218	0,777	1,550	2,323	3,096	3,869	4,642	5,415	6,188	6,961	7,734	8,507	9,280	10,053	10,826	11,600	12,373	13,146
6,144	0,655	1,155	2,281	4,008	5,766	8,900	12,034	15,168	18,302	21,436	24,570	27,704	30,838	33,972	37,106	40,240	43,374	46,508	49,642
8,933	2,247	3,566	5,592	7,800	11,399	15,266	19,133	23,000	26,867	30,734	34,601	38,468	42,335	46,202	50,069	53,936	57,803	61,670	65,537
0,436	0,033	0,021	0,046	0,038	0,036	0,099	0,033	0,033	0,033	0,033	0,033	0,033	0,033	0,033	0,033	0,033	0,033	0,033	0,033
1,443	6,090	7,551	9,599	12,150	15,201	18,252	21,303	24,354	27,405	30,456	33,507	36,558	39,609	42,660	45,711	48,762	51,813	54,864	57,915

世帶人員 總數	世帶平均	勞働者																	
		平均	未滿 六〇圓	未滿 八〇圓	圓未滿 一〇〇	圓未滿 一二〇	圓未滿 一四〇	圓未滿 一六〇	圓未滿 一八〇	圓未滿 二〇〇	圓以上								
4,077	3,406	3,744	3,551	3,541	3,965	4,111	4,530	4,949	5,368	5,787	6,206	6,625	7,044	7,463	7,882	8,301	8,720	9,139	9,558
2,431	1,831	3,744	3,551	3,541	3,965	4,111	4,530	4,949	5,368	5,787	6,206	6,625	7,044	7,463	7,882	8,301	8,720	9,139	9,558
97,866	6,090	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
4,077	3,406	3,744	3,551	3,541	3,965	4,111	4,530	4,949	5,368	5,787	6,206	6,625	7,044	7,463	7,882	8,301	8,720	9,139	9,558

日本勞働年鑑

項目	總額		平均		勞働者		勤勞者		未滿		以上	
	總額	平均	總額	平均	總額	平均	總額	平均	總額	平均	總額	平均
總額	114,133	60,900	75,511	55,999	111,330	131,700	144,188	162,822	185,711	195,655		
飲食費	40,977	27,333	31,477	36,811	41,255	46,799	52,666	58,666	52,833			
住居費	26,544	15,144	18,011	22,755	26,955	28,887	35,599	35,499	44,000			
被服費	12,433	5,988	7,933	10,500	10,866	15,177	19,877	24,433	22,066			
保健衛生費	7,099	3,333	4,600	6,377	6,777	7,866	9,066	8,155	10,188			
育兒教育費	5,100	1,622	2,600	3,800	4,800	6,511	7,977	8,344	10,388			
文房具、通信運搬及交通費	2,977	1,077	1,666	2,544	2,899	3,588	4,533	4,033	4,028			
公課其ノ他ノ負擔費	1,522	0,466	0,699	0,688	1,009	1,700	2,833	3,008	3,555			
交際費	6,622	3,155	3,777	4,955	6,111	8,400	7,733	10,339	13,266			
修養娛樂費	5,677	1,988	3,177	4,822	5,566	7,022	7,144	9,355	9,255			
遊山旅行費	1,299	0,088	0,699	1,722	1,022	1,900	1,288	1,611	0,355			
其他	3,933	0,877	0,922	2,055	4,100	3,900	5,500	9,355	8,199			
世帶人員總數	3,466	455	888	967	557	339	152	90	31			
世帶平均	14,253	1,552	3,541	3,965	2,290	1,390	677	426	165			
總額	44,188	3,744	4,233	4,100	4,111	4,500	4,622	5,333	5,477			
飲食費	84,100	57,400	66,889	80,377	92,299	106,880	124,533	135,911	149,900			
住居費	36,688	28,666	33,866	36,001	39,666	43,377	46,511	45,711	56,788			
被服費	17,666	10,533	13,477	16,877	19,677	23,188	25,500	28,544	26,988			
保健衛生費	8,666	5,000	6,455	7,999	8,944	12,777	14,955	17,944	18,888			

保健衛生費	五・六四	四・三三	四・一〇	五・一八	五・八〇	七・六五	九・〇四	九・二二	一〇・三六	二〇・〇三
育兒教育費	二・八三	一・七六	二・二三	二・六五	三・一一	三・八七	四・三三	四・九二	八・〇六	三・九七
文房具、通信運搬及交通費	一・五〇	〇・九六	一・二三	一・三五	一・六四	一・七六	二・八四	二・七五	四・六四	四・〇六
公課其ノ他ノ負擔費	〇・四三	〇・二六	〇・三八	〇・三五	〇・四四	〇・四六	〇・七八	〇・九九	〇・八一	一・五一
交際費	四・四三	二・四八	三・〇六	四・〇五	五・〇五	六・三六	七・二七	九・三六	八・九七	一三・二五
修養娛樂費	三・二〇	一・七四	二・一六	二・九二	三・六九	四・五九	六・〇一	七・四二	四・九五	八・六六
遊山旅行費	〇・六〇	〇・四七	〇・六三	〇・五七	〇・六〇	〇・七九	〇・五二	〇・四二	一・五四	〇・八三
其他	二・九七	一・四三	一・五三	二・四三	三・五九	三・一八	六・八九	八・六七	六・九六	一八・一〇

2. 貯蓄及金融

郵便貯金 郵便貯金の最大部分は小額収入者によつて占め

られてゐるが、その状況は本年度においては例年に比して甚しく相違し、前年に較べるに預入金額は五億八千餘萬圓、新規預入人員は九十二萬八千餘人、年末現在高は三億六千餘萬圓だけ、各々莫大の増加を示してゐる。即ち左表の如くである。

年末現在	人員	金額	一人平均
三、七四〇、〇九八人	三、四、〇三六、二七〇人	一、五三三、〇三七、八〇六圓	四圓七五厘
一、七四〇、〇九八人	一、五三三、〇三七、八〇六圓	三、六六、六三三、七二圓	八圓四厘

これは、多言するまでもなく四月金融恐慌の結果中小銀行の預金が郵便貯金に振替へられた異常の事情に依るものであり、そのここは次に掲げた月別表において四、五月にかけて急増した預金額がそのまま、漸増の傾向を續けて年末に至つてゐる状況から窺はれる。而してこの急増が單に恐慌時に止らず爾來持續してゐる有様を見るに、小口資金の所有者が中小銀行を避けて郵便貯金に依頼してゐる程度の大なることが観取できる。

郵便貯金預金高月別移動表(昭和二年)

昭和二年	前年に比し増	一月末現在	七月末現在
新規人員	四、八四九、八五一	二、一六二、〇六五、七九圓	二、四九九、〇三五、四三圓
預入度數	九一、五四三、五三六	一、二六三、五九八、七三	一、四九九、八〇四、七三
金額	一、四六四、八二七、一五三圓	一、二六三、五九八、七三	一、四九九、八〇四、七三
全拂人員	三、一〇九、七三三	二、八八二、四三七〇	二、八八二、四三七〇
拂戻度數	二五、九〇四、八八二	二、八八二、四三七〇	二、八八二、四三七〇
金額	一、〇九八、三〇四、三六二圓	二、八八二、四三七〇	二、八八二、四三七〇

三月同 一、二八二、八〇〇、〇〇四 九月同 一、五三三、九六三、四三〇
 四月同 一、二六七、五五七、〇八七 十月同 一、五二四、六六三、二六八
 五月同 一、四九九、九二八、二五九 十一月同 一、五五五、七九三、七九三
 六月同 一、四七〇、五三二、六二四 十二月同 一、五三三、〇三七、八〇六

郵便貯金預入人を職業別に見るに次の如くである。(但し昭和二年分は未発表なるが故に昭和元年末現在のそれを掲載する。)

職業	人員(百に對する割合%)	金額(百に對する割合%)	一人當り預金額	同大正十四年
農業	三五	三三	三三・二四六	三三・五〇三
商業	一〇	一五	五二・〇三六	五一・四三八
工業	五	五	四〇・七八七	四二・〇二一
雑業	三	六	五八・九九六	五九・四五〇
諸業者被傭職工及一般使役人	八	六	二九・九二一	三〇・二四一
官吏軍人	七	九	四三・四七三	四三・八〇七
學校生徒	一八	七	一三・五八三	一三・六八八
漁獵業及船夫	二	二	五〇・一六六	五〇・五五二
無職	四	五	四八・八八五	四九・二六一
社寺其他團體	一	三	一四三・八〇四	一四六・九二四
職業未詳	七	九	四八・七七一	四九・一〇七
計	一〇〇	一〇〇	三六・〇三五	三六・三三二

昭和元年末においては各職業別の割合では前年度と殆ど變化ないが、一人當り預金額は各職業を通じて僅かづつ減少し

てゐる。

産業組合貯金 大正十四年度において調査組合數一三、三七九の貯金總額は六五四、九〇一、五四五圓であり、一組合當り五萬八百三十九圓、一組合員當り二百八圓といふ數を示しその前年の總額五二五、二三三、〇一九圓及び一組合員當り百七十九圓に比較して例年の如く増加してゐる。(産業組合中央會調査)

貯蓄銀行預金 昭和二年末における全國貯蓄銀行預金總額は一、〇八三、〇九八、〇〇〇圓で、大正十一年激減以來累年増加の傾向にある。本年は四、五月中は恐慌のため預金の引出しに遭ひ一時減少したが年末にかけて漸次恢復した。

無盡 大正十四年末における無盡の概況は次の如く、營業數も資本金も前年度より稍々増加してゐる。

本店數	支店數	公稱資本金	拂込資本金	一營業者平均公稱資本金	
株式會社	一九一	五	三、二七、五〇〇	八、九三、四〇〇	一一、〇八六
合資會社	三三	二七	八六、六〇〇	四三、八〇〇	三七、七六五
合名會社	二	一	七〇、〇〇〇	三七、五〇〇	三五、〇〇〇
個人	二四	二	三三、五〇〇	二三、五〇〇	九、六八八
總計	二四〇	三七	三、三八、六〇〇	九、六六、二八〇	九三、二六六

第一篇 工・鑛・交通労働者状態

第一章 概況

第一 労働者数

昭和二年十二月末現在の工場・鑛山・交通・労働者数は左の如くである。(社會局調)

	男	女	計
工場労働者	一、〇九、五一	一、〇九、五〇	二、一九、〇一
鑛山労働者	三三、六六	四、三七	三九、〇三
運輸交通通信労働者	三三、八六	二六、七四	六〇、六〇

1 工場労働者

昭和二年十二月末現在については第一部統計表第一表(其一)にその詳細が掲げられてゐるが故に、こゝには之を略し、同年六月末について見るに、工場労働者總數二、一三七、四〇四にして之を前年同月末の二、一四七、三四三に比するに九、九三九の減少を示してゐる。

右總數を官公業と私營とに分ち、更に私營を工場法適用工場と非適用工場とに分類すれば次の如くである。

官 公 營 一、六、八三九

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

工場法適用	私營非適用	計
一、五七四、〇四八	四三六、四九三	二、〇一〇、五四一
七六・七%	二一・三%	一〇〇・〇%

右労働者数を地方別に見ると、東京府の二六三、五四九(一・〇七%)を占むるものを第一位として、大阪の二三三、二七九(一・〇〇九%)これに次ぎ、兵庫(八・一三%)愛知(八・〇九%)長野(五・三六%)の順位をとり、沖繩の七六五(〇・〇四%)を最少とす。(これに就ても昭和二年十二月末現在の分は第一部統計表第一表(1)を参照)

業態別工場及び職工數 昭和元年末現在では次の如くである。(「工場統計表」に據る)

業態	工場數	%	職工數	%
紡織工業	一八、〇四一	三四・七六	九九八、四四七	三三・二四
金屬工業	三、二八三	六・三三	一〇〇、四七七	五・三六
機械器具工業	四、四二九	八・五三	三三六、〇五一	一一・五九
窯業	二、五七二	四・九六	六五、〇六三	二・二七
化學工業	二、六〇二	五・〇一	一一、二九九	三・七三
製材及木製品工業	三、七七五	七・二七	五二、八四四	一・七三
印刷製本業	二、二六二	四・三六	五一、二五一	一・七三
食料品工業	一〇、三三〇	一九・九〇	一六七、一四四	五・九一
瓦斯電氣業	三、三三三	〇・七六	七、九〇七	〇・二七
其他の工業	四、二二九	八・一三	八五、八〇一	二・八六
計	五一、九〇六	一〇〇・〇〇	一、八七三、一九五	一〇〇・〇〇

2 鑛山労働者

昭和二年六月末現在における鑛山労働者の總數は二九六、〇一五にして、前年同月の二九三、五六二(鑛山局調)に比し二、四五三の増加を示してゐる。

地方別に見て一萬以上の労働者を有するものを示せば左の如くである。

地方別	鑛山労働者數	全國鑛山労働者總數に對する比率
福岡縣	一三五、九三二	四七・九三%
北海道	三一、八七七	一〇・七
長崎縣	二〇、七四四	七・〇二
福島縣	一六、三〇一	五・五一
佐賀縣	一四、三六六	四・八五
山口縣	二二、四三六	四・二〇

(昭和二年十二月末現在の統計は第一部統計表第一表(1)参照)

鑛山種別鑛夫數 大正十五年六月末現在における數及比率は左の如くである。(鑛山局調)

鑛種	鑛夫數	(十五年度)百分率	(十四年度)百分率
金屬山	四六、九三三	一五・九六	一四・四五
石炭山	二三五、〇四四	八〇・七	八一・四七
石油山	六、四〇六	二・二八	二・三六

其他の非金屬山	計
五、一八九	一・七
二九三、五六二	一〇〇・〇〇
	一〇〇・〇〇

3 交通労働者

交通業本業者の概數は、第一回國勢調査に據れば

地位	男		女		計
	業主	職員	職務者	計	
業主	二四三、〇〇〇	一、〇〇〇	二四三、〇〇〇		
職員	一三五、〇〇〇	七、〇〇〇	一四二、〇〇〇		
職務者	五九四、〇〇〇	五三、〇〇〇	六四七、〇〇〇		
計	九七二、〇〇〇	六一、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇		

種類別交通労働者數 については完全なる統計を缺いてゐるが、各方面につき之を求むれば

1. 鐵道従業員 二二六、八八一
 - イ 國有鐵道 一六二、〇五五 昭和元年十二月末日現在鐵道省調
 - ロ 私設鐵道 二六、五二二 「現業従業員」中、雇、傭人の數 昭和元年鐵道省調
 - ハ 軌道 四七、三三五 同 右
2. 船舶労働者 四八九、一〇〇 遞信省調
 - イ 船舶法適用船 三三、〇〇〇 昭和二年七月末遞信省調
 - ロ 官廳船 四、六〇〇 大正十三年末遞信省調
 - ハ 自分持のもの 六、五〇〇
 - ニ その他の船員 四一五、〇〇〇
3. 郵便電信電話従業員(雇人以下) 二八、四七七 (大正十四年末現在統計年鑑に據る)

イ 雇 員 三、三〇七 (以下同じ)

- 一、通信事務員 四、八三三
- 二、電話交換手 一八、二九六
- 三、その他 九八
- ロ 傭 人 五、二五九
- 一、遞 送 人 五、六六三
- 二、集 配 人 四、六六六
- 三、その他 六、九三九

附記 交通労働者中、馬牛車挽、自動車運轉手、乗用及び乗合馬車
 馭者、人力車夫数の新しい数字は不明であるが、各車臺数は下の
 如くである。即ち、馬牛車三九二、九〇〇、自動車四〇、〇七〇、
 乗用及び乗合馬車三、九五三、人力車七七、三二一
 尚ほ交通労働者に關する統計は第一部統計表第四表として
 収録されてある。

第二 體 性 別

1 工場労働者

工場労働者数の男女別並びにその百分率の昭和二年六月末
 現在の狀況を示すこ、

官 公 營	男	女	計	労働者百人中 女の占むる數
一〇五、八七七	三〇、九六六	一三六、八三三	三三・六	

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者狀態

これを業態別に見れば

業 態	男	女	職工百人中女子
工場法適用	六七九、〇二六	八九四、九三二	一、五七三、九四八
工場法非適用	二九八、八四八	一三三、六四五	四二六、四九三
計	九七七、八七四	一、〇二八、六七七	二、〇〇六、五五二
合 計	一、〇八三、七四一	一、〇五三、六三三	二、一三七、四〇四

(社會局調)

業態別男女職工の數及び比率

(昭和元年末現在、商工省「工場統計表」より計算)

業 態	職 工 數		職工百人中女子
	男	女	
紡 織 工 業	一八七、一〇三	八二一、三四四	八二・三
金 屬 工 業	九三、八二四	七、六五三	七・六
機 械 器 具 工 業	二二二、四四五	一三、六〇六	五・三
窯 業	五三、三三三	一三、六九〇	一九・五
化 學 工 業	七二、〇七一	四〇、一七八	三六・一
製材及木製品工業	四六、七九二	五、〇五三	九・七
印刷製本業	四三、一九六	八、〇二七	一五・七
食料品工業	一三四、三五〇	四三、七九四	二五・六
瓦斯電氣業	七、八三〇	七	〇・九
その他の工業	四、八四九	四〇、九三二	四七・七
計	八三三、八三四	九八一、三六一	五二・三

2 鑛山労働者

大正十五年六月末現在の状況について見るに、同年は鑛山労働者全数においてその前年より減少した年であるが、婦人労働者数も亦減少し、その率も僅か乍ら減少してゐる。これは、婦人労働者の最も多い石炭山における、分けてもその坑内婦人鑛夫の減少にもこづくものである。しかるに昭和二年六月の状況では、社會局調の總数は鑛山労働者全数の増加とともに婦人労働者が數及び率において増加せることを報告してゐる。

大正十五年六月末現在鑛山別男女數

	鑛夫數		坑夫百人中女子	
	男	女	大正十五年	大正十四年
坑内鑛夫				
金屬山	二〇、二〇八	七七八	三七七	四〇四
石炭山	二二、六二五	四三、二二四	二四・六	二四・八
其他非金屬山	二、二七九	二四	五・〇	四・四
計	四三、一〇一	四六、一〇六	三三・一	三三・六
坑外鑛夫				
金屬山	二〇、七六八	五、一七九	二〇・〇	二〇・四
石炭山	四四、四〇〇	一八、八二五	二九・八	二八・八
石油山	五、八八七	五九	八・一	八・五
其他非金屬山	二、五七四	三三	一一・一	九・六
計	七三、六二九	二四、八三六	二五・二	二四・七
總計	一一六、七三〇	七一、九四二	二三・一	二三・三

昭和二年六月末現在における交通労働者は男子 三九三、八四二人、女子二八、三六六人である。(十二月末につきては第一部統計表第一表(2)参照)

3 交通労働者

第三年 年齢別

1 工場労働者

大正十三年十月十日施行の第一回労働統計實地調査によれば左の如くである。

年齢及性別労働者數	實數		百分率	
	男	女	男	女
十五歳以下	三六、二九四	三三九、九五五	六・四一	三三・三七
一六—一九	九六、二七〇	二二九、五九七	一六・〇九	三三・三三
二〇—二四	一三三、九五五	二二一、五〇一	二〇・五五	一六・九〇
二五—二九	一〇六、〇九八	四一、四六一	一七・七四	五・七七
三〇—三四	七九、九二八	三三、四三三	一三・三五	三・二二
三五—三九	五九、一七四	一七、七五八	九・八九	二・四七
四〇—四四	四四、六一〇	一四、三九二	七・四六	二・〇〇
四五—四九	二九、三三六	一〇、七三四	四・八九	一・五〇
五〇—五四	二二、四九九	五、八七一	二・〇九	〇・八二

五五 五九 五、八七一 三、一五七 〇・九六 〇・四四
六十歳以上 三、三〇七 二、〇五五 〇・五五 〇・二八
計 五九、三三三 七八、九七七 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇

次に社會局工場監督年報に據り、適用工場における男女工
につき十五歳未満と十五歳以上とを區別してみるこ

適用工場労働者年齢別 (大正十四年末現在)

職工總數	内		譯		職工百人中	
	男	女	計	計	計	計
六三六、一五〇	八九四、〇九四	一、五二〇、二四四	十五歳未満	十五歳以上	十五歳未満	十五歳以上
			二〇、七四九	六五、四〇一	一	九
			三〇、六七六	七三、四一八	一三	七
			一三、四三五	一、三六八、八九	八	三

この十五歳未満の幼年工の割合を業態別に見れば次の如くである。

職工百人中幼年工	職工百人中幼年工
染織工場 三・六	雑工場 三・七
機械及器具工場 三・三	特別工場 一・五
化學工場 三・四	法第一條第二號該當工場中十五歳未満のもの 二・〇
飲食物工場 二・五	

2 鑛山労働者

大正十五年六月末現在の鑛夫年齢を前年度並びに前々年度と比較するこ(鑛山局調査より計算)

十五年六月末現在	十四年六月末現在	十三年六月末現在
實數	百分率	實數
百分率	實數	百分率
實數	百分率	實數
百分率	實數	百分率
十四歳未満 二七三 〇・〇九	四八	〇・二
十五歳未満 一、八四〇 〇・六三	二、二九七	〇・七
二十歳未満 四、三三一 一四・〇八	四三、九三二	一四・二
二十歳以上 三、〇一八 八・五二	二、六六九	八・九
計 一〇、四六二	三〇、三三六	一〇〇

これに據れば、十四歳未満、十五歳未満、廿歳未満の幼少年労働者、特に幼年労働者は數においても率においても最近減少しつつあるこが窺はれる。

更にこれを男女別に見るこ

男女各別百分率	各年齢級における鑛夫百人中女子			
男	女	計	大正十五年	大正十四年
十四歳未満 〇・〇七	〇・一五	〇・〇九	三七・四	三五・〇
十五歳未満 〇・五二	〇・九八	〇・三三	三六・三	三八・二
二十歳未満 二・五〇	一九・三四	一四・〇八	三二・八	三三・一
二十歳以上 八・六九	七九・五三	八五・二〇	二二・六	二二・五
計 一〇〇	一〇〇	一〇〇	二二・一	二二・三

更に坑内外別に見れば次の如くである。

男女各別百分率	各年齢級における鑛夫百人中女子			
男	女	計	大正十五年	大正十四年
十四歳未満 〇・〇九	〇・〇九	〇・〇九	三三・四	三三・七
十五歳未満 〇・四六	〇・七三	〇・五二	三〇・九	三六・一

坑内 鑛夫	坑外	鑛夫	計
二十歳未満	二・八四	一六・一〇	二七・八
二十歳以上	八七・六一	八三・〇九	二二・三
計	一〇〇	一〇〇	二〇〇
十四歳未満	〇・〇六	〇・三五	〇・二一
十五歳未満	〇・六九	一・四四	〇・八九
二十歳未満	一四・七三	二四・九六	一七・四四
二十歳以上	八四・三三	七三・三三	八一・五六
計	一〇〇	一〇〇	二〇〇

1 工場労働者

不 就 学	労働者總 數に就て の割合	主要諸工業のみにて就ての割合					
		金屬 工業	機械器 具製造	化學 工業	纖維 工業	食料品、嗜好 品製造業	製版印 刷製本
尋常小學校中途退學程度	五・八五	五・九二	二・五六	九・一四	六・〇五	四・四二	一・二九
尋常小學校卒業程度	一四・八八	一〇・八三	九・四八	一七・九九	一六・六一	一六・〇九	六・九八
高等小學校中途退學程度	五五・二七	四〇・二二	三六・一〇	四三・九七	六四・二四	五三・六一	五三・七三
高等小學校卒業程度	四・七三	七・〇九	七・七七	五・一八	三・三〇	五・五二	五・二五
高等小學校中途退學程度	一四・六三	二九・六九	三〇・二四	一八・八九	七・〇三	一六・八〇	二五・五七
實業補習學校中途退學程度	〇・六五	〇・八六	一・六四	〇・五〇	〇・四五	〇・三四	〇・七四
實業補習學校卒業程度	〇・八一	一・一〇	三・三三	〇・四六	〇・二六	〇・四六	〇・六九
中等學校中途退學程度	一・五三	二・〇一	三・六五	一・九一	〇・八二	一・七三	三・六一
中等學校卒業程度	〇・八六	一・二二	二・四三	一・三三	〇・三三	〇・八八	一・六七
專門學校以上の教育程度	〇・〇九	〇・一一	〇・三三	〇・五	〇・〇三	〇・一一	〇・四五
其他	〇・八	〇・四	〇・三	〇・三	〇・〇八	〇・一〇	〇・二八

第四 教育程度

全國的な調査としては、大正十三年十月十日現在第一回労働統計實地調査の結果として内閣統計局より發表された大正十三年度労働統計實地調査報告に據るより他ない。而して昨年度本年鑑にはその男女別教育程度の状況を掲載したから、こゝには、業態別並に鑛山種別につき比率に依つて視察することゝする。實數に就ては第一部統計表第七表を参照されよ。

不	計	0.63	0.61	0.53	0.77	0.81	0.90	0.10
不	計	100	100	100	100	100	100	100

2 鑛山労働者

不	就	學	鑛夫 總數	金屬 鑛山	石炭 鑛山	石油 鑛山	其他の 鑛山
尋常小學校 中途退學程度	尋常小學校 程度	尋常小學校 程度	27.6	23.2	26.3	21.2	32.7
高等小學校 中途退學程度	高等小學校 程度	高等小學校 程度	4.96	6.6	4.5	8.6	5.05
卒業程度	卒業程度	卒業程度	2.22	1.35	2.26	2.27	7.70
實業補習學校 中途退學程度	實業補習學校 程度	實業補習學校 程度	0.24	0.29	0.21	0.27	0.23
實業補習學校 程度	實業補習學校 程度	實業補習學校 程度	0.26	0.29	0.20	0.20	0.26
中等學校 中途退學程度	中等學校 程度	中等學校 程度	0.25	0.23	0.25	0.25	0.26
中等學校 程度	中等學校 程度	中等學校 程度	0.24	0.27	0.21	1.06	0.23
專門學校以上 の教育程度	專門學校以上 の教育程度	專門學校以上 の教育程度	0.03	0.06	0.03	0.03	—
其他	其他	其他	0.08	0.06	0.20	0.19	0.06
不	詳	不	0.21	0.20	0.23	0.22	—
計	計	計	100	100	100	100	100

第二章 労働生活

第一 労働移動

1 工場労働者

社會局調査に基づき昭和二年中の工場労働者移動状態を見るに、五月十二月の兩月を除いては何れも解雇数が雇入数を超過してゐるが、通計においては雇入の解雇を超過する数は僅か三、六五二で、昨年比しその開きは小さくなつてゐる。又工場の新設廢止について見ても大體これと同様の動きが見られる。即ち、工場数においては四、五月兩月及び九月十二月を除く外は新設及復舊工場数が廢止休止工場数を越えてをりこれら工場の変動に伴ふ職工数の動きも亦ほぼ工場数の變動と同一歩調で月別に移動してゐる。而して一年間通計においては新設復舊工場数及びその雇入数は昨年より著しく減じ、廢止休止工場数並びにその解雇者数この開きは僅少である。いま十二月における解雇者の激増は主として製糸女工の歸農に依る季節的移動（第一部第八表其四参照）であり、五月の激増も亦幾分さうであるが、然し四、五、兩月に亘る本年の

増加には多少本年特有のものがある。これは、廃止工場休業工場の増加に伴ふもので、主として四月金融恐慌の餘波を蒙つた結果であらうことは観取するに難くない。このことは、五月に激増した解雇数のうち例年の高い歸農率に加へて未就業者の率の高かつた事實（第一部統計表第八表其三参照）からも察せられよう。

昭和二年	解雇	雇入	月末現在
一月	六二、二二	七〇、四〇〇	一、二〇一、六三二
二月	四八、九〇三	一四三、〇三三	一、二八八、七四二
三月	四八、〇六四	七二、九〇〇	一、三三九、九一六
四月	四九、〇三三	五五、九九九	一、三〇六、九六二
五月	五六、四六六	四〇、四六九	一、二九二、二二六
六月	四三、五九九	五〇、三〇七	一、三四〇、四四〇
七月	四三、三九七	四四、九五五	一、三二一、五〇六
八月	四四、五九四	五一、九一六	一、三三四、五二二
九月	四三、三五六	四三、七三六	一、三二八、七〇九
十月	三五、六六二	三五、一八〇	一、三三三、三七四
十一月	三三、〇五九	三三、五八四	一、三三〇、三七〇
十二月	二七、三五五	三〇、七〇五	一、二七一、〇一一
計	六四、五六八	六八八、二三四	一五、五三八、三〇〇

昭和二年	廃止休止及新設復舊工場數		解雇職工數	
	工場數	男	女	計
平均	六	九七五	三、八九三	四、八六八

大正十五年	大正十四年	昭和二年
平均	平均	平均
一七	一九五	八四
一、七七七	一、三三九	一、三九九
三、四三三	二、六六〇	三、七七八
五、一六〇	三、九九九	五、〇七七

解雇者歸趨調

昭和二年	大正十五年	昭和二年	大正十五年
同種工業に轉職	二五、〇八一	一七五、五九二	一八・三
他種工業に轉職	六三、九六四	九五、八〇四	九・三
歸農せる者	二四七、〇四五	二七四、一九七	三六・一
其他に轉職せる者	七四、一八三	一〇二、〇一九	一〇・八
未從業者	一〇三、七六〇	八三、二八九	一五・二
不詳	七〇、五二五	一一三、三〇三	一〇・三
計	六四四、五六八	八四二、二〇四	一〇〇

2 鑛山労働者

社會局調査に基づき昭和二年中における鑛山鑛夫の移動状態を見るに概略次の如くである。

昭和二年	解雇	雇入	月末現在
一月	一三、八二八	一五、三三九	二八三、四二一

二月	三、八二七	一四、六八〇	二八四、九二〇
三月	三〇、九三〇	二〇、三七七	二八二、六六一
四月	一九、六六一	一九、二九九	二八一、四三三
五月	一八、九二一	一九、七三三	二九九、一七一
六月	二七、三四四	一六、五五九	二八四、三三七
七月	一七、五四〇	一八、一七七	二八二、六二四
八月	一八、〇五四	一七、三三四	二八二、二六〇
九月	一九、五三二	二〇、三九九	二八三、一四七
十月	一八、一三〇	一七、九三三	二八四、三九七
十一月	一七、二三三	一八、〇三〇	二八五、三三三
十二月	一四、一八一	一七、八二六	二八八、六七五
累計	二一八、〇三〇	二二五、三〇七	三、四三三、四〇〇
月平均	一八、一六九	一七、九四三	二八五、二〇〇
大正十五年平均	一七、七六四	一七、〇四三	二八四、八九〇

即ち解雇の雇入を超過してゐる数は累計 二、七二三人で、昨年比すればその差は餘程減少してゐる。而して鑛夫數は前にも述べた如く本年度は前年よりやゝ増加を示し、月平均現在數の昨年より超過せる數は三一〇人である。

勞働者月平均現在數に對する解雇者數の率は 七六・四五% にして、同じく雇入者數の率は 七五・四九% である。

次にこれら解雇者の歸趨を見れば左の如くである。

解雇者歸趨調

第一部第二篇 工・鑛・交通勞働者狀態

	昭和		大正十		百分率	
	二年中	五年中	昭和二年	大正十五年		
同種鑛山に轉職	九三、一八六	九〇、九〇三	四〇・九	四三・四		
他種鑛山に轉職	一、八六七	二、一〇六	〇・九	〇・九		
歸農	三〇、二五一	三三、二四八	一四・六	一五・〇		
其他に轉職	一六、一九一	一五、九九〇	七・八	七・三		
未從業	一〇、八六〇	一三、七六四	五・二	六・〇		
不詳	五、〇六二	六〇、三九二	二・六	二・三		
計	二〇七、四七七	二四、四三三	一〇〇	一〇〇		

(第一部統計表第九表其二參照。)

第二 失業狀態

工場勞働者及び鑛山勞働者の失業狀況の一般は、これを第一篇二章において述べ、更に昭和二年における解雇者數並びに解雇者歸趨の大勢については前節勞働移動において之を述べた。本年における失業狀態は、鈴木商店の没落之に次で起つた金融恐慌の影響によつて彩られてゐる。前者直接の影響として鈴木系諸會社の破綻を見、後者は簇出した休銀の影響に依つて幾多の工場閉鎖を惹起した。川崎造船所の大解雇はその最大の龜裂であり、會社當局その他諸方面よりの救濟斡旋があつたことは云へ、兎も角も七、八月に亘る一ヶ月間に三千五百餘名の解雇者を見たことは異常といはねばならぬ。

その他本年中の主なる解雇の事實は左の如くである。

【一月】▲東京莫大小會社（東京府、事業縮少）七二名【二月】▲東洋紡績知多工場（愛知縣、名目は老朽無能淘汰）一四〇名▲行田足袋諸工場（埼玉縣、事業不振）二〇〇名【三月】▲三菱新入坑（福岡縣一部操業廢止）約二、〇〇〇名▲日本製麻會社工場（北海道、帝麻と合併の結果）二、五〇〇名▲三菱長崎兵器製作所（經營縮少）九〇〇名【四月】▲帝國マツチ株式會社（兵庫縣、鈴木の餘波で休業）三六八名▲富士電氣川崎工場（神奈川縣、事業不振）四二名【五月】▲武州紡績株式會社（埼玉、休銀の關係で休業）一〇〇名▲帝國人造絹糸米澤工場（山形、鈴木の關係で整理）八〇名▲日本金屬株式會社（山口、鈴木系・縮少）一一九名▲西岡撚糸工場（廣島、工場閉鎖・鈴木經營）七〇名【六月】▲神戸製鋼烏羽造船工場（三重縣、整理）九三名▲古河鑛業日光製銅所（栃木縣、名目は不況のため）五〇名▲大日本セルロイド株式會社（堺市、財界不況）一〇〇名▲山村製塩所（兵庫縣、業務縮少）一七六名【七月】▲神戸製鋼烏羽造船工場（第二次）四三名▲帝國炭業株式會社小松鑛業所（福岡縣田川郡、浸水休業）六〇〇名▲平山炭坑株式會社（福岡縣嘉穂郡、浸水休業）五〇〇名▲川崎造船所（兵庫縣、事業縮少）三、〇三七名▲富士紡績小名木川工場（東京府、工場閉鎖）一、〇〇〇名▲關門窯業株式會社（福岡縣、經營難休業、鈴木の影響）一一〇名【八月】▲川崎造船（第二次）五〇〇名【九月】▲日本窒素肥料株式會社鏡工場（熊本縣、閉鎖）四〇〇名【十二月】▲八幡製鐵所（福岡縣、不況を名目とするも左翼分子一掃？）七〇〇名▲神戸製鋼所門司工場（福岡縣、不況により臨時雇淘汰）一〇〇名

第三 賃 銀

1 工場労働者

商工省調査によつて見れば、本年度工場労働者の賃銀はその總平均において前年よりやや低下してゐることは後に掲げた月別表に見られる如くであるが、産業部門別に見ると下落せるものは化學工業、飲食品工業、纖維工業等で、金屬機械器具、印刷製本業等はやゝ上昇してゐる。

昭和二年	纖維工業	金屬及機械器具工業	窯業	化學工業	飲食品工業	印刷製本業
一月	一〇〇・一	一〇二・六	一〇一・〇	九六・三	一〇六・七	一〇五・五
二月	一〇〇・九	一〇三・六	一〇〇・八	九六・四	一〇六・七	一〇七・〇
三月	一〇一・〇	一〇三・二	一〇〇・〇	九五・六	一〇六・二	一〇七・〇
四月	一〇〇・七	一〇三・六	一〇三・八	九五・八	一〇四・三	一〇六・〇
五月	九九・一	一〇三・〇	一〇四・〇	九五・七	一〇三・八	一〇六・五
六月	九八・七	一〇三・四	一〇三・四	九七・九	一〇四・七	一〇六・五
七月	九八・九	一〇三・〇	一〇三・八	九七・四	一〇一・三	一〇五・〇
八月	九八・九	一〇二・二	一〇三・八	九七・〇	一〇一・二	一〇五・〇
九月	九八・八	一〇三・四	一〇三・八	九五・四	一〇一・八	一〇四・五
十月	九八・一	一〇三・八	一〇三・六	九五・九	一〇四・二	一〇四・五
十一月	一〇一・三	一〇三・二	一〇三・四	九六・六	一〇四・五	一〇四・五
十二月	一〇〇・三	一〇三・〇	一〇二・八	九六・四	一〇四・七	一〇四・〇

備考 大正十年乃至十二年全平均賃銀を以て一〇〇とす。商工省調

賃銀指數總平均月別移動表 (商工省調に據る)

	昭和二年	大正十五年
一月	100.9	103.1
二月	101.2	103.5
三月	101.1	103.7
四月	101.4	103.0
五月	101.3	103.5
六月	101.7	103.4
七月	101.1	103.0
八月	100.7	103.4
九月	100.9	101.8
十月	101.3	101.5
十一月	101.8	101.3
十二月	101.5	101.5

日銀調査定額賃銀指數の月別移動においても、大略これと同様で、昭和二年度は前年度に比しやゝ低下を示してゐる。然るに内閣統計局調査によれば、昭和二年においては前年に比し平均上昇し且つ年初及び年末に際して高騰してゐる。左表の如くであるが、蓋し統計局調査の指數は賃銀の外諸手当賞與等を含み實收賃銀を目すべきものだからであり、而してこの動きは恰も日銀調査賃銀の變動と大體符合してゐる。このところである。

内閣統計局調月別賃銀指數(大正十五年上半期を100とす)

昭和二年	大正十五年十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
	100	107	103	104	102	102	100	106	109	110	110	113	114	117

而して東京商業會議所の東京諸職業労働賃銀調に現はれてゐる。このところも本年は昨年比しやゝ高騰し、總平均指數一〇八・八が昭和二年度においては一二三・〇となつてゐる。

2 鑛山労働者

全般的に見ると鑛山労働者賃銀(一日平均賃銀諸手当賞與額)は大正十五年末から昭和二年を通じて明かに上昇の傾向を辿つてゐる。この工場労働者の同賃銀もほぼ同一である。ただ石油鑛業においては昭和二年下半期にやゝ低落を示してゐる。即ち大正十五年上半期平均を100とする指數によれば

	大正十五年	七月	八月	全體	金屬鑛業	石炭鑛業	石油鑛業	その他の鑛業
	100	103	101	100	101	99	101	103

(内閣統計局)

月	昭和二 年	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
九月	101	104	106	105	105	106	105	105	105	106	107	105	106
十月	103	106	106	105	105	104	104	104	104	104	104	103	103
十一月	101	104	106	105	105	105	104	104	104	104	103	103	103
十二月	104	104	106	105	105	105	104	104	104	104	103	103	103
平均	99	100	101	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102

次に、之を男女別に見れば

大正十三年	男	女	平均
上半期	1073	1055	1067
下半期	1066	1020	1068

この昭和二年上半期における状況を業務別に見たる一日平均賃銀手當賞與額は左の如くである。(内閣統計局)

業種	大正十四年		大正十五年		昭和二年 上半期
	上半期	下半期	上半期	下半期	
金属山	1080	1026	1079	1036	1066
石炭山	1079	1011	1079	1036	1066
石油山	1079	1011	1079	1036	1066
その他	1079	1011	1079	1036	1066
全體	1079	1011	1079	1036	1066

3 交通労働者

交通労働者の一日平均賃銀諸手當賞與額は、昭和二年六月中の平均によつて見るに次の如くである。

		平均	男	女
一、通信業				
1 郵便電信電話業				
イ	事務員	一・二八七	一・四三五	〇・九七三
ロ	通信工手	一・四三九	一・四三九	〇・九七三
ハ	交換手	〇・九五八	—	〇・九五八
二、運輸業				
1 鐵道業				
イ	乗務員	二・〇九八	二・〇九八	—
ロ	非乗務員	一・五三四	一・五三三	〇・八七七
2 電業				
イ	乗務員	二・四八四	二・四八四	—
ロ	非乗務員	二・〇五七	二・〇五五	一・三三六
3 乗用自動車業				
イ	乗務員	二・六二八	三・三三九	一・六六一
ロ	非乗務員	二・六〇二	二・六〇一	—
4 船舶運輸業				
イ	遠洋航路	一・八七八	一・八七八	—
甲	甲板部	一・九六六	一・九六六	—
機	機関部	一・八二六	一・八二六	—
ロ	近海航路	一・六九八	一・六九八	—

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

		平均	男	女
5 運輸取扱業				
甲	甲板部	一・九二五	一・九二五	—
機	機関部	一・五五六	一・五五六	—
ハ	沿海航路	一・四三六	一・四三六	—
甲	甲板部	一・四九六	一・四九六	—
機	機関部	一・三五六	一・三五六	—
合	計	一・七六二	二・〇〇七	一・〇二六

第四 労働時間

1 工場

工場労働者に関する労働時間別工場数並びに労働者数の全国的調査については、昨年度本年鑑において大正十三年第一回労働統計實地調査の結果を概報してゐるから就て見られよ。

大正十四年度工場監督年報（昭和二年十月發行）に據つて就業時間別工場数に關する最近の報告を見るに、次の如くである。（調査府縣は、北海道八〇五工場、大阪六九二、神奈川三七二、京都一八一（染織のみ）、兵庫一八二五、静岡七八九、三重四六六、山口一七七、宮崎八六、）

就業時間調（大正十四年）

就業時間	工場数	労働者数	率
八時間以内	突	三	三
	染織工場	三	三
	機械器工場	三	三
	化學工場	三	三
	飲食物工場	三	三
	雜工工場	三	三
	特別工場	三	三
	計	一五	二六

八時間半	三	一六	一五	三	二〇	一	二七	二・一
九時間	七	七	四	三	七	二	三二	五・六
九時間半	一六	一九	七	六	九	一	四一	八・一
十時間	二九	三〇	三二	一五	三〇	二	一六三	二九・三
十時間半	七	三	四	九	八	一	二九	五・四
十一時間	一四	一四	一三	四	七	七	五三〇	九・三
十一時間半	九	七	三	一〇	三〇	一	一五	二・七
十二時間	九	七	二〇	二六	一	二〇	一五五	二六・五
十二時半	一八	五	四	一	六	六	五〇	〇・九
十三時間	一六	三	一	二	三	一	一七	三・二
十三時間半	一	一	一	一	一	一	三	〇・一
十四時間	一	二	一	一	二	一	四	〇・一
十五時間	一	一	一	一	一	一	三	〇・一
不定	四	九	一五	二〇	一六	一	一三	二・〇
計	二八三	二九〇	八六	五〇	九四	五	五五四	一〇〇

備考 上記の内北海道の分は時間別を單に一時間毎の段階別とせる故に任意八時以下九時以下等とあるを八時間九時間等の部に入れたり。

右の報告を直接前年度に比較し得る同一基礎に立つ統計がないのであるが、十三年度工場監督年報の報告と對照して概視すれば、十四年度は大勢において就業時間短縮の傾向にあることが窺はれる。十三時間以上の労働時間を採用せる工場は著しく減少し、織物工場の大多數十二時間を探つてゐるも

のを除く、他は大體十時間を中心としてゐる。尙ほ内閣統計局報告による職工作業時間の總平均を見るに、本年度は平均十時間半弱であり大正十五年以來微少ながら漸次短縮の傾向が見られる。

	作業時間	内休憩時間	作業日數
	時間分	時間分	日
大正十五年上半期平均	一〇・三六	一・〇三	二六・六
大正十五年 平均	一〇・三三	一・〇一	二七・一
昭和二年 一月	一〇・三五	〇・五九	二四・六
二月	一〇・二〇	一・〇〇	二五・三
三月	一〇・三三	一・〇一	二六・九
四月	一〇・三三	一・〇〇	二七・二
五月	一〇・三三	一・〇〇	二七・一
六月	一〇・二七	一・〇六	二七・三
七月	一〇・二四	一・〇一	二七・二
八月	一〇・二四	一・〇八	二七・五
九月	一〇・二二	一・〇〇	二七・四
十月	一〇・二〇	一・〇〇	二七・三
十一月	一〇・一八	〇・五九	二七・二
十二月	一〇・一九	〇・五九	二七・三
平均	一〇・二六	一・〇三	二六・九

次に主要工業における作業時間數を大正十五年度と昭和二年度を比較してみると次の如くである。

三交替制をこる鑛山は極めて少い。而して鑛夫の實際在坑時間は稀に十四五時間にも及ぶものがあるが、採炭夫の平均在坑時間は十一時間前後で、實際労働時間は平均約七時間、其他は休憩、箱待ち等に費すものである。坑外に於ては選炭は十一時間又は十二時間二交替制を通例とする。石油山に於ては十二時間二交替制に依る。女子は坑内に於ては石油山に使用せらるゝに過ぎないが、坑外労働では選鑛、選炭は主として女子に依る有様であり、選鑛は晝業のみであるが選炭は主として二交替制で深夜に亘るものが多い。近時、保護鑛夫の深夜業禁止問題の論議せらるゝに伴ひ十時間二交替制又は常一番組に變更せられつゝあり、又は變更すべく研究せられつゝある有様である。

休憩時間 は坑外に於ては午前、正午及び午後十五分、三十分、十五分の如く分割して行ふのを普通とするが、坑内に於ては作業の性質上劃一的に行ふことが困難であるため、規律的には殆んど行はれてゐない有様である。

休日 公休日は金屬山に於ては月二日、石炭山に於ては月四日を採用するものが多い。月四日のものにあつては各日曜日、月二日のものにあつては一日、十五日、又は第一第三日曜となすものが多い。金屬山に於ても月四日の日曜休日に改めたものがある。而して此制度は漸次増加の傾向にある

毎月の休日以外に於ては年末年始、盂蘭盆に數日の休日を與へ、又は大祭日地方祭、山神祭等は公休日に關係なく休日となすものゝ、近き公休日をこれに繰替へるものがある。

次に鑛山別作業日數の累年比較を見るに次の如くである。
(本表は統計局調による)

	全體	金屬山	石炭山	石油山	其他
大正十三年	二七・六	二六・三	二六・三	二六・三	二六・二
同 十四年	二六・九	二六・三	二六・〇	二六・一	二六・三
同 十五年	二六・八	二六・二	二五・九	二六・一	二六・四
昭和二年	二六・八	二六・〇	二六・〇	二七・九	二六・三

尙ほ労働時間、休憩時間、休業日數に關する大正十三年第一回労働統計實地調査の結果は、昨年度年鑑附表甲第十五表に収録してある。

第五 労働災害及び死傷病者

1 工場災害及死傷病者

大正十四年中における工場法適用工場において發生した人的傷害數を合計して過去七年間の平均數に比較してみれば

	職工數	負傷(扶助數)及死者數	職工千人に對する負傷者數
大正七年乃至十三年の平均	一、四四、七五〇	二七、八〇六	八七・八五
大正十三年	一、四一、三〇三	一六、二六一	二二・五

大正十四年

一、五三〇、二四四

一九五、八〇五

二七〇、八

備考 右の負傷者中には休業を要せざる程度のものより不具若くは死亡に至るものをも含む。

これに依れば、大正十四年度は過去七年間平均数の五〇・三%、前年に比すれば一〇・六%の増加である。而してこの中重傷者及び死亡者（負傷のため三十日以上休業療養を要するもの、不具となりたるもの、死亡者）の合計は一、五四〇人で、過去七年間平均数に比して一〇・二%、前年に比して實數四四八人、四〇%の増加を示してゐる。

尙ほ業態別に（工場法適用）工場において惹起された職工の死者及び重傷者の割合を見るに次の如く、依然最高の犠牲者を出してゐるものは機械器具工場であり、次は前年度と異つて染織工場に多數の死傷者を見、總計においては二〇・一六%の増加を見てゐる。

業態別	死傷者總數		總死傷者に對する百分率	
	十四年	十三年	十四年	十三年
染織工場	四九	二七〇	二七・九	三三・三
機械及器具工場	五七	四九	三六・八	三六・六
化學工場	三五	三五	一九・八	二四・九
飲食物工場	四	四	二・九	三・九
雜工場	一六	二〇	一〇・四	九・五
特別工場	四	三	二・三	一・八
計	一、五四〇	一、二六六	一〇〇	一〇〇

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

累年表及び死傷者細別表は第一部統計表第十五表其一至其四に掲げてある。

災害原因及び災害責任 大正十五年七月から改正施行された工場法施行規則に基づいて適用工場の全部から徴せられた工場に於ける災害に依る死傷者（死者及び三日以上の休業者）の昭和二年六月末まで施行後一ケ年間の報告（社會局調）に據れば、事故の總件數三五、〇二二件（内、災害原因の重複計算せられたもの五一一件を除けば實數は三四、五一一件）であり適用工場の職工總數百七十萬に比するに千人につき二十人の割合である。死者は二八七人（重複計算なし）、即ち十萬人につき十七人の割合である。

いま三萬五千餘の災害を原因別に見ると、動力傳導裝置及動力に依り運轉する機械に依るものその大多數を占め、死者一三二件（總件數の〇・四%）、傷者九、三七五件（二七%）に昇り、そのうち、ベルト及びブリーリの死者三四、傷者一、〇七八、シャフトの死者三二、傷者三九〇、ギヤーの死者六、傷者五九五、鋸機の死者一八、傷者八五八を著しいものとする。機械以外で一番多いのは運搬中又は取扱中の物體の目に飛來したるもの一、七六三件、躓き送り又は顛倒したるもの一、七六三件、物體の落下又は顛倒二、六六八件等がこれに次いで著しい。

責任別に見るに概要左の如くである。

責任別	實 數		百分率	
	死者	傷者	死者	傷者
設備の缺陷に基くもの	八五	三、九六	三・〇〇	一・二四
労働者の過失に基くもの	二二	二〇、三二	四・七	五九・〇
内譯	二八	一八、九四	四・〇	五九・九
被害労働者の過失	一〇	一、四七	三・七	四・一
第三者及同僚の過失	一〇	一、四七	三・七	四・一
事業危険と見るべきもの	六二	一〇、二七	三・三	二九・六
内譯	三〇	一、〇七	一・〇〇	三・一
不可抗力	三	九、一五	一・一	二六・五
その他	三	九、一五	一・一	二六・五
合計	二七四	三、四六	一〇〇	一〇〇
不明	一三	五、三		

本項について詳細は第一部統計表第十五表其五を参照せられたい。

2 鑛山災害及び鑛夫死傷病者

鑛山災害 大正十五年度における鑛山變災事故回数及び死傷人員數は、累年の趨勢に較べて著しく減少してゐる。表示すれば左の如くである。

年次	變災事故回数	死亡者數	負傷人員數
大正八年	二九、七六	一三三	九三〇(二・一六)
大正七年	一〇〇として	一〇〇として	二二八、六一(五七・八)

(括弧内は鑛夫千人に對する割合)

年次	變災事故回数	死亡者數	總死亡者に對する%
大正九年	一九三、四九〇	一三三	一、〇九(二・五〇)
大正十年	一七四、四八	二〇二	六九四(二・一一)
大正十一年	一六六、六八	九六	五八(一・六九)
大正十二年	一八六、九三	一〇九	七四(二・三三)
大正十三年	一七五、〇八〇	一〇二	九〇三(二・九六)
大正十四年	一八七、〇三六	一〇九	七六(二・五三)
大正十五年	一五八、三三	九二	八〇(二・七二)

備考 大正十五年度の労働者數は六月末現在をとつた。(統計年鑑及び鑛山局調査に據る)

鑛山災害の大正十五年における統計はこれを第一部統計表第十六表に掲げてゐるから参照を乞ふ。

災害原因について見るに、死亡者の最大多數を出してゐるものは依然落磐によるものにして、事故回数においても最高を占めてゐる。即ち左の如くであるが、この趣は例年さほどの變化を見ない。

大正十五年度變災事由別死亡者數

事由	變災回数	總回数に對する%	死亡者數	總死亡者に對する%
落 磐	五、二五六	三・四	四三七	五〇・六
坑 車	一七、八八五	一一・三	一〇四	一三・〇
器械のため	一、二九三	〇・八	一四	一・七
瓦斯炭塵爆發	二六	一	四	五・五

鑛車又は架空
索道のため

三、〇八二

一、〇九

一四

一〇七

尙ほ昭和二年に發生を報道された主なる鑛山災害を擧ぐれば、

▲秋田縣花岡鑛山（出火、死傷者なし）▲福岡縣宮尾炭坑（ガス爆發、負傷二〇名）▲北海道中澤炭坑（ガス爆發、死者一六名）▲福島縣磐城炭鑛町田堅坑（出火、死者一三六名）▲佐賀縣岩屋炭坑（出火、死者二〇名）▲福岡縣上三楮炭坑（ガス爆發、死傷二二名）▲北海道美唄常盤堅坑（ガス爆發、死傷約三十名）

鑛夫死傷病者 大正十五年昭和元年中において、鑛夫としての業務上たる否を問はず、死亡せるもの、負傷又は疾病のため解雇せられたるもの、並びに三十日以上の治療を受けて休業したる重傷病者の總數を、二三年來のそれと比較して見るに、十五年度においては可成の減少を見てゐる。（鑛山局調）

	死亡者	解雇者	重傷病者
大正十三年	二、〇〇七	一、七三三	二六、六〇〇
大正十四年	一、七六六	一、七〇七	二六、六三三
大正十五年	一、六六六	一、六三二	二五、二〇〇

詳細に關しては附表第一部統計第十六表参照。

第六 労働衛生

工場衛生設備の改善は、部分的には漸次進捗しつつある。

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者状態

大正十四年度工場監督年報に依れば、採光、換氣等の装置の改善を見たるもの少からず、又職工の疾病豫防施設、診療施設等は最近頓に進歩の跡を示してゐる。然し、粉塵の除去、湿度の調節、職工の賄等の點は依然として遺憾の點多きものと如くである。これらの詳細は、工場監督年報を参照されたい。たゞ本年度にあつて特筆すべき事項としては、工場附屬寄宿舎規則の制定實施を見たことである。（同規則條文は附録一に收録）本令は、火災の危険の防止に關する規定を設け、又寄宿舎の受理に關する規則の届出をなさしめ、自由の拘束その他不當の管理は之を改めしむることを得るやうな規定をも設けてゐるが、主たる眼目は寄宿職工の衛生である。而して本令によつて生活環境の改善を期待し得る労働者、即ち現在工場附屬寄宿舎に起臥してゐるものは約六十萬人である。次に昭和二年中に發表された労働衛生に關する調査の主なものを掲げておく。

『労働時報』（社會局）

▲宮崎縣下に於ける製紙職工に關する調査（三月號）▲職工の身體検査成績（同）▲工場附屬寄宿舎規則（四月號）▲身體障害の程度の標準制定（同）▲岐阜縣下に於ける法適用工場における食費調（五月號）▲疾病に因る歸郷女工に關する調査（七月號）▲クロム電鍍工場における中毒豫防（八月號）▲結核豫防施設としての歸郷女工健康診断に關する調査（十二月）

『労働科学研究』（倉敷労働科学研究所）

▲婦人に於ける生理的週期と作業能、その五、その六、その七、その八 ▲産業労働者の睡眠に關する調査報告、前編、後編 ▲工場食の研究、その一 ▲婦人労働者撰擇の生理學的標準に關する研究その一等。

『産業福利』（産業福利協會）

▲工場の採光（一月號） ▲工場に於ける小兒保護施設調（二月號） ▲除塵装置について（同） ▲改正工場法と女工保護（三月號） ▲職業病に就いて（同） ▲水銀中毒と其豫防（四月號） ▲工場の洗面及手洗設備（同） ▲労働保護法の新生面（五月號） ▲新學說による工場換氣（六月號） ▲職工の榮養（七、八、九月號） ▲工場の夏の衛生（八月號） ▲工場に於ける脚氣病防止策（十二月號）

その他

▲鐵道労働者の肺結核に關する労働衛生學的考察（産業醫學第二卷一、二號）
▲鑛山衛生（横手社會衛生叢書第十二冊、大正十五年十一月發兌）
▲日傭労働者の疾病傷害に關する調査（東京市社會局昭和二年七月發行）

工場の診療施設としては、附屬病院を設くるもの、診療所を置くもの、單に囑託醫のみに依るもの等區々あり、全國の概況を知るに困難であるが、工場監督年報の報告するところに依れば、大正十四年度においても各地に診療所又は病室の

新設改築を見たるものあり従つて醫師數も幾分の増加を來してゐる。

いま大阪府の状況を見るに、この種施設の最も發達せるものは主として紡績及織物工場であることが窺はれる。

大阪府診療施設概況（大正十四年）

工場數	職工數	醫師		助手及看護人數	患者收容施設の普通收容力	病院治療所	不定期囑託醫
		專任	囑託				
紡織工業	五	七、六七	五	七	二五	一	七〇
機械器具工業	三	六、三三	二〇	一七	三	五	七
化學工業	三	二、三〇	二	一四	六	一	二五
飲食品工業	四	一、五	一	四	五	一	一
雜工業	二	七、九	二	一〇	三	一	三
特別工業	六	八、五	六	五	九	一	三
合計	二〇三	八五、三三	八五	三三	三〇七	五	八六

第三章 生計状態

工場鑛山労働者の生計状態については、第一篇第三章において、最近の家計調査の報告に基き労働者の家計状態として記述したところである。茲では、たゞ工場の職工貯蓄について記してをく。

職工貯蓄は累年の趨勢に従ひ、最近の調査(大正十四年)に
 おいても可成の増加を示してゐる。即ち、總額四三、七四九、
 九六四圓にして、前年に比し二百六十六萬六千圓、一人平均
 においては一圓三十六錢増加してゐる。之を業態別に見た狀
 況は前年度と大差がない。管理方法からこれを見ても、工場
 貯金が依然大部分(九一%)を占めてをり、銀行貯金、郵便貯
 金はその殘餘を等分してゐるに過ぎない。この多額の工場貯
 金は、當該工場の流動資本に運用されること多きものである
 から、財界の不況に際しては警戒を要するものである。尙、
 業務別に見て製糸業並びに紡績業に最高である所以は、その
 職工が概して寄宿女工であつて年末若くは解雇まで賃銀を預
 けてをくもの多きに依る。

職工貯金累年比較

年次	工場数	職工數	貯金額	一人平均
大正十一年末現在	四、七九二	六三九、四二七	三、四四、九八三	四九・九四
大正十二年同	四、三三三	六四三、一〇三	三、三三、四六八	五二・七六
大正十三年同	四、九二〇	七〇九、八七七	四、七四九、九六四	六七・六三
大正十四年同	四、七三二	七三三、三九九	四、四六五、九七四	六〇・〇六

(大正十一年は神奈川縣の報告を缺く。官設工場は之を含まず。)

職工貯蓄業態別(大正十四年社會局調)

第一部第二篇 工・鑛・交通労働者狀態

業態	工場數	職工數	貯金額	一人平均
染物工場	二、六七七	五五五、〇四五	三、八七四、三六六	五七・四七〇
機械器具工場	六三〇	七〇、二〇四	七、五三六、〇一四	一〇七・二〇三
化學工場	五七七	五三、二三三	三、七二二、二五九	六九・七三六
飲食物工場	二六二	一五、五九三	一、七四九、九七九	一一・三三九
雜工場	四四六	二六、一八五	一、六九四、七二五	六四・七三一
特別工場	七〇	五、〇五四	五〇三、六七二	九九・六五八
計	四、七三二	七三三、三九九	四、四六五、九七四	六〇・〇六三
官設工場	三三二	八六、七六九	五、五〇九、四九六	六三・四九六

職工貯蓄管理方法別(大正十四年末社會局調)

管理方法	貯金額	官設工場貯金額
郵便貯金	二、三七〇、五七五	一、九三九、二三三
銀行貯金	二、三三九、〇〇〇	三三八、九八二
工場貯金	四、七四六、三九九	三、三三二、二八二
計	四、四六五、九七四	五、五〇九、四九六

工場貯金の詳細については第一部統計表第十九表の参照を乞ふ。

第二篇 農業労働者狀態

第一章 農業概況

第一 耕地段別

昭和元年末現在に於ける本邦内地の耕地總面積は六、〇四九、九〇五町にして、之を田畑別にすれば、田三、一二二、六七〇町（五割二分）、畑二、九二七、二三五町（四割八分）にして前年に比し總數に於て一七、一〇九町（三厘）を、畑に於て三七、七六八町（一分三厘）を減少し、田に於て二〇、六五八町（七厘）を増加した。最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに田は年々正規的增加の傾向を示すに反し畑は大正十年を最高とし爾後漸減の傾向にある。

次に耕地面積を自作地、小作地別にすれば自作地三、二七七、四二五町（五割四分）、小作地二、七七二、四八〇町（四割六分）にして前年に比し自作地は八、九九一町（三厘）を、小作地は八、一一七町（三厘）を共に減少した。最近十ヶ年間の趨勢に於ては自作地は大正十年迄毎年遞増の傾向を示したが大正十二年迄漸減し、十三年以後再び増加の趨勢に變じ、小作地は大正十一年を最高として爾後減少の傾向を觀る。

更に之を田畑別にすれば田は自作地一、五二七、一八六町（四割九分）、小作地一、五九五、四八三町（五割一分）にして小作地面積稍大なるに反し、畑は自作地一、七五〇、二三八町（六割）、小作地一、一七六、九九六町（四割）にして自作地面積が遙に大である。（第一部統計表第二十表其一参照）

第二 農家戸數

昭和元年末現在に於ける農家戸數は五、五五五、一五七戸にして總戸數の四割九分に當り前年に比し六、五五八戸（一厘）増加せるも最近十ヶ年間の趨勢に於ては農家戸數の割合は逐年減少の傾向を示してゐる。

之を自作小作別に觀れば自作農一、七三二、一八〇戸（三割一分）、小作農一、五〇八、五三九戸（二割七分）、自作兼小作二、三一四、四三八戸（四割二分）にして最近十ヶ年間に於ける趨勢は大體に於て自作農は漸減し、小作農及自作農小作農は漸増の傾向を呈示してゐる。

次に之を耕地の廣狹別によれば五反未満一、九五一、三八〇戸（三割五分）、五段以上二町未満一、八八五、七二三戸（三割四分）、一町以上二町未満（二割二分）、二町以上三町未満（六分）、三町以上五町未満一三四、一一六戸（二分）、五町以上七二、一五七戸（一分）の順序で、最近十ヶ年間に於ける趨勢は大體に於て二町未満のものは漸増の傾向あるに反し、二町以上のものは年々減少の傾向を呈し、小經營のもの増加し中經營以上のもの、減少するを觀るは注目し價する現象であらう。（第一部統計表第二十表其二参照）

更に之を耕地所有者戸數に就て觀るに昭和元年末現在に於ける耕地所有者戸數は四、九九七、五九二戸にして前年に比し一八、五七四戸（四厘）を増加してゐる。之を所有地の廣狹別

に觀れば五反未滿二、四九二、二三五戸（四割九分九厘）、五反以上一町未滿一、二二一、二六一町（二割四分四厘）、一町以上三町未滿八八九、八一四戸（一割七分八厘）、三町以上五町未滿二三〇、一〇六戸（四分六厘）、五町以上十町未滿一一四、一一四戸（二分三厘）、十町以上五十町未滿四五、九一七戸（九厘）、五十町以上四、一四五戸（一厘）である。最近十ヶ年間に於ける趨勢を觀るに大體に於て所有總數は大正十一年迄は増減一様でなかつたが爾後漸増の傾向を示し、五町未滿の所有者は大正十、十一年頃迄は漸減の傾向なりしも爾後漸増の傾向を示せるに反し、五町以上のものは大正十一、二年頃までは漸増の傾向を呈し爾後漸減の傾向に轉じてゐる。（第一部統計表第二十表其三參照）

第三 農作狀況

米 昭和二年に於ける米作付段別は三百十七萬三千四百五十七町二段にして前年作付段別に比すれば一萬五千八百八十六町（五厘）を、前五箇年平均作付段別に比すれば二萬四千八百六十六町九段（八厘）を増加した。而して米收穫高は六千二百十萬七白石にして之を前年收穫高に比すれば六百五十一萬八千六十八石（一割一分五厘）を前五箇年平均收穫高に比すれば四百三十八萬一千七百四十六石（七分六厘）を増加した。蓋し本年の稻作は苗代時期に於ける天候概ね適順なりしを以て苗

の發育良好に進み移植時期後は晴天多く高温持續し地方に依つては旱害を蒙りたるもの及病害蟲の發生を見たるものありしも之が防除等に努めたるを以て概して大なる被害を認めず且つ土用入後の氣候順調なりしと施肥管理の周到なりしに由り稻の成育良好にして九月二十日現在に於ける第一回豫想到に於ては六千四百四十九萬二千八百五十石と豫想せられた。然し其後九月下旬頃に於て曇天多く氣温又低かりしと地方的には降雨、病害蟲等の被害ありしに因り十月末日現在に於ける第二回豫想到に於ては第一回豫想到に比し一分一厘の減少を示したが其後の天候頗る適順なりしたため登熟充分なるを得たる結果實收高に於ては、第二回豫想到に比し百三十三萬二千四百百石（二分二厘）の増加を示した。

尙ほ參照のため前五箇年間に於ける作付段別及收穫高を示せば左の如くである。

町段	作付段別		收穫高	
	町	石	町	石
大正十二年	三、一四七、五二・四	五、四四四、〇八四	同	三、一四七、五二・四
同 十三年	三、一四三、五二・四	五、七〇〇、四三三	同	三、一四三、五二・四
同 十四年	三、一五三、八三七・七	五、七〇三、七四四	同	三、一五三、八三七・七
同 十五（昭和元）年	三、一六六、三七一・二	五、五八二、六三二	同	三、一六六、三七一・二
昭和二年	三、一七三、四七二・二	六、一〇〇、七〇〇	大麥	昭和二年に於ける大麥は作付段別四二五、五二〇町、

收穫高七、五六九、一九五石にして之を前年に比すれば作付段別に於て二二、〇二四町(四分九厘)、收穫高に於て九九九、六五八石(一割一分七厘)を減少してゐる。最近十ヶ年間に於ける趨勢は大體に於て作付段別及收穫高共に逐年遞減の傾向を示してゐる。

裸麥 昭和二年に於ける裸麥作付段別は五三〇、六六〇町、收穫高七、三二三、九〇二石にして之を前年に比すれば作付段別に於て一三、八五四町(二分五厘)を、收穫高に於て一二六、六〇四石(一分七厘)を減少した。最近十ヶ年間に於ける趨勢は大體に於て作付段別、收穫高共に漸減の傾向を呈してゐる。

小麥 昭和二年に於ける小麥の作付段別は四七三、七六〇町、收穫高六、〇五九、三三五石にして、之を前年に比すれば作付段別に於て六、一八九町(一分三厘)を、收穫高に於て一六二、〇七五石(二分七厘)を増加した。最近十ヶ年間に於ける趨勢は作付段別に於ては大正六年以來遞減し來つたが本年は始めて前記の如く増加を示し、收穫高に於ては是亦大正六年を最高とし大正十二年迄は漸減の傾向なりしも翌十三年より漸増の傾向を示してゐる。

養蠶 昭和二年養蠶戸數は、二百十萬六千六百十二戸にして蠶種掃立枚數は千八百四十七萬六千五百九十六枚である。内、春蠶七百五十萬枚、夏秋蠶、千九十六萬枚である。繭産額は

九千百十七萬六千四百四十貫この價額四億九千七百十七萬二千三百四圓を示してゐる。之を前年に比すれば戸數に於て三萬九千二十五戸(一分九厘)を、掃立枚數に於て五十一萬四千八百四十三枚(二分九厘)を、産額に於て四百四十四萬五千三百三十九貫(五分一厘)を各々増加を示してゐる。

第四 田畑賣買價格

日本勸業銀行調査課の發表する處の要領を摘記すれば次の如くである。

昭和二年の田畑賣買價格を地方別に通觀するに、田に在りては近畿區の六百二十七圓(普通田一反當り)を最高として四國區、東海區、中國區、東山區、北陸區、九州區、關東區、東北區、北海道、沖繩順次之れに次ぎ、全國平均は五百四十六圓にして前年(五百七十一圓)に比し四分四厘弱の下落を示せり。

畑に在りては東海區の五百九圓(普通畑一反當り)を最高とし東山區、關東區、四國區、近畿區、中國區、九州區、北陸區、東北區、沖繩、北海道の順序にして全國平均は三百三十三圓となり前年(三百五十圓)に比し四分九厘弱の低落を示せり。

耕地の價格は地方により幾分其趣を異すと雖大正五年以降は世界大戰の影響にて農産物價昂騰し農業收益増加せるを以て逐年昂騰の氣運に向ひ大正八年には全國平均普通田一反當り七百餘圓を唱へ未曾有の高價を示せり。其後財界の好況と相俟て益々昂騰せんとする

の傾向ありしが大正九年春突如恐慌の襲來するや地價亦反動的暴落を來し同年秋季には一反當り五百九十餘圓を示すに至れり。爾來農産物價下落し農家の收入著しく減少せるに反し、生産費は依然低下せず農家の經濟は常に收支の均衡を缺き、剩へ小作爭議は各地に頻發し農村は著しく窮迫の狀勢に向へる爲め耕地價格も亦其影響を受け漸次下落するに至れり、其後大正十一年には米價の恢復に因り幾分の引返しを見たるも低落の趨向は到底挽回すべくもあらず、本年は前記の如く再び顯著なる低落を示すに至れり。

輓近地方に於ける耕地需給の大勢を按ずるに世界大戰後國民經濟竝に思想上の變化は土地に對する愛着の念にも其影響を及ぼし地主は小作爭議地方費町村費等の重課に苦しみ機會あらば之を處分せんとする傾向ありて地價は今後著しき昂騰を期待し難きものゝ如し。唯一昨年は農産物の高値に加へ其收穫比較的豐饒にして地方に依りては農家の經濟に幾分の餘裕を生じたる者ありしと自作農の維持創設、自作地免稅等の農村振興策と相俟て一時農民の土地に對する需要を促したるを以て昨年の地價は幾分恢復せりと雖も其後米價絲價等は漸次低落の步調を辿り財界甚だ不振なるを以て地價の大勢惡化し全國平均に於ては前記の如く田に在りては前年に比し四分三厘七毛、畑に在りては四分八厘五毛の低落を示せり。今後地價の騰落見込に就きても報告を求めたるに之を全國的に通觀すれば低落すべしと爲すもの大多數にして其理由を米麥等農産物價格の下落、小作爭議に歸するもの多く財界不振、金融逼迫、耕地需給の不調和に歸するもの亦少からず又騰貴豫想の理由としては交通機關の普及、自作

農創設、農家戸數に對する耕地面積の狭少等に歸するもの多かりき。次に土地賣買の多寡に就ての報告を綜合すれば寡しとせるもの六割以上を占め其理由とする所は財界不振、金融逼迫、農村疲弊、小作爭議等によりて購入を欲せずとするもの多かりき。

更に田畑抵當貸借の多寡に就ては多しとするもの七割に上り其理由とする所は財界不振、農家就中中小地主の窮迫、無擔保貸付警戒等なり。又寡しとする理由は信用組合の發達、小作爭議による不動産價格の低落を虞ること等なり。』

この他帝國農會調査部は昭和二年四月「小作爭議地及隣接地に於ける小作料並土地賣買價格の變動に關する調査」をされてゐるが、「秘」に屬するが故に遺憾ながら公表の自由を有しない。

第二章 小作狀態

第一 小作料

大藏省は土地賃貸價格決定の資料として道府縣の田畑反當平均小作料を發表した。この調査は明治四十四年より大正六年まで七ヶ年における契約數量の平均額を算出したものである。この調査によれば全國反當平均小作料(立米)は田にあつては一石一升八合、畑にあつては三斗四升四合であつて、最高田は奈良、最高畑は愛知、最低田は沖繩、最低畑は北海道

てある。これを各府縣別に示せば次の如くである。(單位立米石)

北海道	〇、三五五	〇、一三四	東京	〇、九六八	〇、三九八
京都	一、一六九	〇、五二〇	大阪	一、三五〇	〇、五八六
神奈川	一、一三三	〇、四九〇	兵庫	一、二三〇	〇、三七七
長崎	〇、九七五	〇、三三八	新潟	〇、九五五	〇、三〇六
埼玉	〇、九四九	〇、四八八	群馬	一、〇九五	〇、四四三
千葉	〇、九三二	〇、三三四	茨城	〇、八六一	〇、三三四
栃木	〇、九三二	〇、三三二	奈良	一、三五五	〇、五三三
三重	〇、九七六	〇、五〇八	愛知	一、〇四三	〇、六六五
静岡	一、〇七三	〇、四四〇	山梨	一、三五五	〇、四〇六
滋賀	一、〇九九	〇、六〇四	岐阜	一、一〇〇	〇、四〇八
長野	一、一四四	〇、四七三	宮城	〇、七六〇	〇、三三三
福島	〇、八二二	〇、三三六	岩手	〇、七九七	〇、二二九
青森	〇、七三四	〇、三三九	山形	〇、九九三	〇、四〇三
秋田	〇、八九六	〇、二〇六	福井	一、〇二八	〇、四〇〇
石川	一、〇六二	〇、三三〇	富山	〇、九三五	〇、三三三
鳥取	一、〇三〇	〇、四五六	島根	一、一〇四	〇、三三四
岡山	一、一三三	〇、四九九	広島	一、〇九三	〇、五二六
山口	一、〇二九	〇、二四八	和歌山	一、一八八	〇、五七一
徳島	一、〇七五	〇、四一六	香川	一、二三八	〇、四八二
愛媛	一、一五一	〇、六五五	高知	一、〇六六	〇、一三五

福岡	一、二二二	〇、三〇七	大分	一、二二六	〇、三三四
佐賀	一、〇九五	〇、二六四	熊本	一、一三三	〇、三〇六
宮崎	〇、八四三	〇、二二二	鹿児島	〇、八七一	〇、一〇一
沖縄	〇、三〇〇	〇、三六〇	全國平均	一、〇二八	〇、三三四

〔備考〕

一、米以外の物品を以て小作料を收得するものはその價格を以て米量に換算せるものとす

一、金錢を以て契約を爲したるものはその收得する金額を米價を以て米量に換算せるものとす

一、米價は各部毎に明治四十四年より大正六年まで七ヶ年の當該地方に産出する中米相場の平均價格とす

一、田の小作料は全國を通じて全部米納、畑は區々にして米納、麥納、大豆納、稗納及び金納とするも、その中米納のもの比較的多く麥納、金納、大豆納之に次ぐ、北海道のみは金納なり

●日本勸業銀行調査全國小作料——同行調査課の發表に係る

昭和二年三月調査全國實收小作料を擧ぐれば左の如くである

田(單位石)	上	下	普通	上	下	普通
	●	●				
北海道	●	●	●	●	●	●
東北區	一・一五	●	●	一・一〇	一・一八	二・〇九
關東區	一・三二	●	●	一・六六	七・八八	一・一八〇
北陸區	一・三二	●	●	一・九七	九・六二	一・四〇一
東山區	一・三四	●	●	一・〇一	二七・三八	一・九三三
	●	●	●	一・一〇	三三・八三	一七・七〇
						二四・八二

普通田反當實收小作料累年表(單位石)

	昭和二年		大正十五年 (昭和元年)年		大正十四年		大正十三年	
	東海區	一・三三	・七六	・九七	三・四二	一八・〇四	二五・八四	
近畿區	一・二六	・八三	一・〇四	二九・四四	一四・三三	二〇・九七		
中國區	一・〇九	・八三	一・二八	三・〇五	一三・八四	二二・八六		
四國區	一・四二	・八九	一・二五	三・六五	一六・九五	二七・一六		
九州區	一・三九	・七九	一・二二	二六・一六	一三・三二	一八・七六		
沖繩縣	・三六	・二五	・二二	一三・三二	五・〇〇	八・七五		
全國平均	一・二六	・七九	一・〇三	二六・二六	一三・三二	一八・七六		
北海道	・四三		・四六		・四六	・五〇		
東北區	・九五		一・〇二		一・〇四	・九八		
關東區	・九八		・九八		一・〇一	・九八		
北陸區	一・〇一		一・〇一		一・〇一	一・〇四		
東山區	一・一〇		一・一八		一・一七	一・二六		
東海區	・九七		・九八		一・〇三	一・〇〇		
近畿區	一・〇四		一・〇九		一・一五	一・一八		
中國區	一・一八		一・一八		一・二二	一・一九		
四國區	一・一五		一・二〇		一・二五	一・三三		
九州區	一・二二		一・二二		一・二三	一・二三		
沖繩	・二二		・四〇		・四〇	・五六		
全國平均	一・〇三		一・〇七		一・〇七	一・〇九		

第一部第三篇 農業労働者状態

普通畑反當實收小作料累年表(單位圓)

	昭和二年		大正十五年 (昭和元年)年		大正十四年		大正十三年	
	北海道	二・四九	二・七	二・七	二・八七	二・八八		
東北區	一・二八〇	一・三六	一・三六	一・五二	一・三二四			
關東區	一・四〇一	一・四六〇	一・四六〇	一・四五六	一・四九			
北陸區	一・九二五	二・〇三	二・〇三	二・〇二八	二・〇九一			
東山區	二・四八二	二・六七	二・六七	二・六五	二・九八			
東海區	二・五八四	二・五九	二・五九	二・六三	二・六三			
近畿區	二・〇九七	二・一六	二・一六	二・一五	二・一九			
中國區	二・二八六	二・〇六〇	二・〇六〇	一・九五〇	二・〇二九			
四國區	二・七二六	二・四九	二・四九	二・四三	二・九一五			
九州區	一・八五	一・七五	一・七五	一・六九	一・七九五			
沖繩	八・七五	二・〇〇	二・〇〇	二・三六	一四・七五			
全國平均	一・八七六	一・八九	一・八九	一・九一六	一・九九六			

第二 小作料制定の内容

小作爭議の核心を爲し來つたものを探究すれば、從來その多くが小作料問題に係つてゐたことは事實である。然るに尙ほ未だ小作料決定の一般的基準は制定されず、従つて各地方農會其他に於て小作料の合理化即ち公正小作料なるものが屢々提唱せられつゝある。次の一例を擧げてその内容の一斑を窺ふてあらう。

兵庫縣加西郡革新同盟の事例

一、地主の當然負擔すべき公祿を一反歩に就き米三斗と看做す。
 一、一反歩の小作に要する種子代、肥料代、農具損料を合したる耕作資本を米八斗と看做す。故に一反歩の收穫米八斗以下なる時はその多大勞力を全部缺損したるものとして小作料の全免を要求するを當然なりとす。

一、八斗以上一石一斗迄の收穫ありたる時は八斗を小作人側に收得しその餘は小作料として地主に納入す
 一、一反歩の收穫一石一斗以上ある時はその以上の分即ち純益を地主四、小作六の比率にて分配し耕作費八斗に利益分配を加へたるものを小作人の所得とし公祿(三年)に利益分配を加へたるものを小作料とす。故に一反歩の小作料比率は左の如くである。(單位石)

收穫高	地主(小作料)	小作人	全收穫量
〇・八以下	〇		
〇・九	〇・一	〇・八	〇・九
一・〇	〇・二	〇・八	一・〇
一・一	〇・三	〇・八	一・一
一・二	〇・四	〇・八	一・二
一・三	〇・五	〇・八	一・三
一・四	〇・六	〇・八	一・四
一・五	〇・七	〇・八	一・五
一・六	〇・八	〇・八	一・六
一・七	〇・九	〇・八	一・七
一・八	一・〇	〇・八	一・八
一・九	一・一	〇・八	一・九
二・〇	一・二	〇・八	二・〇
二・一	一・三	〇・八	二・一
二・二	一・四	〇・八	二・二
二・三	一・五	〇・八	二・三
二・四	一・六	〇・八	二・四
二・五	一・七	〇・八	二・五
二・六	一・八	〇・八	二・六
二・七	一・九	〇・八	二・七
二・八	二・〇	〇・八	二・八
二・九	二・一	〇・八	二・九
三・〇	二・二	〇・八	三・〇

三・五 一・二六 二・二四

〔備考〕
 右比率は不變の原則にあらざして寧ろ現在の習慣を考慮して地主側に有利なる比率として暫定したるものなるを以て公祿以上の利益配當十分の四は漸減すべきを以て原則とし、又大地主に對しては比率を低下するを原則とす。

この他帝國農會が大正十五年四月の照會で、昭和元年十二月末日迄に到着せる分を取纏めた「小作料の減免に關する慣行調査」がある。この調査は府縣毎に毎郡一戸宛委嘱して調査されたものであるが全部取揃はざるもの多く、従つて全面的觀察を爲し得ない、特に實收小作料に關する調査は、個別性著しきに基づき素材のまゝ、收録されてある、ために本年鑑に再録するのは困難である。いづれ調査の完成を待つてこれを掲載することゝし、今は只その調査があることを指摘して置くに止める。

第三章 農家經濟

第一 農家經濟調査

農林省は大正十年以來農家經濟調査を始め今尙續行中であるが、大正十四年度成績(自大正十四年二月一日至同十五年一月三十一日)を以て昭和二年十二月發表された調査に基づき、

その概要を摘記すれば、調査全農家戸数二三二戸中採用農家は一八七戸にして調査全農家戸数の八〇・六％に相當してゐる。而して地方別及構成階級別を擧ぐれば次の如くである

地方別	調査採用戸數			計
	自作	自小作	小作	
北海道地方	一	一	一	三
東北地方	八	二〇	七	三五
關東地方	二〇	二〇	九	五九
北陸地方	六	八	七	二一
中部地方	九	三	一〇	二二

次に調査農家一八七戸の農業用土地面積は一戸當平均二町三反四畝五歩にして、耕地反別だけに就て見れば一町六反九畝十九歩に當り、耕作地中田は最も多く全體の六三・九％を占めてゐる。自作、自小作、小作の三階級別による農業用土地面積の實數及割合を示せば、

種別	農業用土地面積實數				同上割合%	
	田反	畑反	園地反	其他反	耕作反別	耕作反別以外地
自作	一〇・六四	五・四〇	二・七四	三・七三	五九・六	四〇・四
自小作	一一・三〇	三・三二	二・〇一	三・九七	八〇・三	一九・七
小作	二〇・六七	二・七六	一・〇一	一・五三	九〇・五	九・五
平均	一〇・八一	三・八三	二・二五	六・四六	七三・四	二七・六

〔備考〕

- 一、其他の中には宅地、山林原野其他を含む。
- 一、自作、自小作、小作は孰れも採用農家戸數を示すが、數は前掲のものと同様なれば之を省略す。以下同様。

次に農家總收入を見るに一戸當平均二千八百九十二圓餘で

種別	實數		割合	
	農業總收入	農業以外總收入	農業總收入	農業以外總收入
自作	二、六七・二五	五七五・五五	八三・三%	一七・七%
自小作	二、五八五・四三	三〇三・九五	八九・五%	一〇・五%
小作	二、一九三・三〇	二五九・二四	八九・四%	一〇・六%
平均	二、五〇五・二〇	三六七・六一	八六・六%	一三・四%
計				
	計(總收入)			
	三、二四二・八二〇			

三階級別の農家總收入は自作農最も多く、自小作之に次ぎ、小作農最も少いことを示してゐる。更に農家の經費を見るに

種別	實數		割合	
	農業經營費	農事家事以外の經費	農業經營費	農事家事以外の經費
自作	一、二七〇・九八	八五・一五	九三・七%	六・三%
自小作	一、三九・三三	三五・二八	九八・二%	一・八%
小作	一、三三七・九二	二二・七二	九九・〇%	一・〇%
平均	一、二六七・七二	四三・八三	九六・四%	三・六%
計				
	一、三五六・一四			

農業經營費の最高は小作にして自小作、自作の順位を示してゐるが、農事家事以外の經費は正しく其逆の順位を呈してゐるのである。

以上によつて農家の所得を算出すれば、自作農最も多く一千八百八十六圓餘、自小作之に次いで一千五百十四圓餘、小作最も少く一千二百十二圓餘となり、三階級を通じて一戸當平均一千五百六十一圓餘である。

農家の所得より家計費を控除せる結果は、農家の餘剩若くは不足であるが、本調査の結果に就て見るに百八十七戸中過剩百五十三戸にして自作五十四戸、自小作五十六戸、小作四十三戸、不足三十四戸にして自作十二戸、自小作十三戸、小作九戸である。今、剩餘若くは不足を五百圓を分岐線として其の上下に分ち三階級別に表示すれば次の如くである。

種類	五百圓 未滿	自五百圓 至千圓	種類	五百圓 未滿	自五百圓 至千圓
自作	五戸	一八戸	自作	八戸	四戸
過自作	完	七	不自作	一〇	三
剩小作	三	二〇	足小作	九	〇
計	二八	四五	計	二七	七

これによつて農業の經營難、農家經濟の窮迫の一斑を窺ふことができやう。

最後は本調査農家百八十七戸の家計費は一戸當一千二百五十六圓餘である。而して内第一生活費に屬するものは全家計費の六三%餘、第二生活費は三六%餘を示し、最も多額なるは飲食費にして次位は被服費、第三位は冠婚葬祭費である。何れも百圓以上に上り他は凡て百圓未滿のものゝみである。尙ほ三階級別にその内容を見るに自作農最も多く一千五百三十圓餘、自作一千二百七十圓餘、小作八百九十圓餘で最も少いのである。

因に簡単に實數及割合を擧れば次の如くである。

種別	實數			
	自作	自小作	小作	平均
第一生活費	九〇九、三〇〇	七九、九三二	六四三、一九三	七九四、六三三
第二生活費	六八、二九五	四六、〇六五	二四三、八三六	四七、九七七
家事未拂金	三、四六六	四、六八六	四、〇五五	四、〇七三

第一部第三篇 農業労働者状態

合計	一、三三〇、九二二	一、二三〇、六三二	八九〇、〇三三	一、二五六、七〇一
自作	五〇、完	六二、五	七三、五	六三、三
第二生活費	四〇、六	三六、六	二七、〇	三六、五
家事未拂金	〇、三	〇、七	〇、五	〇、三
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

第二 生産費調査

米生産費調査

帝國農會は大正十一年以來引續き全國的に米生産費調査を開始し、既に大正十三年迄の調査の結果を發表したここに就ては昭和二年版本年鑑(三九—四〇頁参照)に収録した處である。而して今又、大正十四年度該調査の結果が「米生産費調査資料」として昭和二年七月に公表された。

右調査は大正十一年以來の繼續調査であつて調査項目、地域、階級別等大體に於て前年度と同様であるから之を省略し多少の相異點に就てのみ其概要を記述するに止めよう。

(イ)調査農家戸數二七四戸、集計戸數二七〇戸であつて内、自作一一七戸、自小作一一六戸、小作三七戸である。これを大正十三年度に比較すれば集計戸數に於て一〇五戸を減じ、從つて又自作五六戸、自小作三三戸、小作一一戸を各減じて

る。

(ロ)調査方法の変更として大正十三年度迄は囑託調査をなし來つたのであるが之を中止し、農林省の指定事業として農會のなしつつある農業經營調査並に農家經濟調査により調査されることとなつた。而して右兩調査は共に最も完備したる記帳法に依るものだと謂はれてゐる。

次に大正十四年度の米産費は次の如くである。

(詳細は第一部統計表第二十表其四参照)

自作	九三・五	圓	反當生産費	支米一石當生産費
自小作	九五・三	圓		
小作	六四・一	圓		

〔備考〕副産物を生産費より差引きたる計算にして、自作地の土地資本利子を四分としたるもの。

因に生産費と收支計算との關係並に判斷に就て左記の如く述べられてゐる。

『農産物の生産費中には、自給物多きを以て、評價法を用ゆるにあらずれば、調査し得べからず。其結果として、生産物の賣却金額よりも、生産費の金額の方高き場合少なからず、米麥作の如きは多くの年はかゝる計算となる。而して之れに對し、直ちに普通商業上に於けるが如き缺損と同じ意味に判斷するは、農業經營に對する正當の觀察にあらず。例へば一石の米價は三十五圓にして、其生産費

は三十八圓なるとき、米作者は一石に付三圓づつの損失をなし、而してそれだけ財産が減少するか負債が増加するかの意味に解するは早計なり。かゝる場合は、生産物の金額が、一定の約束規準により算出したる生産費に達せざりしものにして、實際問題としては、土地資本利子を四分に見積りたるに收量又は價格の低下其他の事情のため、それに達せずして三分にしか相當せざりしとか、二分以下に低下したとか、若しくは、家族の勞賃を一日壹圓五拾錢に見積りたるに、計算の結果は、一圓にしか相當せざりしとか、八拾錢に低下したと云ふ意味となる。而して其結果は農家は直ちに多大の困窮に陥るのみならず、若しも計算上缺損的數字が漸次増大するか、若くは繼續するときは、稻作農業は漸次衰微し、終には稻作經營は一家の生業として成立せざるに至るべきものなれども、併し直接端的には現はれ來るものにあらず。要するに本調査の如き生産費の計算法に於ては、生産物の價額が、生産費に達せずして、缺損的數字を現はす時と雖、家族の勞賃及其他自給物に對する支拂ひ金額が、生活上一時の急を免れ得る程度の存在する限り、倒産も餓死も來さざれども、生活の内容は賃銀労働者以下に低下し、困苦缺乏に苦しむこととなるを以て、稻作農家は、生活苦痛の轉換策として、可及的稻作經營に代はるべき、他の組織の經營に向ふこととなり、生産費の増加による、多收穫栽培の如きは、停止せらるゝに至るべし。』

次に麥生産費の調査は千葉、長野縣等に於て爲されてゐるが全國的に纏つたものは本年度發表されしものなく、又農作備賃銀調査も同様である、再調査も全國的のものが發表さ

れるを待つて之を収録する筈である。

第四篇 其他の労働者の状態

第一章 林業労働者状態

林業労働者状態の一般に關しては何ら新たなる報告に接しない。前年度及前々年度年鑑の参照を乞ふ次第である。

第二章 漁業労働者状態

昭和元年末における漁業労働者總數は一、四五一、〇四〇人にして前年度より二六、三四〇人の増加を示してゐる。男女別に見れば女子は二六〇、八六三人で總數の一七・九八%に當る。業務別にすれば左の如くである。(農林省調)

業主		被備者		計	
漁撈	三三、三三九	三三〇、八三三	三六四、一七二	漁撈	三六四、一七二
本養殖	三、八〇三	五、六〇六	九、四〇九	本養殖	九、四〇九
業計	三三、三三九	三三〇、八三三	三六四、一七二	業計	三六四、一七二
百分率	三三、三三九	三三〇、八三三	三六四、一七二	百分率	三三、三三九
漁撈	二五、六七三	三三、三三九	五八、〇一三	漁撈	五八、〇一三
副養殖	六、八八七	三三、三三九	四〇、二二六	副養殖	四〇、二二六
製造	四〇、三三六	九四、五三九	一三四、八七五	製造	一三四、八七五

第一部第四篇 其他の労働者の状態

業計	百分率
三三、三三九	三三、三三九
三三〇、八三三	三三〇、八三三
三六四、一七二	三六四、一七二

尙ほ業主、被備者を合せて水産従業者の地理的分布を見れば、北海道の一八二、五〇九人、長崎縣の一、一五、四七〇人を筆頭として千葉、鹿兒島、山口、静岡、青森、熊本、大分、諸縣の順位である。

男女別數に關しては第一部統計表第二十一表其一の参照を乞ふ。

遭難漁船及乗組員

年次	遭難漁船數	乗組員數	死亡又は行衛不明者數
大正十二年	二、五〇六	五、五三九	九五四
大正十三年	一、〇〇九	二、七六〇	五八
大正十四年	一、〇〇六	三、二四九	六八
昭和元年	一、二六六	三、三六九	六〇六

昭和元年中遭難漁船一、二六六隻を種類別に見ると、動力を有せざるもの九七七隻、有するもの二八九隻、動力なきもの、中にて五噸(五十石)未滿の小型漁船が最も多數を占め九一六隻にのぼつてゐるから、遭難船全數の七割強に當る。遭難原因は破壊が六七二隻で全數の大半を占め、その他は沈没(九七隻)行衛不明(七四隻)坐礁又は坐洲(七一隻)等である。尙ほ第一部統計表第二十一表其二を参照。

第三章 商業使用人状態

商業使用人の労働状態に關する一般的な調査としては、最近においてはたゞ社會局調「商業労働に關する調査」(大正十三年九月調)があるに過ぎぬ有様であるが、右は既に昨年度年鑑に概略を載せたのであるから、就て参照を乞ふこととし、こゝには京都市社會課の調査に基づき京都市における商業徒弟の状況を記載する。(京都市社會課「商工徒弟に關する調査、一」昭和二年五月發行に據る。)

右は大正十五年六月現在を以つて「見習店員」即ち所謂丁稚小僧と稱せられるものを査定し、有效一、五三一人につき調査したるものと、他方その雇傭主及び商工専修學校當局一八八人につき調査したるものと二様の調査より成れるものであるが、いま前者の結果について見るこゝ

年齢 最低は十一歳に僅か一人、十七歳三一五人(二〇・六%)、十八歳二六二人(一七・一%)、十六歳二五二人(一六・五%)等を主なるものとし、十四歳未満は一八(一・一%)に過ぎぬ。

教育程度 高等小學校卒業者が第一位で五三%、次は尋常小學校卒業の二五%であり、尋小中途退學者の〇・二%を以て最低の教育程度とする。即ち不就學者は皆無といふことになる。

住居 奉公先住込八五・五%、寄宿者九・五%、自家通勤三・三%、寄寓間借下宿は僅少に過ぎない。

勤務時間 十二時間勤務最も多く全體の二二%、十時間二一%、その他六時間より十七時間に亘つてゐる。始業時は大抵六時或は七時、終業時は午後六時又は七時のものが最も多い。休憩時間は晝食後一時間を普通とする。なほ過半数は夜業なく、有るものは一七%不定のもの一%である。

公休日 公休日の制定あるものは全體の九七%、未だ制定せざるもの一%、他は不明であるが、公休日数は月一日乃至五日、この中二日最も多く七四%、一日一〇%、四日七%、五日〇・一%である。
徒弟期間 最も多きもの五ヶ年の一二%、次は十ヶ年の一一%、全體の平均徒弟期間は七ヶ年である。

待遇 (一)給料手當 一ヶ月最低は一圓に満たないものあり、最高は五十圓、最も多きは二圓―三圓で全體の九%、次に十圓―十五圓の八%。平均一人當九圓二十四錢である。年齢別に見ると十五歳未満一圓、十五、六歳二圓、十七、八歳三圓、十九、二十、二十一歳にありては十圓以上十五圓未満のものが最も多い。(二)賞與 有るもの七二%、無きもの五%、不明二三%。回数には年二回が四六%年一回二四%である。(三)衣食の支給 食事の支給あるもの八五%衣服の支給あるもの七八%、寝具の支給あるもの七〇%、而して全部の支給を受くるもの七〇%、全然無支給のもの一二%である。

第四章 自由労働者状態

日傭労働者はいふまでもなく主要工業都市及其の附近に密集してゐるものであるが、いま大正十四年十月一日現在の失

業調査によるその總數並びに主要工業都市及附近のおける數は

	男女總數(人)	内失業者數	失業率
東京市及其附近	二〇六、二五二(八、二六三)	三九、九六	一九・三六
大阪市及其附近	八三、六三三(一、四三三)	一六、八九〇	二〇・三〇
名古屋市及其附近	三三、五八一(一、二三五)	四、二〇四	一二・五三
横濱市及其附近	一一、七五八(三、三三四)	二、六〇三	二二・三三
神戸市及其附近	一一、六三七(一、九一)	三、四四七	二九・五五
和二年七月發行)	一一、五九三(五、五五)	三、二七	二八・九七

失業狀況に關しては第一篇第二章第一にも記載あり、又昨年度本年鑑本節(四六頁)をも参照されたい。尙ほ「日傭労働者の疾病傷害」に關して東京市社會局の調査發表がある(昭和二年七月發行)。

第五篇 中間階級者・婦人労働者・職業婦人並に少年

第一章 中間階級者状態

中間階級者状態

中間階級者の範圍はその言葉の定義如何によつて決定さるべきものである。もし中間階級者を、地代又は利子によつて

生活する所謂資本家階級に屬するもの、筋肉労働によつて生活する所謂労働階級に屬するもの、中間に位する階級に屬するもの、中間階級は俸給によつて生活するもの全部、自由職業者、恩給生活者等を含み、又所得高の多少によつて區分が出来るもの、或一定の標準を必要とするであらう。大正十一年東京府が中等階級生計費調査をなした際に、その範圍を、家族數二名以上八名以下にして月收六十圓以上二百五十圓以下の家庭に限定してゐるのを見れば、東京府は中間階級を月收六十圓以上二百五十圓以下の所得あるもの、と認めてゐる譯である。又大正十年内務省社會局がなした細民家計調査では、一世帯の人員三人以上六人以下にして、一世帯の月收五十圓内外のものを細民としてゐる。ここからすれば、當時にあつては一般に月收六十圓以上二百五十圓以下の所得あるものを以て中間階級者としてゐるやうである。けれども今日では所得税の課税最低額たる月收百圓を基準としてそれ以上三百圓位の所得あるものを中間階級に屬せしむる方がより適切であるかも知れない。今假りに、中間階級者を資本家階級と労働者階級の中間に屬するものであり、大體に於て月收六十圓以上三百圓以下のもの、とすれば、俸給生活者の大部分、自由職業者及小中商工業者の大部分、自作農、恩給生活者及地代又は利子による生活者の或部分等が中間階級に包含されることになる。

それでは、我邦の中間階級者の数はどれだけあるか。茲にこの數を擧げるこゝの出來ないのを遺憾とする。單に推定の便宜のために次に二、三の資料を掲げ、更に中間階級者中の俸給生活者、特に官公吏、教員に就いては項を新たにして略述するに留める。

所得稅表によれば、大正十五年(昭和元年)度に於て年收四千圓以下の第三種納稅者は一、〇二七、九八九人(主稅局第五十三回統計年報書)であるが、これを直ちに中間階級者數と見るこゝは出來ない。何故ならこの數は月收百圓以上三百三十三圓以下のもの、數であつて、現在我邦の官公吏の平均月俸が約六十圓に當つてゐるこゝを考へれば、月收六十圓以上の者を加ふれば、更に増加するであらう。

大正九年第一回國勢調査の結果に依り概數として擧げられてゐる業主九、五五三、〇〇〇、職員一、五六六、〇〇〇、勞務者一五、九七〇、〇〇〇のうち職員の大部分及業主の或部分が中間階級に屬するであらうが、さて職員のみだけが月收六十圓以上に當るか、業主のみだけが中間階級に屬すべきや不明である。

營業稅表(主稅局第五十三回統計年報書、大正十五年(昭和元年)度)に依れば各種の營業主及びその從業員數は

營業主 從業員 計

一、〇六、七七八 二、二七、三三九 三、三四、一四八

であるが、之に依ても中間階級者の數を知ることには出來ない。内務省社會局勞働部勞政課の商業勞働に關する調査(大正十三年九月)ではこの從業員を商業勞働者としてゐる——廣義に解すれば無論商業勞働者には相違ない——が、前述の假定に従へば、その或部分は中間階級に屬するであらう。

第一 俸給生活者數

俸給生活者は中間階級者の主要なる部分であるが、その全數を知ることには甚だ困難である。だから茲では前にも述べたやうに、俸給生活者中特に官公吏、教員に就いて述べるのであるが、最近のこれ等の總數は約百十七萬である。因に中央職業紹介事務局の調査によれば、新たに大學及専門學校を卒業した者の就職狀態は次の如くである。

卒業生數	就職者	就職率	官公吏	學校	會社	銀行	病院	新聞	個人經營	其他
大正十五年卒業 一五、二五人	八、九七九人	五九・一	一、四七九人	二、二九人	二、九四人	七四三人	四三三人	三九人	六九人	三〇五人
就職者割合(%)	100	100	一六・五	二二・七	三三・四	八・三	五・二	二・五	七・〇	三・四

昭和二年卒業	三、七五五	八、三〇一	六、四七	一、五九	二、一四三	二、四四	五、四	六〇八	九四	五、四	三、四
就職者割合(%)	—	100	—	一、八九	二、五八	二、九五	六、六	七、三	一〇、一	六、六	四、二

一 官公吏

官吏(國庫金を以て俸給を支給するもの)、府縣吏員及市町村吏員の有給吏員合計数は昭和元年末現在に於て四七八、六五九人であつて、これを種類別にすれば次の如くである。

官吏(昭和元年末)

文官	武官	宮内官	計
三、七五五	一、八、六八八	二、八八二	三、七、三〇四

公吏(昭和元年末)

府縣吏員	市吏員	町村吏員	計
一〇、二五八	三、三三三	三、七六七	一、七、三五八

これを前年に比べるに、官吏に在つては六、一六八人を減じ、公吏中府縣吏員は九人を減じたに反し、市吏員及町村吏員は夫々七三五人、二、九七八人を増したが、結局總數に於ては最近五ヶ年の例を破つて二、四六四人を減じた、これ行政整理の結果である。(第一部統計表第二十二表参照)

其他の官吏

直接行政に干與する官吏以外の官吏、即ち國有鐵道、郵便電信局、裁判所、刑務所、警察等の職員を其他の官吏として

列挙すれば、大正十五年に於ては

國有鐵道	郵便電信	電話局	裁判所	刑務所	警察	計
一、五、八七六	一、四、六三九	一、三、三三九	九、三三九	五、七七一	四、八、七九六	一、五、八七六

備考 裁判所、刑務所は大正十四年末、國有鐵道、郵便電信電話局は同十五年三月末、警察は昭和元年末の員數である。

大正十三年末よりも五、八五八人を増してゐる。

二 教員

大正十四年三月末現在教員數は總數二七〇、五二三人であつてこの種類別は次の如くである。

小學校教員	三、四、七五八	實業補習學校教員	八、九三九
中等學校教員	三、三六六	專門學校教員	五、〇七〇
大學及高等學校教員	四、七七一	其他學校教員	一、三、四〇八
合計	三、七、五三三		

これを前年に比ぶれば約四・三%の増加に當る。尙ほ官公私立別教員數、小學校教員數、中等學校教員數、實業補習學校教員數の細別に就ては第一部統計表第二十二表其三乃至其七を見らるべし。

第二 俸給

官公吏其他の俸給生活者中、俸給額を知るを得たものゝみ

に就いて、その平均月俸額を第四十六回統計年鑑から算出すれば次の如くである。

	大正十五年	同十四年
官 吏	一〇四・七七	一〇九・三五
公 吏	五六・七五	五五・六
小學校本科正教員	六三・三	六三・六
中 等 教 員	二六・三五	二四・五〇

〔備考〕中等教員月俸は昭和元年及同二年の豫算額
更に中央職業紹介事務局調に依れば、大學及専門學校卒業生の就職時の平均初任給は、次表の如く、本年は前年に比べて學校への就職者を除いては何れも減少してゐる。

大學及専門學校卒業就職者の初任給比較

就職先別	官公吏	學校	銀行會社	其他	平均
昭和二年卒業	七三圓	七〇圓	七五圓	七四圓	七四圓
大正十五年卒業	七	九	八	八	八

〔備考〕大正十五年三月卒業生就職者八、九五九人、昭和二年三月卒業生就職者八、三〇一人に就き調査

又本年四月の「會社銀行に於ける學校卒業生採用狀況調」(中央職業紹介事務局調査)によるに、採用會社四八、就職者一、五八六人の初任給は平均六十三圓八十三錢に當つてゐる。

大學卒業生	平均	六三・八三
專門學校卒業生	平均	六九・〇〇
中等學校卒業生	平均	四三・三
大學卒業生	平均	八〇・二六

尙ほ官公吏、學校職員の細別俸給額に就ては第一部統計表第二十二表其一、其二、其八を見られたい。

第三 失業狀態

俸給生活者の失業は、經濟界の不況と共により深刻化して來つゝある。大正十四年十月一日の失業調査の結果に依れば當時俸給生活者の失業は一九、三九六人であつたが、現在では果してそれだけに増加してゐるかは明かではないが、本年新たに大學、専門學校を卒業して就職し得ざるものが卒業總數の一割五分に當り、又東京、大阪、神戸、名古屋の四市に於て取扱つた俸給生活者の求職者に對する失業率は八割五分に當つて居り、更に本年は、銀行會社の破綻、整理等による解雇數が多かつた。新聞紙に傳へられたもの、みを見ても約四千五百人、更に滿鐵の二千百人を加ふれば六千六百人の多きに上る。解雇の主なるものは十五銀行の六〇〇人、鈴木商店の約五五〇人、臺灣銀行の約三〇〇人、川崎造船所の約三〇〇人、近江銀行の三〇三人、東京電燈の六一二人、藤本ビルブローカ銀行の約二三〇人、東京市の一九〇人、白木屋呉服店の一〇八人、神戸市の一七〇人等である。

事情かくの如くであるから、俸給生活者の全失業者を調査すれば、其の數は莫大なものなるであらうと思はれる。

尙、失業狀態については第一部第一篇第二章を参照された

に比べては、女工の年少者の割合は甚だ大である。

女工年齢別表 (労働統計要覧、昭和三年版に據る)

(大正十四年)		十六歳未満		十六歳以上		計
總數	三三、三九	七三、四八	九五、八七			
年齢の割合(%)	二二・四	七六・六	二〇			
主なる産業に於ける割合						
紡績工場	二五・二	七四・八	二〇			
化學工場	二・六	八七・四	二〇			
雜工場	一六・三	八三・七	二〇			
<p>女礦夫を二十歳未満と二十歳以上に大別すれば、次表の如く大正十四年六月末現在に於て、二十歳未満は二二・六%、二十歳以上は七八・四%に當つてゐるが、仕事の性質上年少者は工場労働者に於けるよりも少い。更に總數の六五・〇%は坑内に働き、坑外労働者は三五%であつて、坑内労働者の一八・六%は二十歳未満の女子である。</p>						
年齢別坑内坑外別女礦夫數(労働統計要覧、昭和三年版)						
(大正十四年)		二十歳未満	二十歳以上	計		
坑内	八、七三九人	三六、三九人	四七、〇七二人			
坑外	六、八五七	一八、三九三	二五、二五〇			
計	一五、六九六	五四、七三二	七〇、四二八			
年齢の割合(%)	二二・六	七六・四	二〇			

尙ほ十六歳未満の女工に就いては本篇「第三章少年労働者状態」を参照せられたい。

2 賃銀

一般賃銀に就ては既に第一、二篇の當該項目に於て述べたが、茲には特に女工に就いての賃銀を詳説する。
工場に於ける女工賃銀

【賃銀靜態】 大正十三年十月十日第一回労働統計實地調査に依る工場女工總數 七〇一、五九七人の一人一日平均賃銀は八十八錢に當り、男工の平均賃銀(二圓十錢)の四割二分弱である。産業別平均賃銀は製版、印刷、製本業の一圓二十六錢を最高として、機械器具製造業(一圓十五錢)、土木建築業及被服身の廻り品製造業(一圓七錢)、瓦斯電氣及天然力利用に關する業及金屬工業(一圓六錢)、飲食料品、嗜好品製造業(二圓三錢)、皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業(九十四錢)、窯業及學藝、娛樂、裝飾品製造業(九十錢)、化學工業(八十七錢)、纖維工業(八十六錢)、木竹に關する製造業及紙工業(八十五錢)の順序となり。其他の工業(七十四錢)を最小とする。

次に年齢別に就いて見れば、男工の賃銀が六十歳までは年齢と共に高まり、六十歳を越して低まることは異なり、女工は三十歳までは前者同様に年齢と共に高るけれども、それ以後

は賃銀は安くなつてくること次表に示す如くである。

	男工	女工
十六歳未満	八錢	七錢
十六—十八歳未満	一三	九
十八—二十歳未満	一五	九
二十一—三十歳未満	二二	一三
三十一—六十歳未満	二六	一三
六十歳以上	一七	一三

【賃銀動態】 大正十二年以降に於ける工場女工平均賃銀は大正十二年下半期九十二錢六厘、同十三年及同十四年九十七錢と漸騰の傾向にあつたが、昭和元年には九十六錢一厘に低下した。而して昭和二年の上半期には再び昇つて九十九錢一厘となつた。尤も同年一月から新に官公營工場を調査に加へたから、直ちに前年との比数は許されない。

大正十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年
下半期	九十二錢六厘	九十七錢	九十六錢一厘	九十九錢一厘

(労働統計要覽、昭和三年版)

尙ほ昭和二年上半期の産業別及地方別賃銀を略述すれば、産業別に就ては機械器具製造業の一圓四十二錢三厘を最高とし、皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業、金屬工業、製版印刷、製本業、瓦斯電氣及天然力利用に關する業、學藝娛樂裝飾品製造業、化學工業、飲食料品製造業、被服製造業、紙工

業等は何れも一圓以上であつて、窯業、纖維工業、木竹に關する製造業、等は一圓以下、土木建築業の五十七錢七厘を最低とする。而して第一回労働統計實地調査當時その順序を異にしてゐる。地方別に就いて見れば、次表の如く近畿地方の一圓七錢八厘を最高とし、東北地方の七十八錢を最低とする。

北海道	東北	關東	北陸東	近畿	中國	九州
九七厘	七〇厘	一、〇四六厘	八八厘	一、〇七六厘	一、〇三五厘	八八厘

(労働統計要覽、昭和三年版)

●●●●●
女 鑛 夫 賃 銀

【賃銀靜態】 第一回労働統計實地調査に依る女鑛夫七〇、六六三人の一日平均賃銀は一圓三十錢に當り、男鑛夫(一圓六十七錢)の七割八分に該る。而して年齢の高まること共に二〇歳未満の一圓十錢から三〇—五九歳の一圓四十五錢に高まり、六〇歳以上(七十五錢)になれば低くなること、男鑛夫も同様である。又山の種類に依りて異なり、石炭山の一圓三十六錢を最高とし、石油山の七十二錢之に亞ぎ、金屬山の六十五錢を最低とする。

鑛山種別及年齢別賃銀 (労働統計要覽、昭和三年版)

全 體	未 滿	二〇—二九歳	三〇—三九歳	四〇—四九歳	五〇—五九歳	六〇歳以上	平均
一、一〇〇厘	一、二〇〇厘	一、三〇〇厘	一、四〇〇厘	一、五〇〇厘	一、六〇〇厘	一、七〇〇厘	一、三〇〇厘

金屬山	五三	七〇	五〇	六〇
石炭山	一、四〇	一、五〇	七〇	一、六〇
石油山	五三	七〇	九〇	七〇
其他の鑛山	五〇	八〇	—	七〇

【賃銀動態】 鑛山労働者の全國平均賃銀は男女共に逐年漸増の傾向を示してゐる。女鑛夫は大正十二年下半年の八十五錢から同十三年には一圓十錢臺、同十四年以後一圓二十錢臺に昇り、昭和二年上半期には一圓二十五錢になつた。

女鑛夫の賃銀は毎年少なからず男鑛夫よりも少く、鑛山種別に依りて其の割合は異なる。男女鑛夫賃銀の差の大きさは金屬山、石油山、石炭山の順序となり、又坑の内外によつても賃銀は異なり、坑内は坑外の二、三倍に當り、石炭山に於てはこの差は最も大である。

女鑛夫賃銀累年表（労働統計要覽、昭和三年版）

	總平均	金屬山	石炭山	石油山	其他
大正十二年下半年	八五厘	六五厘	一、〇六厘	七三厘	七五厘
同 十三年	一一三	六五	一一七六	七三	七九六
同 十四年	一一三四	六五	一一〇五	七二	七七五
昭和元年	一一三三	六三	一一〇三	七六	八三
同 二年上半期	一二四	七七	一一三五	七六	八三

3 労働時間

我國現行工場法は就業時間、休憩時間、休日等に關する規定は之を保護職工のみに限り、原則として就業時間を十二時間以内、且毎月少くとも二回の休日を設け、一日就業時間六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を、就業時間中に設くべきことを命じてゐる。

就業時間 工場法適用工場に於ける就業時間は、逐年短縮の傾向にある。けれども大正十四年には財界不況の影響上、賃銀の低廉な者を長時間就業させるを得策として、就業時間を短縮した工場は餘り多くはなかつた。

從來法定の最長限度たる十三時間制を採用してゐた製絲工場も、漸次十二時間制又は十二時間半制を採用するにいたつたものも少くない。現在京都、島根、秋田、宮崎、山口、巖手等の府縣は殆んど十三時間制を廢めてゐる。織物工場は尙大多數は最長限度たる十三時間で、非適用工場に至つては十三、四時間乃至十五、六時間に及ぶものもあるが、大正十四年には一般に機業不振であつたために、其數は多くはない。撚絲業亦同様である。其他の工場は大體十時間を基本就業時間とし、紡績業も此の例に依る。機械製造業の如きは八時間制を採用し、又業務の性質上晝夜繼續作業を要するものは一般に十二時間二交替制であるが、八時間三交替制を採用するものも少くない。五、五六四工場の就業時間調（大正十四年工

場監督年報)によれば、十時間最も多く二九%を示し、十二時間は二八%であつて、女工の最も多い染織工場は、その四五%が十二時間制である。

休憩時間及休日 休憩時間に就ては、工場法は保護職工に關して、就業六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を設くべきことを規定してゐる。兵庫縣の調査によれば、大正十四年末現在に於て、一、八二五工場中一時間乃至一時間半の休憩時間最も多く五二%に當つてゐる。

休日に就ては、工場法は工場主に、十五歳未満の者及女子に對して毎月少くとも二回の休日を設け、職工を二組に分ち交替に午後十時から午前四時に至る間に就業せしむる場合、及第五條第一項第二號に該當する場合(夜間作業)に於ては、少くとも四回の休日を設くることを規定し、且つ職工を二組以上に分ち、交替に午後十時から午前四時に至る間に就業せしむるときは、十日を超えざる期間毎に其の就業時の轉換を命じてゐる。

現在に於ては紡績業の大部分及織物業の一部は、晝夜交替制を採用してゐるので、一月四回制を、而して各日曜を以て休日に充つるもの多きも、他は大部分月二回制を採用してゐる。尙ほ休日には全職工の一齊休業を原則とするけれども、製絲業の一部に於ては技術上經濟上の理由に依り、交替休日

を採用せるものもある。而して大阪の或ものは週休制を、神奈川の或ものは有給休日制を採用せるものを生じたことは注目し價する。

晝夜作業 工場法第五條の規定に依る深夜業に於ては、女工を使用するところは極めて稀れである。けれども同法第六條に基き、女工を二組以上に分ちて交替せしめ、晝夜に亘り就業せしむる工場は、大正十四年末現在に於て六七五工場(前年よりも三工場増)女工總數は二五一、九一〇人(前年よりも二七、一〇九人増加)である。而して紡績業及織物業に於て晝夜業に従事する女工は二四二、四二三人、晝夜業をなす保護職工總數の九五%を占め、全適用工場保護職工數の二六%なる。

斯種工場の就業方法は、職工を二組に分ち、十二時間制の下に晝夜交替をなすを常とするも、工場によりては或は十一時間、十時間或は九時間の交替制もある。化學工場等に於ても十二時間二交替、十一時間二交替を通例とし、八時間三交替を採る者は甚だ少い。又この交替就業せしむる場合の轉換方法は、通常一週又は十日毎に之を行ふを例とする。

就業時間延長 工場法第八條に依り、就業時間を延長したるもの大正十四年中一、五三四件、前年度よりも一六五件を減じてゐる。届出による延長(臨時必要ある場合)は一、四六九件、内織物工場(一、〇八六件)を第一位とし、製絲業(一〇

一件)これに亞ぐ。時間延長の理由は、注文輻輳、出荷期日切迫、原料遲着、農繁期、漁業期に際し缺勤者多數に上りたるこき、或は盆暮のため女工の歸郷多く、豫定の生産を爲し得ないといふやうな場合であつて、織物業の如き多年長き就業時間に慣れ、女工も亦無自覺て専ら賃銀の多きを望んで、就業時間の延長を厭はざるこ、工場主の營利に驅られ、法の許す範圍に於て可及的長時間の就業をなさんとするの傾向等は、之が大なる原因であらう。時間延長は一ヶ月に七日以内で、普通は三日乃至五日、時間も一時間乃至二時間であつて、時間延長の許可條件として可成休憩時間の延長を以てする。認可を受けて延長したる場合は二六七件、この九〇%は製絲業であつた。この理由は季節に依り繁忙なるためであつて生繭輻輳の繁忙期間(毎年六月から十月の五ヶ月)五十日、一日一時間の延長を認可するを普通とする。終りに労働時間に關する法規違反調を掲げて參考とする。

労働時間に關する法規違反調

(第十回工場監督年報に據る)

大正十四年	同十三年
戒告	處罰
戒告	處罰
保護職工をして法定時間外就業せしむ	四七三
保護職工に對し法定の休日休憩を與へず	二六四
許可を受けずして就業時間、休憩、休日の變更をなす	三三〇
	一
	三七七
	四

就業時間、休憩、休日に關する揭示を
 怠る 計 二二七 三八二、〇七九 一七七

尙ほ一般労働時間に就ては第二篇第二章を参照せられたい

4 保健状態

工場労働者乃至一般労働者の保健状態は既に第二編第二章第六に於て述べたところであるが、茲には特に女工に關する最近の状態を工場監督年報によりて掲げることとする。

一、女工の健康診断

大正十四年中三重、静岡、長野の女工八一、六二二人に就き健康診断の結果は疾患者總數三、七三四人、四・五%に當り男工の一・九%に比し約二・四倍である。而して疾患者を病類別に分てば、眼の疾患(六二・四%)を最高とし、血行器の疾患(七・四%)、消化器疾患(七・四%)、呼吸器疾患(五・七%)、全身病(三・二%)の順序となるが、呼吸器疾患の如きは男工の約二倍に當つてゐる。

福井縣は六、五三六人(内七五%は女工)の職工の健康診断の結果、工場労働に關係ありと認めらるべき疾患につき、その原因を述べてゐる。疾患中最も多數を占むる異常發育は、主として業務に基因し、特に扁平足は作業場床面構造の不適當、終日の直立作業に依り、脊柱彎曲は分業の發達に伴ひ、終日單純な一定の作業に従事する結果である。又疾患數中第

二位を占むる口腔咽頭の疾患は換氣及温度並塵埃粉末の呼吸等に原因すること尠くない。トラホーム疾患は多衆の集團的勞働又は生活に基因し、全身病たる貧血症及甲状腺肥大は女工に多く、過勞、睡眠不足及營養不良等に基くが故に深夜業をなす工場に多い。皮膚疾患は第五位を占めてゐるが、この大部分は濕疹であつて、殆んど製絲女工である。終日濕漬する釜の中に手指を漬濕するがためである。呼吸器及結核性疾患は、口腔及咽頭疾患と同様に、換氣及採光の不良と粉塵の吸入に因ることが多いであらう。數から言へば僅かであるが特に注意すべきものである。

尙ほ女工四、九三七人の妊娠に關する調査を要約すれば、婚姻百に付き六・四、妊娠同六六・三、妊娠回数一人に付き二・九、早産百に付き四・一、死産同三・四、流産同二・一、生存兒童は出生百に付き五九・五である。

二、妊娠に因る休日調

妊婦數	産前休日		産後休日	
	一人平均	一人平均	一人平均	一人平均
栃木縣(大正十四年中)	二〇三人	三〇日	三〇日	三〇日
千葉縣(同年中)	九二	四二	四二	三〇日

三、疾病に依る歸郷女工調査

三重縣の調査(自大正十三年七月至同十四年六月)に依れば、出稼職工四七、五一七人中女工は二七、九三七人であつて、大部分は製絲、紡績、織物業に従事してゐるが、その歸郷女工は七九七人、内疾病に依るもの一二一人で出稼女工の約〇・四%男工の疾病歸郷者の約四倍に當る。疾病中最多きは結核性疾患の五〇人(四一%)、胃腸病及神経系疾患の各一〇人(八%)、肋膜炎九人(七%)、腹膜炎八人(六%)、眼病七人(五%)、心臟病六人(五%)の順序となるが、この疾病者中死亡者は三七人、疾病者の約三一%に當り、男工の死亡者(四八%)よりも少い。而して死亡者の大部分は結核性疾患に依る(二八人・七五%)ここは驚ろく可きであつて、男工のその約一・二倍に當る。

第二 職業婦人

1 數

職業婦人の數は、第一回國勢調査に於ける職業上の地位から見て、單に所謂職員のみをすれば、大正九年十月一日現在に於て十六萬八千人となり、又勞務者、家事使用人及無職業者を除いた有業婦人をすれば凡そ百萬人となる。が兎に角我邦に職業婦人が果してどれだけあるか、明確に其の數を擧げることは出來ないけれども、現時の我邦の社會情勢から考へても、又公益職業紹介所及營利紹介所の取扱つた婦人の紹

其 他 九、三〇 一、四八五 二、七四

計 三、四三二 三、九七 三、三三 六、七〇

一、病院及醫院勤務の看護婦。(イ)年齢十七歳から二十五歳までに最も多く、二十五歳を超れば其数は激減する(ロ)勤続年限は甚だ短い。(ハ)勤務時間―日勤は午前六時から午後四時まで。當直の場合は、午後四時から午前〇時まで、午前〇時から同六時までであるが、前者は前の午後半日を休み、後者は後の半日を休むことになつてゐる。(ニ)収入―見習看護婦は日給七十錢、昇給は半期五錢。正看護婦は日給一圓、昇給半期に十錢から十五錢である。凡て寄宿舎に生活するために疾病者が可なりあり、呼吸病が最も多い。

二、看護婦會入會の看護婦。(イ)年齢は殆んど前者と同様である。(ロ)勤続年限は異動が甚しく、普通三年位である。(ハ)勤務時間―普通派出は一ヶ月に十五、六日位であつて、患者での勤務時間は不規則である。(ニ)収入―即ち看護料は所に依つて異なる、東京では一等看護婦の普通病は一日二圓傳染病は二圓五十錢、大阪では正看護婦の普通病は一日一圓六十錢、一般傳染病は一圓八十錢である。これ等の看護婦はその所屬の會へ手數料を納めなければならないが、東京では毎月手數料は看護料の五分の一、會費二圓を納めなければならない。大阪では手數料として看護料の二割を納めなければならない、大阪では手數料として看護料の二割を納むれば済む。

む。だから其の平均一ヶ月の収入を計算すれば、一ヶ月平均の看護料を三十四圓として會費、手數料、派出せざる時の食費を差引いて僅かに十七圓七十錢にしか當らない。

尙ほ看護婦試験出願者は年々増加し、大正十五年には出願者一七、一七一人、合格者四、六一七人である。而して内務大臣指定看護婦學校は大正十五年七月現在で全國百五十三ヶ所である。

【産婆】 大正十五年十月末現在で産婆數は四二、七四六人であつて、産婆一人の平均出產取扱數は五五・七(大正十一年)である。産婆の取扱料金は場所に依つて異なるが、都會地に在つては普通収入一ヶ月平均百五十圓、郡部百圓乃至五十圓と見るこゝが出来る。職業婦人としての収入がよいので、産婆試験出願者は毎年増加して大正十五年には二一、四八一人、合格者五、六六九人である。指定養成所並指定私立講習所は現在全國に四十ヶ所ある。

中央職業紹介事務局「東京大阪兩市に於ける職業婦人調査」本調査は大正十四年七月現在の調査で、タイピスト、事務員、交換手、店員を對象としたものであるが、この結果の概要は本年鑑昭和二年版に掲げたから、こゝには略する。

京都市社會課「職業婦人に關する調査」本調査は大正十五年六月現在の調査で、京都市在住の十種の職業婦人調査である。職業別及調査人員は次の如くである。

事務員	タイピスト	店員	保母	看護婦	産婆	交換手	外交員	工女監督	派出婦	計
四二	元	一五〇	五	六三	三	五三	九	四	四	二〇八

(イ)年齢—二十歳のもの最も多く、而して三十歳未満までのもの、總數一、八五四人につき其平均年齢を算すれば一九・八歳となる。(ロ)配偶關係—未婚者は一、八五八人(九〇・五%)、有配偶者九四人(四・五%)である。(ハ)子供の有無—既婚者一八二人中子供有るもの八四人(四六・一%)、子供無きもの九八人(五三・九%)。(ニ)家族數—三人乃至五人家族最も多く、平均家族員數は四・二人である。(ホ)世帯主の職業—公務自由業最も多く二九〇人(一四・一%)、次に商業の二五五人(一三・一%)、無職二二九人(一一・八%)、農業一九四人(九・

九%)の順序である。(ヘ)就職理由—家計補助最も多く四五七人(二二・三%)、獨立するため三七六人(一八・四%)、嫁入準備一七三人(八・四%)、其他は僅少である。(ト)教育程度—高等小學校卒業九二〇人(四四・九%)を最多とし、尋常小學校卒業六八四人(三三・四%)、高等女學校卒業三九五(一九・三%)の順序となる。(チ)收入及支出—本調査の大部分の職業婦人は單に給料のみにては生活費に不足を生ずる、給料以外の所得を加へて僅かに餘裕が出来る、次表の如くである。

	事務員	タイピスト	店員	保母	看護婦	産婆	交換手	外交員	工女監督	派出婦	平均
給料	三〇・六	三〇・六	二四・三	四二・四	二四・三	二四・三	二六・二	三九・七	三五・八	二五・九	二七・〇
其他の所得	三・七	四・六	一・八	五・一	四・五	三・八	一・四	二〇・三	二・三	一・八	三・六
所得總計	三四・五	三五・四	二六・一	四七・五	二八・八	二八・一	二七・六	六〇・〇	三八・一	二六・七	三〇・六
支出	三〇・七	三四・三	二〇・四	四三・〇	二四・七	二七・六	二四・七	六〇・六	三七・六	二五・七	二六・七

廣島市社會課「職業婦人生活状態」

本調査は大正十五年五月の調査で、廣島市内に勤務する職業婦人の調査であつて、職業別及調査人員は次の如くである。

事務員 タイピスト 教員 保母 看護婦 産婆 交換手 雜 不詳計

二〇〇 一八 一六 三 一七 九 一四 三 二 八〇

(イ)年齢—平均年齢二三・三歳、(ロ)配偶關係—未婚者は六〇二人(七五・二%)、有配偶者は一二七人(一五・九%)である。(ハ)子供の有無—既婚者一九五人中子供あるもの一一〇人(五六・四%)、子供無きもの八四人(四三・一%)。(ニ)家族數—四人乃至六人家族のもの最も多く、平均家族員數は五・二

人である。(ホ)世帯主の職業—無職業者最も多く二四五人(三〇・六%)、以下農業一六五人(二〇・六%)、公務自由業一三五人(一七・〇%)、商業一三三人(一四・一%)の順序となる。(ヘ)就職理由—家計補助最も多く三八八人(四八・五%)、嫁入一六九人(二二・一%)、職業教育を受けたもの一二六人(一四・五%)。(チ)収入—一人當り平均収入は次表の如くである。

	事務員	タイピスト	教員	保母	看護婦	産婆	交換手	雑	平均
月給	三〇・六	二九・〇	五〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	三三・八	三三・六	三三・六	三六・三
日給	〇・七	〇・七	—	—	—	—	〇・六	〇・八	〇・八

文部省學校衛生課「女教員産前産後休養調査」

文部省學校衛生課の調査に依れば、大正十三年度に於ける女教員の分娩数は女教員百人に對し約九%に當り、その産前の休養期間は、大部分が一週間以内で、全然休養なきもの二%。學校種別にすれば次表の如くである。

女教員産前産後休養調査 (大正十三年度)

學校種別	女教員數	分娩數	産前休養期間				産後休養期間				
			休養せざるもの	一週間以内	二週間	二週間以上	休養せざるもの	六週間以内	六週間	六週間以上	
女子師範學校	三八一	二六	六・八	三	六	九	八	—	二	一	七
高等女學校	四、九七三	二八二	五・七	四	一〇一	七四	五三	三	一八三	五〇	三七
實業學校	二、〇一七	一四二	七・二	三	五七	三〇	三	四	三二	二九	一〇
小學校	六三、二七三	六、〇三五	九・五	一、四五五	二、五九〇	一、〇九九	八九一	五	三、九六七	一、三〇六	七〇
計	七〇、六四三	六、四八八	九・二	一、四八八	二、七三四	一、二三三	九七四	七	四、二五三	一、三九三	七〇
分娩者一〇〇に付産前産後休養期間割合		一〇〇	二四	四二	一九	一五	—	一	六	二二	三三

第三 藝娼妓酌婦

藝・娼妓・酌婦數

昭和元年末現在の藝、娼妓、酌婦數は次表の如く、娼妓五萬、藝妓八萬、酌婦十萬、合計約二十三萬の多きに上り、前年末よりも藝妓は増加し、娼妓は減少してゐる。(第一部統計表第二十三表其十参照)

藝、娼妓、酌婦數の累年表

大正十二年	二、〇八	五、五九	?	?	?
	貸座敷營業者	娼妓	藝妓	酌婦	飲食店

(昭和二年四月一日現在)

全	國	三六、五〇三	四三、三二一	三三、五五五	三三、二二三	四、〇五一	三九、三九〇	一九、〇八七	二、九八〇	一八九、三三九	一〇〇
内、六大都市を含む六府縣		二〇、六六三	二五、〇六二	三、二一〇	一七、九五二	三、三六八	三〇、九〇三	七、九七三	二、二三一	一一、二六一	五八・八

藝妓年齢

昭和元年末現在數七九、九三四人の藝妓を年齢別に別てば、二〇乃至二五歳のもの最も多く二八％に當り、十四歳未満のもの最も少なく三％に當る。而して前二ヶ年の場合と反對に二十歳以上のものが半数以上を占めてゐることは藝妓年齢の高まりつゝあることを思はせる。

同	十三年	二、六〇	三、三五	七、一〇	四八、二二	一三、六四
同	十四年	二、五五	三、八六	七、三六	?	一三、七三
昭和元年	二、五三	三、八〇	七、九三	一〇、九六	一四、八〇	

〔備考〕昭和元年の酌婦中東京は仲居及女給數を計上せり。

都市接客業者數
市及人口三萬以上の町に於ける接客業者數は、昭和二年四月一日現在に於て一八九、一三九人で、これを六大都市を含む六府縣の合計と比較すれば、總數の約五九％は六大都市を含む六府縣に集まつてゐることになる。即ち次の如くである。(廓清會「市及人口三萬以上の町に於ける接客業者調」による)

藝妓年齢別調

昭和元年	一四歳	一四―一七	一七―二〇	二〇―二五	二五―三〇	計
未滿	一十歳	二〇歳	二五歳	三〇歳	以上	
藝妓二〇中	二、六四	一五、〇三	二、三三	三、三六	二、四八	八、三二
年齢別割合	三	一九	二七	二六	三三	一〇〇
娼妓登録申請者數						

娼妓登録申請者は、大正十二年には一六、七二〇人であるが最近十ヶ年中最高であつた大正八年よりも四、八四四人を減少し、大正八年以來大體に於て減少してゐる。この申請者を職業別に就て見るときは、大正十二年に於ては藝娼妓酌婦等の花柳界に在つたもの最も多く總數の五二%に當り、其他の職業に従事してゐたものは僅かに九%である。最近三ヶ年の申請者及其の職業別は次の如くである。

娼妓登録申請者職業別調

	花柳界にありたるもの	其他の職業	不明	計
大正十年	九、五四	一、七五	七、九〇	一九、二九
同 十一年	八、五〇	一、六九	八、四九	一八、六八
同 十二年	八、六三	一、五三	六、四四	一六、七〇

第三章 少年労働者状態

1 少年労働者並徒弟數

工場少年労働者 工場法適用工場中十五歳未満の少年労働者は、昭和元年には一四五、四四四人、職工總數の八・五%に當つてゐるが、男工は一三、一七七人(職工總數の一・七%)、女工は一三二、二六七人(職工總數の一四・一%)で、男女工の割合は女に非常に多く、殆んど男工の十倍に當つてゐる。今大

正十一年以後の少年労働者數の變動を見るに、昭和元年七月一日から工場法適用工場の範圍が擴張されたと共に、少年労働者の範圍が制限されて十二歳未満のものが皆無くなつたので、この年を除外すれば、十二歳未満の者は大正十一年の一、四六六人から同十四年の四七四人に減少し、十二歳以上十五歳未満の者は、大正十一年の一四〇、七三二人から同十四年の一三〇、九七一人に減じ、二者を合せ其の總數に於ては一四一、八七八人から一三一、四四五人に減少して居り、職工總數に對する割合も九・六五%から八・五九%に減少してゐる。詳細に就いては第一部統計第二十三表其二乃至其七を見られたい。

鑛山少年労働者 十五歳未満の少年鑛夫は大正十四年に二、七六五人、鑛夫總數に對する割合は約九厘に當り、男は一、七二三人(〇・七二%)、女は一、〇四二人(一・四四%)であつて、工場労働者の場合と異り、男は女よりも多く、割合の差も前者より小である。而して大正十一年以降は累年漸減の傾向にある。第一部統計表第二十三表其八を見られたい。

徒弟數 工場法施行令第二十八條に依り地方長官の認可を得て、收容される徒弟は大正十四年末現在に於て一、二二九人、その收容工場は僅かに一五、而して前年よりも三五三人を増加してゐる。契約期間は一定してはゐない。けれども二乃至七年に亘つてゐるが、二、三年を普通とし、修了後はその工

場に一定期間就業する義務を課するもの相當に多く、又殆んど皆その收容工場に留まるのである。

徒弟數 (大正十四年工場監督年報)

機械器具工場	工場數	徒弟數
一四	一、二〇二	
飲食物工場	一	三
計		一、二〇五

2 賃 銀

大正十三年十月十日第一回労働統計實地調査に據る少年労働者の賃銀は平均七十六錢二厘であるが、これを性別及年齢別に付て見れば次の如くである。

一四歳未満		一四—一六歳未満	
最高 錢	最低 錢	最高 錢	最低 錢
平均 錢	平均 錢	平均 錢	平均 錢
男 九三 (金屬工業)	八五 (瓦斯電氣業)	一四三 (瓦斯電氣業)	九六 (纖維工業)
女 八四 (飲食料品製造業)	七五 (纖維工業)	一三三 (土木建築業)	七五 (紙工業)

又大正十四年大阪府に於ける百工場の調査の結果に依れば、十六歳未満の職工平均賃銀は男工一圓三錢、女工九十一錢、福島縣では十五歳未満は五十三錢七厘に當り、和歌山縣では六十六錢六厘に當つてゐる。

尙ほ前章の賃銀の項を参照されたい。

3 少年労働者中學齡兒童

工場法施行令第二十六條に依り地方長官の認可を受け適用工場に就業する學齡兒童數は大正十四年現在に於て六、七〇九人、少年労働者の〇・四四%に當るが、前年末に比較すれば一、七二八人を減じてゐる。

學齡兒童の就業するものは染織工場に最も多く、その七割五分弱を占め、他の一割五分強は化學工場である。修學狀況は大規模の工場では工場内に就學設備を設け、然らざるものは附近の公立學校に通學せしむるのであつて、就學時間は一、二時間一週十二時間、就業時間と通算するときは十時間乃至十二時間(甚しきは十三、四時間)である。始業の前或は終業後に授業を爲すので、何れも疲勞甚しきため、修學も形式に流れ易く、成績不良、作業能率も低い。(第一部統計第二十三表其九參照)

第六篇 労働移民狀態

第一章 海外移民狀態

第一 一般狀態

海外在留本邦内地人の總數は、大正十二年を除いては累年漸増の傾向にあるが、大正十五年十月一日現在に於る其總數並びに一萬人以上在留國は次の如くである。(外務省通商局調)

	男	女	計
海外在留本邦内地人總數	三七、五五	二七、四三	六四、〇八
北 米(布哇を除く)	八四、〇七	四九、五六	一三三、〇五
布 哇	七〇、二〇	五七、七四	一二七、九四
英 領 加 奈 陀	三三、三三	七、六三	四一、九六
伯 刺 西 爾 國	三二、二〇	二四、二七	五五、四七
秘 露 國	八、三四	三、四三	一一、七六
比律賓群島及グアム島	八、〇六	二、〇六	一〇、一三
南亞細亞(南洋群島を含む)	二三、八九	九、一〇	三三、〇九
支 那(滿洲を除く)	二六、三三	三、六六	三〇、九九
滿 洲(關東洲を含む)	九、三三	九、五七	一九、九〇
大正十五年中における移民數は、男一〇、五五五人、女五、六二九人、合計一六、一八四人で前年(六、七九〇人)に比し著しく増加してゐる。而してこの中の大半即ち八、五九九人はブラジル渡航者によつて占められてゐることを見れば、ブラジル移民の激増は大正十五年移民狀態として特記すべきものであらう。			

第二 北米合衆國及び加奈陀

昭和二年度においても、北米における排日氣分は政治季節

を頂點としてまたしても頑強に繰返へされた。中心地方は依然加州、ユタ州、及びカナダ等であり、現行土地法を更に嚴重にし日本人が米國生れの子の市民権を利用して排日土地法を潜ることを絶對に抑壓せんとする新法案が、先づ加州會に提出され、ユタ州においても日本人の土地所有を禁止し借地を十ヶ年に制限し、以て日本人農業家の發展を徹底的に阻止せんとする新土地法の提出を見た。更に又、加州においては「市民権なき日本人その他の列國人は商業上又は娛樂のために加州領以内の何處に於ても如何なる魚類及び貝類をも採取することを禁止する」旨の新排日漁業案が提出され、加州邦人の漁業を根本から覆滅しようとした。カナダにおいてはK・K・K團を先鋒として、東洋人の所有の土地財産を買取りこれを追拂はうとする排斥案が現はれた等、排日氣分の鎮靜は見られなかつた。個々の排日的事件としては、秋頃にかけて加州に猖獗なる強盜跋扈し特に日本人を襲撃した事件があつたが、これは加州法律で歸化權なき外國人にピストル携帯を禁止してゐる爲であつた。尙ほ、加州では外國人土地禁止法に違反するといふ理由で邦人の土地取上の新訴訟を同州検事から提起したことがある。

布哇外國語學校取締法は多年アメリカ聯邦大審院で係争中であつたが、結局アメリカ憲法違反と判定し日本學校側の勝に歸した。布哇外國語學校取締法に倣つて制定した加州外國語

學校取締法も亦同様無効であることが發表された。このため、日本學園の教育は自由となり、加州では教師資格檢定試験は廢止され、授業時間の制限、教科書の檢定も不必要となつた。尙ほ、北米合衆國本土並びにカナダの在留邦人數は、前者七四三人、後者二〇六人各増加を示してゐる。

第三 南 米

南米在留本邦内地人の殆ど大部分はブラジル及びペルー在住者に依て占められてをり而も大正十五年に於ては前年に較べ前者六、〇八一、後者八一七人の増加を示してゐる。

ブラジルが我國唯一の移民地たることは云ふまでもなく大正十五年の海外渡航移住者全數一六、一八〇人の大半八、五九九はブラジル一國を以て占められてゐる。而して在住邦人五五、四八一人中移民を見做すべきもの五五、二五〇人で、その大部分(五〇、六五八人)が農業従事者及びその家族であり、これら農業従事者の九〇・一五%がサンパウロ州に在住してゐる。いまこのサンパウロ州在住農業従事者を階級別に見て家族數の比率を出してみると、労働者四四・三〇%、借地農者三三・四一%、獨立農者二二・二九%といふ状態を示してゐる。(この比率は海外興業會社調)

近時ブラジルは移民について多少選擇主義を執りつゝあるが、尙ほ我國に對しては大體好意を表してゐる。我が政府は

補助費によつて移民を奨励しつゝあり、民間においても鐘紡の開拓計畫を始め、本年度には栗津金六氏山西源三郎氏等による千四百萬町歩に亘るアマゾン流域の租借、大規模の植民計畫が報導されてゐる。

第四 その他

比律賓への移民は近時漸増しつゝあり、大正十五年の渡航移住者は二、一九七人に昇り、在留外國人七萬人中邦人は(グワムを含めて)現在一萬人を超えてゐる。主として麻椰子の栽培に従事してゐるものであるが、相當に發展の餘地あるものと觀測されてゐる。西濠洲における眞珠採取に従事せる出稼邦人約八百名は、近年の不景氣につれ白人の失業者續出の結果延いて排斥されつゝある状態であつたが、昨年十一月頃よりその排斥は益々猛烈を極め本年度に入り就業員のうち多く内地に引揚ぐるものを見るに至つた

第二章 移入民状態

第一 移入鮮人

1 移入鮮人

昭和元年十二月末現在在留鮮人數は一四三、七九六人(男一五、二三六、女二八、五六〇人)であり、大正十四年末に

比し四、二一九人減少してゐる。地方的に見れば、大阪府（三五、二二九人）福岡（一三、二八六六）、東京（一三、二二二一人）、愛知（一〇、四四六六）の順序である。尙ほ最近の數字を入手し得なかつたことを遺憾とする。

2 移入鮮人生活状態

移入鮮人生活状態の一典型として本年は神戸附近在住鮮人に關する調査を摘記することとする。これは昭和二年九月神戸市社會課の發表にかゝる。

調査區域は神戸、葺合、湊東、湊西、湊、林田、須磨に亘り、調査人口は大正十五年五月末現在在住總人口二、七九五五人、これを獨身者（一、二一四人）と世帯持（世帯持は四七〇人、世帯員は世帯主を含めて男八二四人、女七五七人）とに別つて調査してゐる。職業は、獨身者にあつては仲仕二一・二%、人夫一七・一%、土方一二・二%、手傳一一・八%、失業八・〇%、湯屋三助五・六%、世帯持においては川崎造船所職工一九・五%、仲仕一七・六%、手傳八・九%、人夫六・一八%、失業五・五四%である。教育程度は無教育者が獨身者には五二・三%、世帯持には四五・三%、普通學校六年修了程度のもの獨身者一六・五%、世帯持一八・九%、中等五年修了のもの獨身者〇・九%、世帯持二・三%である。内地語修得について見ると、獨身者は良解二四・九%、普通四二・二%、不通三二・七%、世帯持は良解四二・一%、普通四〇・二%、不通一七・六%である。

●月收は概況次の如くである。

	獨身者	世帯持
一一圓乃至二〇圓	五・八%	一・九%
二一圓―三〇圓	二〇・二%	四・七%
三一圓―四〇圓	二四・九%	一五・五%
四一圓―五〇圓	二一・四%	三三・二%
五一圓―六〇圓	六・六%	一九・八%
六一圓―七〇圓	一・一%	八・三%

右の中、剩餘金あるものは世帯持の場合が五八%で、その大部分は貯金をしてをり、送金者は少い。剩餘金なきもの四二%のうちその五分四は收支不足を告ぐる者である。反之、獨身者のうち剩餘金あるものは七三%で、送金をなすもの、數が貯金者の數よりも遙かに多い。

3 移入鮮人に關する事件

大體、鮮人同志の衝突、日鮮人の衝突、賃銀不拂その他雇傭關係に基くものに別ち得るが、單なる日常生活の感情上より來る日鮮人間の衝突の如きは本年に於ては餘程減少してゐるやうである。主として雇傭關係に由來する争鬭が目立つてゐるが、是こても言語慣習風俗其他感情的要素の潜在してゐることは無論内地人同志の場合には趣を異してゐるであらう。以下本年度における主なる事件を列挙してをく。

【鮮人同志の争鬭】は本年度においても可成りの多數にのぼつて

る。原因は相愛會その他團體間の反目もあるが、罵詈、銘酮、痴情等の瑣事に端を發して數名數十名の亂闘を見ることが多いが個々の事件はこゝに省略することとする。

【雇傭關係に由來する騷擾】 ▲仙臺における仙山鐵道工事の鮮人五十餘名飯場を襲ひ内地人工と亂闘。給料不拂に憤慨。(二月) ▲大阪驛構内工事に従業せる三百の鮮人工士騒ぎ監督負傷す。原因は監督の上役某が工賃六千圓を持逃げして支拂不能となつてゐたため。(三月) ▲京都府北桑田の鮮人工、京都線の改修工事中請負人との間の賃銀問題から不穩の形勢を示したが周山署全員急行して鎮壓した。(三月) ▲横須賀市海軍埋立工事中の土工、賃銀不拂を怒つて埋立業者等を襲ふ。(五月) ▲神奈川縣橋樹郡高津村の砂利會社の鮮人六十名解雇されて騒ぐ。(六月) ▲福井縣敦賀郡東郷村大同電力の鮮人工、賃銀支拂のことから終に内地人工と對峙し騷擾。(七月) ▲新潟縣寺泊築地港埋立工從事の鮮人に對する賃銀不拂から寺泊運輸會社は鮮人代表三十名の強談を受けつゝあつたが、暫く姿を隠してゐた専務木村某が歸宅したため鮮人代表十七名がこれに面會に行き、木村邸内においてその壯士と大亂闘を演じた。木村某その他重傷し鮮人八名は檢事局に送られた。(七月) ▲富山縣新川郡大山村縣管水電工事の鮮人約百名勞賃の値上を要求して拒絶され、他の鮮人の應援を得て一時氣勢を擧げた。(七月) ▲姫路市水道工事の鮮人、解雇及び雇入れにつき市役所の冷淡を憤り一時不穩の狀況を見せた。(七月) ▲三重縣北牟婁郡二郷村にて紀勢鐵道工事の土工、賃銀不拂ひか

ら騒ぐ。(八月) ▲富山縣立山々麓にて水電工事中の鮮人三百名冬期休止期期の手當減額に發端し人夫頭を襲ひ遂に邦人工百五十名と亂闘す。(八月) ▲兵庫縣有馬電鐵の鮮人工夫、二十五名の馘首から不穩。(九月) ▲舞鶴町長濱に建設中の海軍爆藥廠の土工賃銀支拂の遅延から百三十名ストライキ。(十月) ▲廣島縣豊田郡田野浦村にて三吳線工事中の鮮人賃銀値上げを要求し感情の行違ひもありて不穩。(十一月) ▲福井縣北陸線新設王子保驛の工事をした土工、請負人が工夫賃銀を拐帶逃走したため賃銀が貰へず生活に窮して騒ぐ。(十二月) その他。

【日鮮人の衝突】 ▲廣島市西引御堂町街路で十數名の内鮮人亂闘して重傷を出す。原因は鮮人の方が銘酮して突當つたことから。(二月) ▲千葉縣市原郡白鳥村にて工事中の内地人工百名と鮮人工三百名些細のことから亂闘、輕重傷者多數を出した。(八月) ▲東京府下荒玉水道工事場で日鮮土工百餘名大亂闘、重輕傷を出す。原因は内地土工が鮮人作業場のトロツコを使用したことから(八月) ▲兵庫縣印南郡魚橋街道で日鮮人十數名争闘。原因は一内地人が自轉車で鮮人に突當り袋叩されたその復讐。(九月)

4 移入鮮人の運動

移入鮮人の運動としては、内鮮人の融和、相互救濟を目的とする相愛會の運動、階級的運動(朝鮮勞働總同盟の指導下)及排日的運動に大別できるが、此うち内地在住鮮人の排日運動は左程のものはない。内鮮人融和に關する運動としては

▲神戸在住金永達氏により「鮮勞組」が組織された。事業は職業紹介、内地鮮人の大同團結、知識涵養、親睦等。(二月) ▲京都市協働會(日鮮融和の目的で三年前設立)は會計の亂脈より大谷會長の偽善的態度を糾弾し辭職を要求した。(三月) ▲和歌山市における内鮮愛保會と交平會は解散し新に親睦を目的とする協同會が組織された。(四月) ▲長野縣諏訪、上伊那、下伊那の三郡を糾合する内鮮融和、相互福利を目的とする南信日鮮勞働會發會。(八月) ▲名古屋市内において在日本朝鮮人大會開催。目的は失業救済、意志疏通。(九月) ▲相愛會静岡縣本部第一回定期總會舉行。(十二月)

階級運動としては主として次の如きものであつたが、この他各所で開かれた勞働者演說會の解散檢束を受けたことは多數にのぼる。

▲神奈川縣相模川縣營砂利採取場の鮮人勞働者組合を組織して賃銀値下げに對抗。(三月) ▲小樽市鮮人勞働者は朝鮮人俱樂部を組織し、從來の個人的契約を排して俱樂部の手を以て行ふこととした。(五月) ▲東京府下北多摩郡多摩川砂利採取の關東勞働一心會所屬勞働者は普選準備をかねて選舉母體との交渉を開始した。(五月)

第二 移入支那人

本邦在留支那人は昭和二年一月末現在二三、六一三人(男二〇、七一八、女四、八九五、居住者二二、三二四、滯在者三、二

九九)であり、千人以上の地方は兵庫(五、八〇九)、東京(五、四〇六)、大阪(三、四二三)、神奈川(三、四〇五)、長崎(一、三七四)である。

内地における勞働移民としては左程の問題はないが、朝鮮移入の支那人問題は注目を要する。低賃銀に依る支那人の壓迫が高まると共に朝鮮人側における支那人排斥熱は益々高まり、十二月には七八百の朝鮮人群集が仁川の支那人を襲ふた事件がある。尙ほ東京在住の支那學生等の思想的傾向に對しては漸く日本官憲の注目するところとなつて來た。その他注目を要する事件としては

▲札幌市における北大留學生を中心として催された中國國民黨北海道支部成立大會。(三月) ▲名古屋市在住支那人の國民黨派六十名が右派を襲ひ仲間入りを強要したが刎ねつけられて暴行、重傷者を出す。(七月) ▲名古屋市にて留學生より成る國民黨の發會式に反對團入り込み、五百餘名の支那人亂闘。(八月) ▲樺太における支那人クーリーが期間満了して歸還につきかけ賃銀問題で請負大正組と争ふ。(十二月)

第一部統計第一表 工場鑛山等勞働者數調

(昭和二年十二月末現在) 社 會 局 調 査

鑛山勞働者

道 府 縣	官 營 工 場		公 營 場		民 營 勞 働 者		計 者					
	男	女	男	女	男	女	男	女				
北海道	一、八九九	一、七七一	—	—	三三、二五五	八、五六五	二五、〇四四	八、七三六	三三、七五〇	二七、七八九	二、〇八五	二九、八七四
東 京	九、九二五	八、五七八	二、六八〇	六〇九	一七六、八八四	六〇、〇四五	一九一、四八九	六九、二三三	二六〇、七一一	—	—	—
京 都	四、二五三	一、八三五	一、五〇〇	三三	三三、七三三	二九、三三五	四三、一六六	三三、一九二	七四、三三八	四二二	六	四一九
大 阪	五、二〇〇	一、四〇〇	一、八二五	一七〇	一五八、八七三	七三、六〇一	一六五、八九八	七四、一七二	二四〇、〇六九	—	—	—
神 奈 川	一、三九〇	四八五	三三六	一〇	三三、九九九	一六、一〇六	四四、六五五	一六、六〇一	六二、二五六	—	—	—
兵 庫	六、四二〇	六二	三三七	八	九二、八〇六	七六、四二〇	九九、五九三	七八、四七九	一七六、〇七二	二、三三八	—	二、三三八
長 崎	七、二七一	一五二	—	—	一三、八四一	五、八二七	二二、一一二	五、九六九	二七、〇八一	一七、七五三	—	三、七三八
新 潟	八	—	二四	九四	一四、二二六	一六、五六九	一四、一五八	一六、六六三	三〇、八二一	三、四三九	—	三、四三九
埼 玉	二、三二六	二三〇	四二	二	二〇、三七八	三六、一四九	三三、七三五	三六、三八〇	六二、二二五	—	—	—
群 馬	六〇五	三三七	八	—	一〇、七二一	二、七六三	一一、三三四	二、七三三	四八、二四四	八八九	—	四九
千 葉	—	—	—	—	一〇、七五一	七、四〇七	一〇、七五一	二、七三三	一三、五二四	—	—	—
茨 城	四〇六	九三〇	—	—	九、五二九	七、四〇七	九、九六五	八、三三三	一八、三二八	八、五九五	—	一、五八九
栃 木	五八六	八八一	二	—	一〇、一六三	一〇、四三五	一〇、七五一	一一、三二六	三三、〇六七	三、六九二	—	二、七三
三 重	—	—	—	—	五、三五六	八、四八七	五、三五六	八、四八七	一三、八四三	三七	—	四
奈 良	—	—	—	—	一四、〇八一	三、〇〇三	一四、〇八一	三、〇〇三	四三、〇八三	八八	—	二二
愛 知	一、八五二	一、〇四〇	—	—	六九、三三一	九九、三二二	七二、三〇〇	一〇〇、三九六	一七一、六九六	九四三	—	一、一〇六
靜 岡	一、三三四	七〇四	—	—	二六、八三六	三九、九八八	二八、〇七〇	四〇、六九二	六八、七六二	一、〇三三	—	一、〇三三
山 梨	—	—	—	—	四、五二七	一一、五四八	四、五四一	一一、五四八	一六、〇八九	一五三	—	六
滋 賀	—	—	—	—	五、五二一	九、七三七	五、六九二	一〇、〇二四	一五、七二六	七	—	一六
岐 阜	—	—	—	—	一三、一一三	三三、〇〇七	一三、一一三	三三、〇〇七	四三、一三九	一、一五七	—	八
長 野	九七六	—	—	—	一六、九七九	九五、五三九	一七、九七〇	九五、五六六	一三三、五三六	三三七	—	三三
宮 城	五二九	八八八	—	—	四、八〇七	五、九〇五	五、五六九	六、八〇三	一二、三三二	九九二	—	一、一五〇
福 島	七三六	一、〇三二	—	—	九、三三二	一八、七二八	一〇、〇五四	一九、七五〇	二九、八〇四	一三、〇一五	—	三、三五五

岩手	571	380	—	—	—	4,556	3,419	5,227	3,799	8,926	3,206	5,900	3,796
青森	—	—	—	—	—	4,965	1,564	4,965	1,564	6,529	1,599	1,900	1,788
山形	268	436	87	—	—	5,543	14,790	5,898	15,237	21,255	905	2,031	1,107
秋田	734	35	88	—	—	5,870	1,469	6,682	1,521	8,203	7,560	1,277	8,737
福島	65	30	—	—	—	6,606	20,062	6,671	20,093	26,763	71	4	75
石川	506	647	69	—	—	10,111	16,756	10,686	17,428	28,104	1,034	1,788	1,103
富山	—	—	3	—	—	7,858	8,352	7,890	8,352	16,242	8	—	8
鳥取	295	189	—	—	—	2,148	6,745	2,443	6,934	9,377	446	32	477
島根	—	—	6	—	—	4,823	5,759	4,829	5,759	10,588	254	68	333
岡山	157	458	—	—	—	13,409	23,536	13,566	23,994	36,560	1,464	407	1,871
廣島	3,931	3,322	9	—	—	19,219	15,429	42,059	18,768	60,827	54	18	73
山口	1,324	54	15	—	—	9,920	4,326	11,379	4,390	15,769	8,066	2,839	10,905
和歌山	25	3	—	—	—	12,359	20,703	12,384	20,706	33,090	463	96	559
徳島	386	536	—	—	—	5,625	9,808	6,021	10,344	16,355	1,031	204	1,247
香川	14	—	—	—	—	6,461	4,825	6,475	4,825	11,300	13	—	13
愛媛	99	168	25	—	—	16,728	27,333	16,852	27,491	44,343	5,650	518	6,168
高知	40	10	16	—	—	5,546	8,080	5,603	8,090	13,692	462	133	574
福岡	20,079	1,100	74	—	—	35,372	16,322	55,525	17,547	73,072	95,756	39,499	135,255
大分	96	26	—	—	—	6,789	8,697	6,885	8,823	15,708	898	29	1,027
佐賀	—	—	—	—	—	4,321	3,533	4,321	3,533	7,844	9,928	4,552	14,480
熊本	354	1,23	—	—	—	8,101	8,513	8,456	9,686	18,123	5,338	874	6,222
宮崎	—	—	26	—	—	4,337	5,877	4,363	5,877	10,240	733	24	846
鹿児島	452	1,685	4	—	—	2,967	9,033	3,423	10,739	14,231	1,227	170	1,387
沖縄	—	—	—	—	—	73	151	73	151	864	1,259	3	1,271
計	104,133	29,434	6,498	1,137	988,950	978,979	1,099,581	1,009,550	2,109,121	3,8678	64,237	292,925	

第一部 統計表

運輸交通通信勞働者

日傭勞働者其ノ他

1・2 合計

(2)

	運輸交通通信勞働者		日傭勞働者其ノ他		合計	
	男	女	男	女	男	女
北海道	三、一四三	九九八	六七、五三三	一八、四四五	一三三、四七〇	一六三、七三四
東北	五三、五三〇	二、四〇一	一〇〇、八〇六	一一、六〇九	一四四、八四五	一四九、〇六七
京都	九、五二八	五三九	四三、六二〇	一一、三五六	五五、九七六	五九、八〇〇
大阪	五八、八〇四	二、七三七	一〇三、七三三	五六、二四八	一五九、九八〇	一六六、〇二八
神奈川	二二、二二三	四九二	五二、六三三	三、七二一	五六、三五四	六〇、〇七五
兵庫	一七、五八七	二、〇三九	五七、五三三	一一、四五二	六九、九八五	七三、〇三七
長崎	四、四四八	二八九	一九、四三六	七、二九一	二六、七二七	二九、〇一八
新潟	四、四四七	八〇九	三四、四七七	一一、九五七	四五、九三六	四九、〇九四
埼玉	五、〇三一	一九七	三三、三三三	六、九四八	四〇、三三一	四三、五五二
群馬	七、二五七	二五九	一四、〇三七	三、二〇〇	一七、四三七	一八、〇三七
千葉	六、五三三	四〇三	二七、七六一	七、六一八	三五、三七九	三六、〇四七
茨城	三、八九六	一七七	二二、二七四	六、四九九	二八、七三三	三〇、〇一〇
栃木	四、九三六	二二三	一九、四三〇	五、三三八	二四、八零八	二六、〇一八
奈良	五、八四五	六八九	一五、三六一	四、二五〇	一九、六一一	二〇、五六一
三重	六、七〇〇	五二〇	三九、六七七	一四、二三八	五三、八五五	五七、〇八六
愛知	一一、〇〇四	一一八	四三、七六一	一一、二二三	五五、〇〇八	五九、〇〇八
静岡	九、五一八	六四四	三五、七八〇	六、四〇五	四一、一八五	四三、五八五
山梨	三、四七四	九六	九、五三九	一、三三四	一〇、八七三	一一、二〇七
滋賀	二、六六三	一一九	一六、六〇六	四、八四九	二一、四五五	二二、〇〇四
岐阜	七、八九四	四五〇	二六、〇一一	六、九三〇	三二、九四一	三五、〇八〇
長野	一一、九七八	四九四	三九、〇五二	八、六二四	四七、六六六	五〇、二八〇

第一部 統計表

計	沖繩	兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	山口	廣島	岡山	鳥根	鳥取	富山	石川	福井	秋田	山形	青森	岩手	福島	宮城
三九二、八二八	一、二六〇	六、二五五	五、九三五	三、三〇四	四、八八九	三、九六六	一四、九〇六	四、一七九	四、七四七	三、七四八	二、七四三	三、二七一	六、三六六	一〇、九六六	五、三八〇	五、四二六	二、五〇〇	五、五八六	四、四〇四	三、一四三	二、四九六	四、五三〇	六、五二九	四、三三三	七、〇五二	四、六四三
二六、七七四	九	二九九	一五七	四八	一七六	四九四	一、七六六	三三四	三八九	三〇三	一九六	二〇三	三三九	一、四六〇	二八四	二七三	二七	八九	四八三	二〇四	三〇〇	三七	二八	四一	六二	三五
四一九、六〇二	一、二六九	六、五二四	六、〇九二	三、七三三	五、〇六五	四、四九〇	一六、六三三	四、五三三	五、一三六	四、〇五〇	二、九三九	三、四七三	六、六九五	一三、四六六	五、六六四	五、六九八	二、七七七	六、四〇五	四、八八七	三、三四七	二、七九六	四、九〇一	六、八〇七	四、七三四	七、六七三	四、八六八
一、四三七、六四五	六、一五六	三、三三二	一三、〇七一	一三、四六六	一六、〇八二	一〇、〇三三	五〇、三三二	二九、六九六	四、九三三	二八、八三三	二二、六六七	四三、三七五	二七、三九八	三六、二五九	二七、二三三	一五、二二五	一六、三六〇	一九、六三五	一三、七三七	一三、八三六	三三、二四〇	四七、七八〇	一九、五五二	二〇、九五五	一八、一四一	二二、〇七
四四四、四六四	一、〇八四	七、七九六	三、六四五	四、九四〇	四、四八一	二、九七四	一五、四七七	一六、二五一	一三、六九九	一一、八九八	六、八八七	一四、八〇五	一〇、五〇三	一〇、九〇七	七、五〇一	六、三三三	七、八九四	四、三三七	四、〇五八	七、〇三〇	一五、一九八	一七、一五八	五、五五六	八、五三二	六、七六三	八、五〇三
一、八八二、一〇九	七、二四〇	三〇、一〇八	一六、七二六	一八、四〇六	二〇、五三三	一三、〇〇六	六五、八五九	四五、八四七	五五、三三三	四〇、七三一	三〇、五七四	五八、一八〇	三七、九〇一	四七、一六六	三三、七三四	二二、四九八	二四、二五四	三三、八六三	一六、七八五	一九、八五六	四七、四三八	六四、九三六	二五、一〇八	二九、四六七	二四、九〇四	二九、五八〇
三、一五八、七三三	九、三三八	三三、一六七	二四、〇九一	三〇、五六四	三三、二一〇	二二、七八一	二六、五九九	三九、九三九	七〇、二〇二	三九、〇六九	三三、四八四	五九、四九三	三三、二九	八九、三三八	四七、六四三	二五、六二四	二二、七四九	三三、二一九	二八、八四一	三三、七三一	四八、九七八	五九、一三三	三二、一九五	三三、六二二	四八、二六二	三三、二八一
一、五四五、〇三五	一、二五六	一九、〇〇四	九、八〇三	一五、九二八	一三、七三三	一三、四三〇	七四、三三九	二四、六八七	四一、七六七	一七、〇三三	一七、六三一	三五、八〇九	一八、〇五一	三一、一五三	三一、一八六	三三、四八二	一五、一三六	三三、三九八	三三、三三七	二七、三三〇	一八、一九六	三三、九六八	七、四二七	二二、三四二	三〇、四八九	一五、六九九
四、七〇三、七五七	一〇、六四四	五二、一七一	三三、八九四	四六、四九三	四七、九三二	三三、二〇一	二九〇、八〇八	六四、六三六	一一一、九六九	五六、〇九四	五一、一五	九五、三三	七二、二七〇	一三〇、四九一	七六、八二九	三八、一〇六	三六、八八五	四六、五二七	五〇、九七六	五〇、〇四一	六七、一七四	九二、〇七一	三八、六三三	四六、六六	七六、七一一	四七、九八〇

第二表(其一)

常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場
業務別數

(大正十四年末現在)
(第十回工場監督年報に據る)

染織工場 四、三三九 一、七六八 一、三九九 一、二三八 一、二九三 一、七二八 八、九九六

職工 三〇一 〇〇一 五〇一 一、〇〇〇
計 五、一〇九 一、〇〇〇 一、〇〇〇 以上

機械及器具工場	一、五九六	四九四	二七七	三三八	二九	二、五六一
化學工場	一、三三五	四九八	三三三	二七三	三〇	二、四九八
飲食物工場	一、〇八八	二九一	一五五	八九	四	一、六六八
雜工場	一、七六八	五八七	三四〇	一六七	三	二、八六九
特別工場	七〇	三三	一八	二四	三	一三七
計	一〇、〇九六	三、六七〇	二、五三二	一、九九九	二六二	三、三二八、七九二

第二表(其二)

常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工數業務別數

(大正十四年末現在)
(第十回工場監督年報に據る)

染織工場	職工一五一四九		五〇一四九九		五〇〇一九九九		一、〇〇〇以上		
	男	二四、〇四八	男	五三、九六六	男	二二、四九二	男	六九、五〇四	
機械及器具工場	四二、二九九	女	二四、二三三	女	二八、二三四	女	一一、六六六	女	二七〇、六一
化學工場	三二、三三三		六〇、五三三		七、〇三九		一八、一四〇		六〇、二〇九
飲食物工場	二五、一六四		三三、四七五		二五、六〇一		二五、七六六		一一、二八八
雜工場	三九、七九五		四、九六九		九、五三三		一、五七五		六六六
特別工場	二、二〇〇		一三、五九五		一五、五九九		一、四三三		三、〇七七
計	一七三、六八九		三三、七三三		三六、八五九		一、九八五		二、二二九
			一四、三三八		三四、二一八		六〇、〇三三		一四四、五九四
			二六、八五九		三四、二一八		一一八、二五三		二七八、三九九

第二表(其三)

寄宿舎ノ設アル工場數及寄宿職工數

(大正十四年第十回工場監督年報に據る)

染織工場	五、九三一	五八、七〇五	五三四、二〇三	五八三、九〇七
機械及器具工場	一、三三〇	六、九六四	二七	七、〇九一
工場數				
男				
女				
計				

化學工場	九二〇	一一、九〇二	二、二六九	一四、〇七一
飲食物工場	一、〇五八	一九、七四二	一、三〇七	二一、〇四九
雜工場	五七四	四、四七二	一、五三二	六、〇〇四
特別工場	二元	二八四	六	二九〇
合計	九、八三〇	一〇三、〇六九	五、九三三	六一、四三三

第三表(其一) 鑛夫數累年表

(昭和元年本邦鑛業の趨勢に據る)

大正六年	一五、二五二	二五〇、二四	—	一八、五八八	一、九七二	四、八二五
同 七年	一六〇、九六〇	二八七、二五	八、〇六三	八、五五五	二、〇八二	四、八〇九
同 八年	一〇〇、八〇〇	三三八、二四〇	七、八八三	八、三三五	一、九九九	四、七二七
同 九年	七、八四三	三三三、八七三	八、六九四	八、七五〇	一、三九三	四、〇五二
同 十年	四、四三三	二六七、六二四	二、七四四	三、九七七	七、七三九	五、二五
同 十一年	四〇、〇八〇	二九四、〇三三	八、七四四	三、〇五五	四、三三六	三、〇三
同 十二年	四、九七一	二七六、七二	七、四八五	四、一六〇	二、九三三	三、六三六
同 十三年	四、三六一	二五一、〇六九	六、九四〇	四、八八二	三、九六三	三、〇五、六四八
同 十四年	四、八六一	二五二、八九八	七、三三〇	五、三四七	五、四三三	三、〇、九六八
同 十五年	四、九三三	二五五、〇四	六、四〇六	五、一八九	—	二、九三、五六二

〔備考〕砂鑛に於て年末現在數、他は六月末現在數。

第三表(其二) 府縣鑛夫別數(出所同前)

札幌	—	—	—	—	—	—
釧路	—	—	—	—	—	—
青森	—	—	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—
宮城	—	—	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—
福島	—	—	—	—	—	—
茨城	—	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
愛知	—	—	—	—	—	—
靜岡	—	—	—	—	—	—
岐阜	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—
長野	—	—				

大阪鐵務署										福岡鐵務署														
計	香川	廣島	奈良	滋賀	富山	福井	京都	三重	鳥取	島根	和歌山	高知	計	福岡	長崎	佐賀	山口	大分	沖繩	廣島	宮崎	熊本	計	
一三、三三三	一	七	四	三	九	二七	二〇六	二〇	二五	四〇	四〇	六六	一三、三三三	一〇六	一	一	三四	二、四一	一	一、四九	六六	一七	一八、九四八	一、三六〇
四七	八	一	二	七	一	六	六	一七	一	一	一〇	一	四七	一三八、七八五	一八、四八〇	一五、九九四	二、六八八	一	六九	一	一	三〇	一八、九四八	一、三六〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三、三三三	一	七	四	三	九	二七	二〇六	二〇	二五	四〇	四〇	六六	一三、三三三	一〇六	一	一	三四	二、四一	一	一、四九	六六	一七	一八、九四八	一、三六〇
四七	八	一	二	七	一	六	六	一七	一	一	一〇	一	四七	一三八、七八五	一八、四八〇	一五、九九四	二、六八八	一	六九	一	一	三〇	一八、九四八	一、三六〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一三、三三三	一	七	四	三	九	二七	二〇六	二〇	二五	四〇	四〇	六六	一三、三三三	一〇六	一	一	三四	二、四一	一	一、四九	六六	一七	一八、九四八	一、三六〇
四七	八	一	二	七	一	六	六	一七	一	一	一〇	一	四七	一三八、七八五	一八、四八〇	一五、九九四	二、六八八	一	六九	一	一	三〇	一八、九四八	一、三六〇

第三表(其三) 業態別鑛夫數(出所同前)

業態別	1 坑内鑛夫		計
	男	女	
探鑛夫	九、一〇〇	一	九、一〇〇
支柱夫	一、九二〇	一	一、九二〇
手子	二、二二三	二四	二、四五八
運搬夫	四、一〇四	二六	四、三七〇
機械夫	八五五	一	八五五
工作夫	一〇三	一	一〇三
雜夫	一、九二四	二七	二、一八一
計	二〇、二〇八	七八	二〇、九八六
探炭夫	六六、三三九	一	六六、三三九
支柱夫	一三、九四九	四	一三、九九三
後山	一八、七五四	三九、一三三	五七、八八七
運搬夫	二〇、四四一	二六	二〇、七〇五
機械夫	五、九三六	五	五、九四一
工作夫	三、四七八	二	三、四八九
雜夫	一〇、八八八	二、七六八	一三、五六六
計	三九、六二五	四三、二四	一七二、八二九
探鑛夫	一、四七八	五	一、四八三
支柱夫	五三	一	五三

總計 四、九三三 二五、〇四 六、四〇六 五、一八九 二九三、五六二

第一部統計表	石炭山										金屬山										其ノ他ノ山					總計
	雜夫	工作夫	機械夫	運搬夫	選炭夫	採炭夫	計	雜夫	工作夫	機械夫	運搬夫	製鍊夫	選鑛夫	採鑛夫	業態別	計	雜夫	工作夫	機械夫	運搬夫	手子					
	一三、二七	八、三四〇	八、七四三	一〇、二一六	三、七三〇	一〇五	二〇、七六八	六、六三三	二、三八三	二、七三〇	二、七六〇	四、一五〇	一、八六四	二只	男	二、二七	二	二	六	三九二	六					
	五、三三五	一三	一	七〇一	三、七二七	五	五、一九	二、二九	三	三六	一七二	二、五三四	一	女	二、二四	一	一	一	一六	一						
	一八、六〇二	八、三四三	八、七四四	一〇、九一七	一六、四四七	一六	二五、九八七	八、七三二	二、三八八	二、七三三	三、〇七六	四、三三三	四、三六八	計	一五、一〇七	二	二	六	四〇八	三五						

2 坑外鑛夫

總計	其ノ他ノ山										石油山					
	雜夫	工作夫	機械夫	運搬夫	製鍊夫	選鑛夫	採鑛夫	計	雜夫	工作夫	機械夫	運搬夫	製油夫	汲油夫	鑿井夫	
七、六一九	二、五七四	九四	一三	九〇	三六	一四	三九	五、八八七	一、一〇三	一、〇七九	二九	三	三〇	一、八〇〇	一、二七四	
二四、八八六	三三	一三	一	九	一三	一	五九	三九	七	一	六	一	五	三	一八、八二五	
九、四四五	二、八九七	一、一七	一三	九〇	三九	二七〇	六三九	六、四〇六	一、四四一	一、二四六	二九	九	三〇	一、八六五	六、二二五	

第四表(其一) 國有鐵道從業員累年表

(第四十六回統計年鑑に據る)

年度	判任官		判任待遇	雇員		備人		合計			
	男	女		男	女	男	女	男	女		
大正五年度末	四、七〇一	三	二、二九三	八八三	二九、七二一	八八六	七三、二八一	三、〇五五	一一〇、八六九	三、九四四	一一四、八三三
同 六年度末	四、八〇六	三	二、三三八	一、〇五一	三三、九三二	一、〇六六	七八、六四七	三、六五五	一一〇、七三四	四、六九一	一二五、四三八
同 七年度末	五、一七六	三	二、四九一	一、四〇〇	三七、六七二	一、四三一	八六、一八四	四、一三〇	一一三、九四二	五、五六四	一二八、五〇六
同 八年度末	六、一三八	五	二、九三〇	一、四八〇	四四、四八四	二、三四七	九五、七〇八	四、七九三	一一五、〇七四	七、一四五	一二七、八八五
同 九年度末	七、九三九	九	四、〇二四	一、四〇六	四九、四七八	三、二六〇	九四、八七六	四、六六六	一二七、七三三	七、八九五	一三六、六〇八
同 十年度末	七、九〇七	一〇	四、〇三九	一、三八〇	五〇、四九九	三、三〇八	九五、九三三	四、五三七	一二九、七〇八	七、八四五	一三七、五五三
同 十一年度末	八、九五四	二一	四、六五五	一、五四六	五四、六〇三	三、六〇〇	一〇三、〇三五	四、六九八	一二七、七六三	八、三〇九	一四〇、〇七二
同 十二年度末	九、五九六	二〇	四、九三三	一、五三六	五八、二七七	三、七三〇	一〇四、九六二	四、八三四	一二九、二八三	八、五六八	一四七、八五一
同 十三年度末	一〇、〇四〇	一〇	五、二三二	一、六四一	六二、六三九	三、八〇〇	一〇七、四七五	四、九二七	一三五、九二七	八、七四〇	一五四、六六七
同 十四年度末	一一、〇〇〇	八	五、六七〇	一、七六一	六三、六七〇	三、八四二	一一五、一八七	四、七六五	一三六、三〇五	八、六二八	一五四、九三三

〔備考〕 括弧を以て示したるは女なり

第四表(其二) 地方鐵道從業員累年表(全國)

(第四十六回統計年鑑に據る)

年度	重役		係務		合計	同 七年度末	同 八年度末	同 九年度末	同 十年度末	同 十一年度末	同 十二年度末	同 十三年度末
	係務	係務	係務	係務								
大正五年度末	九三〇	四八	八、八六四	一八八	一〇、四三〇	同	同	同	同	同	同	同
同 六年度末	一、〇三四	六八二	一一、九八三	二五七	一三、九六六	同	同	同	同	同	同	同
						七〇〇	一三、三七七	三九五				
						六九七	一四、二九九	四八八				
						七四五	一六、三八一	五三三				
						一六、二六四		一七、四六六				
						一八、七五八		二〇、三七七				
						一、五〇〇	三、〇二六	三、五六二				
						一、七七一	三、三九四	七五五				

同 十四年度末 一、八六一 一、二七五 二、五五五 八九七 二九、四五六

第四表(其三) 軌道運輸從業員數(鐵道省調)

電氣	蒸氣	瓦斯	馬力	人力	計	內國人	外國人	計
大正十一度	二七、三三三	九〇八	三六	五四	四三	二九、五二四		
同 十二年	二七、六五四	八七一	一八	五七	五四	二九、七七七		
同 十三年	三一、一六〇	九〇二	三五	五五	四六	三三、三〇七		
同 十四年	三三、二二三	八三六	三五	五三	四三	三五、九九九		
同 十四年末								三九、三〇〇
同 十三年末								四八、〇三〇
同 十二年末								四八、〇三〇
同 十一年末								四八、〇三〇
同 十年末								四八、〇三〇
同 九年末								四八、〇三〇
同 八年末								四八、〇三〇
同 七年末								四八、〇三〇
同 六年末								四八、〇三〇
同 五年末								四八、〇三〇

第四表(其四) 船員數累年表(船員手帳受有者)

(第四十六回統計年鑑に據る)

第四表(其五) 海技免狀受有者累年表(內國人) (第四十六回統計年鑑に據る)

甲種船長	甲種一二等運轉手	乙種船長	乙種一二等運轉手	丙種船長	丙種運轉手	機關長	一二三等機關士	計
大正五年末	一、五〇四	二、四三四	八六四	五、四六六	一〇三	一、二五五	八、五二四	三三、九七六
同 六年末	一、七〇七	二、四九三	九六五	五、七八四	二四	一、三八二	八、九四二	三六、五四六
同 七年末	一、七六六	二、五八六	一、〇〇〇	五、九三五	二六	一、四四一	九、六八〇	三八、八八二
同 八年末	一、九四七	二、六八二	一、一四四	六、三二〇	一七	一、五五〇	一〇、六〇六	四一、〇四三
同 九年末	二、一七五	二、七八四	一、三〇七	六、六〇六	二六	一、六七〇	一一、六五六	四三、二九六
同 十年末	二、四〇六	二、九五一	一、四三七	六、八四一	三三	一、七七九	一二、六三〇	四四、七五五
同 十一年末	二、五三〇	三、〇三三	一、四九〇	七、〇三三	三六	一、八四六	一三、四三三	四七、六二八
同 十二年末	?	?	?	?	?	?	?	?
同 十三年末	二、七三六	三、五九六	一、六三〇	七、七三三	四四	二、〇一四	一六、七六〇	五三、八三七

同 十四年末 二、八八九 三、八八八 一、六五五 八、三〇〇 一、四三三 一九、六二〇 二、〇九八 一八、二九〇 五六、八三三
 〔備考〕 大正十三年以降の計数は大正十二年九月震災前の海技免狀受有者にして海技免狀原簿登録事項届出なき爲免狀原簿復舊未済のもの之を含まず
 大正十二年末の計数は震災の爲材料焼失に付調査不能

第四表(其六) 郵便電信電話局従業員累年表 (第四十六回統計年鑑に據る)

年次	雇員			備員			總計
	通信事務員	電話交換手	其他	遞送人	集配人	其他	
大正五年度末	二七、四〇一	九、七六四	四二	七、二七一	二六、四〇〇	三、四九九	七六、二二六
同 六年度末	二八、六六六	一〇、六三三	四四	七、二二七	二八、七五〇	三、五二九	七八、六八九
同 七年度末	三〇、六三三	一一、一八五	四六	七、〇八四	三〇、五七三	四、〇〇六	八五、五二六
同 八年度末	三三、一三〇	一二、二八四	五〇	七、〇三三	三二、七五五	四、二五四	九二、四九六
同 九年度末	三七、九元	一五、一〇〇	五六	六、七九六	三六、四四二	五、七八六	一〇二、一〇九
同 十年度末	四一、三三〇	一六、九三三	五五	六、九三二	三八、六三三	六、四九九	一一〇、三九一
同 十一年度末	四二、四二一	一八、四二〇	四〇	六、四九九	三九、六八〇	六、六六六	一二三、六五六
同 十二年度末	四三、三六七	一六、〇五六	三六	六、三七七	四〇、四四〇	六、六四七	一二一、九四五
同 十三年度末	四三、九四九	一六、八九一	三六	五、九九八	四二、一七六	六、五四八	一二三、六三三
同 十四年度末	四四、八三三	一八、二九六	九六	五、六三二	四三、六八八	六、九三九	一二八、四六六

〔備考〕 大正十三年度合計中には一二等局に區分し難き従業員三四一を含む

第四表(其七) 諸車數累年表 (第四十六回統計年鑑に據る)

年次	馬車		牛車	荷車	自動車		人力車	自轉車	
	乗用	積荷用			乗用	積荷用		自動	通常
大正六年度末	八、六四四	二〇八、八八〇	三、三六二	一、九三六、四〇六	二、七五七	四三	一三三、二七四	一、〇五七	一、〇七三、三六七

同 七年度末	七、三二	三、四、二九六	三、九、一〇九	二、〇、三、三四	三、六、六五	二、〇、四	一、三、九二四	一、二、八七、三〇四
同 八年度末	六、八三七	二、四、八〇五	四、〇、五八七	二、〇、八四、八六五	五、一、〇九	四、四、四	二、〇、五、四一	二、四、三三
同 九年度末	六、一七六	二、五、二、七四七	四、四、四、五五	二、一、四三、三九七	七、〇、三三	八、八、九	二、〇、四、〇五	二、〇、五、一、一〇四
同 十年度末	五、八三七	二、六、九、三七八	五、三、一、二六	二、二、〇三、四〇六	八、二、六、五	一、三、八、三	一、〇、六、八、六一	二、三、九、〇、八九
同 十一年度末	五、四、六三	二、八、五、二〇六	五、五、三、三一	二、二、九、三、七四	九、九、九、二	二、〇、九、九	一、〇、〇、五、一一	四、五、九、一
同 十二年度末	四、九、三二	二、八、八、八〇八	六、三、四、四九	二、一、八、五、三、四、五	一、一、六、七、九	三、〇、五、八	八、九、一、四、九	五、七、九、〇
同 十三年度末	四、三、五九	二、九、二、二、三三	六、九、一、六三	二、一、七、八、六、〇〇	一、四、八、〇、九	五、七、七、八	八、五、四、三、四	八、九、六、六
同 十四年度末	三、九、〇五	三、〇、六、〇、三八	六、六、三、〇、八	二、一、八、六、七、七、五	一、八、五、六、二	七、八、八、四	七、九、八、三、三	二、三、三、七、六
昭和元年度末	三、三、〇八	三、〇、四、七、七八	七、四、九、九	二、一、四、八、五、五、五	二、四、九、七、〇	一、〇、八、三、一	六、一、九、四、九	一、五、三、〇、六
								四、三、七、〇、九、五九

〔備考〕 本表には免税のものを含まず

第五表(其一) 體性年齢配偶關係別工場労働者數 (大正十三年労働統計實地調査)

年齢	總數		業	金屬工業		機械器具製造業		化學工業		纖維工業		飲食料品嗜好品製造業	
	有配偶	無配偶		有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶	有配偶	無配偶
一二歳未満	一、一九	一、〇、一五	二、六	一、五	一、七	一、七	一、七	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
一一—一三歳	女	一、〇、七二	一、四、九四	一、七六	一、一	一、三三	一、四	一、七〇	一、九	一、七、三、三九	一、三	一、三、二、五六	一、九、五
	男	一、七、四八	一、一、二、七九	二、三〇	三、八、四七	一、三、六、九	一、三、六、九	九	二、五、四、一	一、九、五	一、九、五	一、九、五	一、九、五
一四—一五歳	女	一、三、〇、三、六一	二、〇、三、二、八〇	一、六	一、七、七、三	二、六、七、三	五、一、三、九	三、二	九、六、六、八	三、二	三、一、一、三、四	三、一、一、三、四	三、一、一、三、四
	男	一、四、一、五、七〇	一、六、八、七九	八	四、八、〇	二、〇、一、二、八	五、二、四、八、三	二、九、一、六、六、三	六、七、六、四、三	六、七、六、四、三	六、七、六、四、三	六、七、六、四、三	六、七、六、四、三
一六—一七歳	女	一、七、二、一、七、九二	一、八、一、七、三〇	六、四	五、四、八	八、四、一、三、〇	二、五、九、二、一、八、三	一、六、〇、三、一、三、七、九	四、九	六、六、九、七	四、九	六、六、九、七	四、九
	男	一、七、二、一、七、九二	一、八、一、七、三〇	六、四	五、四、八	八、四、一、三、〇	二、五、九、二、一、八、三	一、六、〇、三、一、三、七、九	四、九	六、六、九、七	四、九	六、六、九、七	四、九

一八一—一九歲		女	八、五七	八九、二四二	二五四	四七	二三七	三五〇	二八三	八六一	七八	一、二七〇	五、〇六六	七八、六六七	八五四	四、〇七一	二、六七
		男	二、六七五	四七、三六	三三〇	三、三五	二六三	四、三八	三九三	三、〇七一	一四八	二、六六六	一、〇三五	一四、二四六	二〇七	二、六六七	
二〇—二四歲		女	三、九四〇	八五、五六二	一、〇二	四〇六	九九七	三七二	一、三四	八九二	二、六七三	一、一八八	三、七〇	二四、四七一	八五六	三、二〇一	
		男	三、八八八	八六、一四七	二、二四七	五、五七二	六、一五	七、三三	九、九二七	二四、六六一	二、〇三	五、五三四	九、四八四	二四、四七一	八五六	四、九六〇	
二五—二九歲		女	七、五三五	二八、五六三	四、五一九	一、九七〇	一〇、〇五一	三、五七六	二七、三八四	七、六六〇	四、七五四	一、九九二	一五、五八七	七、三〇一	四、〇一七	一、六五八	
		男	二五、八三四	一五、六二七	八五八	九五	九二七	一二二	一、〇五五	二三五	一、九三五	四三六	一五、八四三	一三、三〇六	二、二二	七二六	
三〇—三四歲		女	七、四四三	八、四七五	四、二八	六八七	九、九六二	一、二八二	八、〇四一	二、〇五二	四、六三一	五六〇	一一、四三三	二、三三九	三、四九七	四二	
		男	一五、九三	六、五三	六九七	八八	七八	八六	八八五	一七三	一、三七八	一九二	八、八五	五、二八一	二、五二	四六	
三五—三九歲		女	四、八七五	四、二九九	三、〇八一	三六二	七、〇〇六	五九四	三、六八五	一、一七三	三、五六	三三九	八、〇四七	九〇〇	二、八二二	二五七	
		男	一三、二六九	五、四八九	六五九	一〇二	五五六	一〇五	八三七	二二七	一、〇九一	二二四	六、四三〇	三、九五八	九二九	三六三	
四〇—四四歲		女	四、二〇七	三、四〇三	二、四二六	二七四	四、八二五	四二二	一七、六四九	九八八	二、六四二	二四五	五、七九五	八〇〇	二、一五八	一六六	
		男	九、一七四	五、二二八	五一九	一六七	四七	一三七	七四五	二六二	八七二	二八〇	四、五七四	三、五二四	七二	三五	
四五—四九歲		女	二、六七三	二、五三	一、七三二	一九五	二、八三八	三二一	一〇、八九三	七三〇	一、九五	一九四	四、〇〇九	五、二七一	一、四七	二五	
		男	六、三七九	四、三七五	四〇四	一六五	三三〇	一五二	四二	二五二	六四七	二六六	三、一六二	二、七六〇	四六三	二八一	
五〇—五四歲		女	一〇、八三七	一、六六三	九〇四	一六三	一、三四八	二八	三、一六	三二	八四四	一三八	二、〇三	四〇九	六二〇	九七	
		男	三、〇三	二、八九九	一九二	二九	一〇九	九	一四八	九七	三四	三二	一、五七七	一、七八九	二〇八	一五八	
五五—五九歲		女	四、八三	一、〇四九	四七一	一三	四九二	一三二	一、〇七七	一七五	三五七	九六	一、〇八九	二、二七	二八七	五六	
		男	一、三七五	一、八八二	九一	六七	三五	三六	四九	五九	一四一	一四三	六八五	一、三〇〇	七三	九四	
六〇—六四歲		女	一、六二〇	五二四	一八四	六〇	一六七	四六	三四	八八	一六八	四二	三七	一三九	九四	二四	
		男	四〇七	八二九	一九	二七	一三	一四	一五	二八	五五	八六	二三四	五五	二〇	二六	
六五—六九歲		女	六四三	二四二	八二	二九	五五	二五	一三	三六	六九	二六	一五八	七三	四〇	一〇	
		男	二二五	四四四	五	二〇	二	五	三	六	三	五一	六二	三〇三	九	一三	

第一部 統計表

二〇—二四歲	二、〇六八	五、六〇	三、〇四四	一、六六	九、九六九	九、六九二	一八、六九二	一、八三六	三七四	八四	六九	三六	三三	二二	一一	一一	一一	一一	一一
二五—二九歲	四、三八四	五、五五	九、六八	六、九一	九、八七八	九、八四一	九、九〇四	六、三	七、六二	九、六	二、四	六	二、六二	四、二	六	二、六二	四、二	六	二、六二
三〇—三四歲	四、八〇二	五、四九	四、一九	八、三二	九、四五五	八、三〇六	五、三三三	四、九四	七、九二	六、三	四、〇	七	一、八八	五、三	二、四	二、四	二、四	二、四	二、四
三五—三九歲	四、四三三	五、〇三	三、六三	二、六八	一、八三	六、六四一	三、三〇三	五、八二	八、七	五、	二、	二、	一、七〇	三、	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇	二、〇
四〇—四四歲	三、五六四	四、〇三	三、四	一、五	一、六、九八	五、三五五	二、八三三	七、三八	五、九一	四、	二、七	二、	一、四〇	二、	二、	二、	二、	二、	二、
四五—四九歲	二、四六六	二、六三	二、五四	一、三三	一、〇三三	三、〇三五	二、〇六五	六、四三	三、四	二、五	二、	二、	一、八四	二、	二、	二、	二、	二、	二、
五〇—五四歲	一、二四八	一、八九	一、七八	六、〇	六、〇三〇	九、七四	一、三二	三、〇九	一、〇六	八	三	七	七	三	三	三	三	三	三
五五—五九歲	五、九九	二、六	一、二〇	七、二	二、七六	三、二	六、〇〇	一、〇九	三、	一	二	三	三	一	六	六	六	六	六
六〇—六四歲	一、六〇	三	五、三	二	八、三	四、	一、六〇	三、	九	一	三	二	二	四	四	四	四	四	四
六五—六九歲	五、八	一	六	三	二、八	八	九、二	一、四	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七〇歲以上	二	一	三	一	四	五	三	五	一	二	一	一	一	二	一	一	一	一	一
年齡及配偶關係不詳	二、三	一、四	一	一	九、三	一、七	一	一	三、〇	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第七表 職業紹介所求職者教育程度調(昭和元年中央及各地方職
業紹介事務局年報に據る)

	中央						東京地方						大阪地方						名古屋地方					
	中			央			東			京			大			阪			名			古		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
高等學校專門學校	三、三五	一、二六	三、四三	一、九九	七、四	二、〇七	一、二八	三、九	一、二七	二、八	三	三	三	三	二、三	二	二	二	二	二	二			
同程度學校卒業以上	五、八〇	一、二	五、九六	三、九三	七	四、〇九	一、七九	三、三	一、七五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五	一、五			
同右學校中途退學	二九、五三	八、四九	三八、〇五	一九、三〇	四、三六	二、五六	九、二四	三、一六	二、九三	一、〇四	四、〇〇	一、四八	四、〇〇	一、四八	一、四八	一、四八	一、四八	一、四八	一、四八	一、四八	一、四八			
中學校、高等女學校卒業	四八、五七	三、五四	五三、一三	二八、五八	二、一六	三〇、六九	一八、一七	一、三六	一九、四三	一、八四	二、〇〇	一、八四	二、〇〇	一、八四	二、〇〇	一、八四	二、〇〇	一、八四	二、〇〇	一、八四	二、〇〇			
同右學校中途退學	三三、一七	五、〇三	三八、二〇	二〇、一三	二、六六	二二、八〇	一一、六六	二、三三	二四、八八	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五	二、三五			
中等程度學校卒業	二六、七八	一、八七	二八、六五	一五、〇五	一、〇九	一六、一五	一〇、七五	七〇	一一、四六	九八	六一	九八	六一	九八	六一	九八	六一	九八	六一	九八	六一			
同右學校中途退學	二五、五六	二、三四	二七、九〇	一二、七九	二、七九	一五、五八	一〇、七五	二、三三	一六、九一	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八			
高等小學校同程度學校卒業	三二、一九	四、四三	三五、六二	一五、〇三	二、二六	一七、二九	一三、七四	二、〇三	一九、七三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三			
同右學校中途退學	二八、一〇	二、一八	三〇、二八	一八、六九	二、二六	二〇、九五	一三、七四	二、〇三	二二、九九	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三			
尋常小學校卒業同程度	四、四三	七、六九	一二、一三	二〇、七三	三、九七	二四、七〇	二〇、七五	三、二七	二四、〇二	三、二七	三、二七	三、二七	三、二七	三、二七	三、二七	三、二七	三、二七	三、二七	三、二七	三、二七	三、二七			
同右學校中途退學	九、三一	三、一六	一二、四七	三、五三	一、三六	四、九〇	五、〇三	一、六四	六、六七	六、六六	六、六六	六、六六	六、六六	六、六六	六、六六	六、六六	六、六六	六、六六	六、六六	六、六六	六、六六			
多少文字ヲ解スル者	七、五七	四、八五	一二、四二	一、七五	一、八三	三、五八	五、三三	二、七九	八、〇七	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七	四、七			
文字ヲ解セザル者	六八、四三	九四、〇四	一六二、四七	四四、一五	三七、五七	八一、七二	四四、九七	三五、〇六	八一、七三	四四、九三	四七、八六	四四、九三	四七、八六	四四、九三	四七、八六	四四、九三	四七、八六	四四、九三	四七、八六	四四、九三	四七、八六			
計	九四、〇四	七九、四九	一七三、五三	三三、二四	四四、一五	七七、三九	三〇、〇六	四四、九七	三五、〇六	八一、七三	四四、九三	四七、八六	四四、九三	四七、八六	四四、九三	四七、八六	四四、九三	四七、八六	四四、九三	四七、八六	四四、九三			

第八表(其一) 工場労働者異動月別表(社會局調、以下同斷)

昭和二年	解雇			雇入			月末現在		
	工場數	男	女	工場數	男	女	工場數	男	女
一 月	三、四九	一三、八六	四七、二五	三、〇七	一六、〇七	五四、三六	七、四三	五九、九六	六六、七〇
二 月	三、四三	一三、〇六	四七、八五	三、七二	一三、四九	五四、九一	六、九八	五四、八三	七四、九二
三 月	三、四八	一七、四八	三〇、五八	三、七六	一五、〇九	五八、八三	七、五三	五八、七三	七八、一七

月	三、六〇五	一四、五四九	三四、四七三	四九、〇三三	三、七五八	一六、三二〇	四九、六八九	六五、九九九	七、五九八	五四、七〇三	七六、一五九	一、五〇六、九六三	
四	三、六〇五	一四、五四九	三四、四七三	四九、〇三三	三、七五八	一六、三二〇	四九、六八九	六五、九九九	七、五九八	五四、七〇三	七六、一五九	一、五〇六、九六三	
五	三、六四八	一四、四七七	四一、九七九	五六、四四六	三、三四三	一三、一三〇	二七、三三九	四〇、四六九	七、六六九	五四、七八一	七四、七四三	一、二九二、二六六	
六	三、四三九	一三、二二七	二九、三七二	四三、五九九	三、三九八	一二、八四九	三七、四四八	五〇、三〇七	七、七九〇	五五、八六八	七八、七九二	一、三〇〇、四〇〇	
七	三、五五三	一四、六四四	二七、七七三	四三、三九一	三、三四八	一二、五九七	三三、三五六	四四、九五五	七、八九六	五五、四一六	七四、七、三四一	一、三二一、五〇六	
八	三、七五〇	一三、三〇〇	三三、二九四	四四、五九四	三、六二〇	一二、八二五	三九、一〇一	五一、九二六	七、八四三	五五、七、〇八六	七六、七、三〇六	一、三三四、三九二	
九	三、五四九	一三、一七八	三三、一七八	四四、三五六	三、二八七	一二、六九八	三三、〇二八	四五、七二六	七、八三一	五四、六三〇	七七、二、三四九	一、三三八、七〇九	
十	三、五三三	一三、六四四	二四、〇四八	三五、六六二	三、二九四	一二、六五三	二六、五三七	三九、一八〇	七、八八八	五五、一、六五九	七七、〇、七五九	一、三三三、三七四	
十一	三、五三三	一三、一四〇	二〇、九一九	三三、〇九九	三、二二三	一二、三六〇	二〇、二〇四	三三、五八四	七、七九五	五五、〇、七六二	七六、九、六八八	一、三三〇、三七〇	
十二	三、七七七	一三、三九一	一四、七三六	一七八、三五五	二、七七四	一五、四九四	一五、二二一	三〇、七〇五	七、八九七	五四、一、六七七	六九、三、三四一	一、一七一、〇一一	
計	四三、七六六	一、三三三	五二、四三三	六四、五八八	四〇、五九一	一七六、六三三	五二、六〇一	一六八、二三四	九二、一六〇	六、六四四	三三、七八八	九三、九二八	一、五、五六、三〇〇

第八表(其二) 業務ノ廢止休止又ハ新設復舊ニ依ル職工解雇雇入數

業務廢止又は休止

業務新設又は復舊

昭和二年	工場數	解雇職工數		計	工場數	雇入職工數		計
		男	女			男	女	
一	九五	八七六	六、六一〇	七、四八八	一六	一、七四六	七、六八五	九、四三三
二	六四	七八〇	二、八三三	三、六四三	一一	一、五三三	六、六三三	一〇、一四四
三	八〇	一、六八九	四、〇三〇	五、八八九	一一	二、一〇七	四、八二八	六、九三五
四	六六	八三三	二、九三三	三、七五五	七	一、四二一	一、八三九	三、二六〇
五	六四	五五六	三、一〇五	三、六六一	五	一、一五七	一、二一〇	二、三六七
六	四二	八七三	一、一五八	二、〇三二	九	一、一九三	五、七四六	六、九三九
七	四九	六五四	七七一	一、四二五	一七〇	一、二二七	八、五〇四	九、六三一
八	三五	四七〇	九八〇	一、四五〇	六九	六三三	一、四二一	二、〇六四
九	五三	一、五五六	三、四九八	五、〇五四	七七	五〇三	九七四	一、四七七

第八表(其三) 工場労働者解雇者歸趨調

昭和二年	同種工業に轉職せるもの	他種工業に轉職せるもの	歸農せるもの	其他に轉職せるもの	未従業者	不詳	計
十月	43	606	433	1,042	71	1,006	1,833
十一月	42	638	555	1,193	51	806	1,931
十二月	157	1,993	1,975	2,745	53	3,510	4,431
計	792	11,704	4,677	5,622	1,011	1,674	61,300
月平均	6	975	3,893	4,868	84	1,395	5,123
一月	2,380	6,361	2,568	6,211	4,255	6,406	61,111
二月	2,123	6,607	1,594	5,754	2,696	5,769	48,903
三月	2,148	5,708	2,542	4,880	2,746	7,900	48,064
四月	2,507	5,158	1,758	5,354	2,307	6,158	49,031
五月	9,809	6,514	2,560	5,619	3,524	5,630	56,446
六月	9,937	6,330	1,401	4,862	2,551	5,018	42,599
昭和二年前半期計	66,164	36,608	12,833	33,590	18,079	36,871	306,145
七月平均	11,363	6,101	1,897	5,433	3,013	6,145	51,034
七月	9,894	4,880	2,457	5,102	4,883	5,181	42,397
八月	10,570	5,117	1,503	5,397	2,624	5,861	44,594
九月	11,577	5,305	1,375	6,267	1,751	5,699	45,356
十月	8,610	4,409	2,498	4,342	2,282	3,621	35,661
十一月	7,783	3,653	10,660	4,095	1,934	3,934	32,059
十二月	8,473	3,992	6,825	1,640	71,227	9,348	178,355
昭和二年前半期計	56,907	27,126	133,233	41,593	85,701	33,644	378,433

月 平 均

九、四八五

四、五五九

三、六〇四

六、九三二

一四、二八四

五、六〇七

三、〇七一

第八表 (其四) 主要業態別解雇雇入累月表

昭和二年

一月 二月 三月 四月 五月 六月 七月 八月 九月 十月 十一月 十二月

業態別

製糸業

解雇 三、四三二 一〇、九三三 六、五五六 八、七五三 一八、〇一八 七、九六四 六、八六〇 九、二四五 九、四三六 六、五三一 五、七四六 一五、四七五

雇入 三五、九五五 一〇三、二二二 三三、六八四 二〇、二四四 六、九二四 二〇、八七一 一六、八一〇 一九、五二〇 八、七三八 一〇、二〇〇 六、二八九 三、二六六

紡績業

解雇 一六、三五五 一六、五〇七 一四、三三七 一六、〇七四 一六、〇九一 一三、五一四 一三、六〇五 一四、二三四 一四、五四六 九、六三三 九、一〇〇 七、五九二

雇入 一三、七五四 一五、五五一 一四、二二七 一八、五六八 一〇、三七六 九、七七七 八、九〇七 一二、九二七 一四、五三四 八、九六四 七、七六五 五、五七〇

織物業

解雇 八、一六八 六、四九一 八、八七〇 九、〇九二 八、七五七 七、五六二 七、〇八九 七、五六四 七、二二七 七、〇一一 五、六五七 六、八四三

雇入 六、九四四 八、六五五 九、八六五 九、八四四 六、八八四 七、四九一 六、四〇七 六、五七七 六、九三四 五、四五一 五、四二七 五、一八九

機械製造業

解雇 九一九 九三三 一、三七六 一、二一六 一、〇四三 九七六 九三三 八八六 一、二七七 一、二一六 七五五 一、二〇五

雇入 一、〇四〇 一、二一六 一、〇三三 一、四七五 一、三三三 一、〇九二 九〇三 一、二七一 一、一三三 一、一〇一 一、三三五 一、二六四

船舶車輛製造業

解雇 七五一 八〇三 一、〇三三 一、三三〇 一、〇六〇 一、四五一 三、九三七 一、〇一九 一、一六四 九八〇 一、一〇五 一、三七九

雇入 一、六四四 一、三八五 一、四八三 二、二二八 一、五〇七 一、〇七一 八三三 一、二六八 一、三六二 一、二〇三 一、六八五 一、四〇一

金屬品製造業

解雇 一、〇四一 七三五 一、〇四五 九四九 一、二二二 一、一七〇 一、三四一 九二六 一、三七一 一、〇〇七 九七七 九二七

雇入 一、〇七九 一、二二三 一、〇一四 一、四四〇 一、二九四 九九三 一、一八〇 一、一八七 一、四八二 一、五二三 一、一八九 一、二二三

月末現在 三六、三〇八 三八、九三六 三八、八五五 三九、六八四 四一、四六三 三九、〇七五 四三、二五六 四四、二六六 四二、二六五 四五、四九四 四三、七七七 四三、三三四

第九表(其一) 鑛夫各月異動表

月	解雇		雇入		月末現在								
	男	女	男	女	男	女							
一	269	10,777	3,111	13,826	250	11,948	3,371	15,319	310	29,843	63,599	283,441	
二	276	19,860	2,927	23,817	256	11,333	3,367	14,680	335	33,911	64,009	284,920	
三	255	16,285	4,655	20,970	254	15,741	4,636	20,377	321	29,558	63,153	282,591	
四	285	15,555	4,126	19,681	257	14,740	4,449	19,219	327	28,942	62,943	281,435	
五	274	14,771	4,140	19,911	257	15,191	4,511	19,733	309	28,688	60,483	299,171	
合 計	1,459	70,400	14,313	71,900	1,257	50,377	14,955	51,916	1,251	45,736	39,180	35,584	30,755
人夫仲仕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	1,459	70,400	14,313	71,900	1,257	50,377	14,955	51,916	1,251	45,736	39,180	35,584	30,755
月末現在	269	10,777	3,111	13,826	250	11,948	3,371	15,319	310	29,843	63,599	283,441	
解雇	276	19,860	2,927	23,817	256	11,333	3,367	14,680	335	33,911	64,009	284,920	
雇入	255	16,285	4,655	20,970	254	15,741	4,636	20,377	321	29,558	63,153	282,591	
月末現在	285	15,555	4,126	19,681	257	14,740	4,449	19,219	327	28,942	62,943	281,435	
解雇	274	14,771	4,140	19,911	257	15,191	4,511	19,733	309	28,688	60,483	299,171	

六	月	二七	一三、二八三	四、〇六一	一七、三四四	二五七	一三、七五七	三、七九二	一六、五四九	三二八	二八、五三三	六五、七九五	二八四、三七
七	月	三六	一三、五九七	三、九四三	一七、五四〇	三五六	一四、四九八	三、六七九	一八、一七七	四九五	二九、二六三	六三、三五	二八二、六四
八	月	三七	一四、〇五九	四、〇一五	一八、〇五四	二四一	一三、九三〇	三、三〇四	一七、二四	三〇〇	二八、五三七	六三、七三三	二八二、二六〇
九	月	二六	一五、二七六	四、二四三	一九、五三	一九一	一六、四八二	三、七四七	二〇、二九	三三三	二〇、三四七	六二、八〇〇	二八三、一四七
十	月	二七	一四、三三三	三、九〇八	一八、一三〇	二五九	一四、四三〇	三、五〇三	一七、九三三	三三五	二三、四三三	六一、九七五	二八四、三九七
十	月	二九	一三、一九八	三、九一五	一七、一一三	二六八	一四、五三三	三、五三七	一八、〇五〇	三二四	三四、九八九	六〇、三三三	二八五、三三
十	月	二六	一〇、八六〇	三、三三二	一四、一八	二五五	一四、五六	三、三六七	一七、八二八	三四八	二六、六八三	六一、九九二	二八八、六七五
累	計	三九	一七二、六七四	四六、三五五	二八、〇三〇	三、一〇一	一七〇、一四	四五、二九三	三五、三〇七	三、九六八	二、六四八、三四	七四、一六六	三、四三、四〇〇
平	均	二八	一四、三〇六	三、八三二	一八、一六六	二五八	一四、一七六	三、七四四	一七、九三三	三三〇	三〇、六八六	六四、五三	二八五、二〇〇

第九表(其二) 鑛夫解雇者各月歸趨調

同種鑛山 に轉職	六、〇七六	五、七六一	二、四四四	八、八六七	九、〇五一	七、三三三	七、二三三	七、〇三〇	八、六三二	八、〇六〇	七、〇八〇	六、二九〇	九三、一八六	七、七六五
他種鑛山 に轉職	三五	七〇	一五四	二七四	一九一	九二	一三三	一〇六	一七〇	一八九	八三	一〇〇	一、八六七	一五
歸農	一、七四〇	一、八三七	三、六三一	三、一一五	三、〇九〇	二、八九	二、一四〇	二、六三一	二、五四〇	二、五七九	二、二四六	一、八三三	三〇、二五	二、五三〇
其他に轉 職	一、二七九	一、〇七八	一、三四七	一、六三三	一、四三三	一、二七一	一、六四四	一、五九三	一、三五九	一、四五〇	一、〇七九	一、〇七九	一、〇七九	一、三四九
未從業	八〇六	六〇〇	九七一	一、〇三三	九七〇	八〇六	一、〇二二	一、〇三三	九六九	九六	八九一	八八三	一〇、八六〇	九〇五
不詳	三、六二六	三、四一八	三、二二八	四、七四四	四、一五三	四、五三三	五、三六〇	五、六六九	五、八七三	四、八〇三	五、七〇八	三、九六七	五五、〇六二	四、五八八
計	三、八四二	一三、七四四	二〇、八二五	一九、六四四	一八、八七七	一七、一六四	一七、五二	一八、四二	一九、五三三	一八、〇〇七	一七、〇八七	一四、一四一	二〇七、四一七	一七、二八四

第十表(其一) 調査地域別失業者及有業者並ニ失業率(大正十四年十月一日)

給料生活者	總數	失業者	有業者	失業率	總數	失業者	有業者	失業率	總數	失業者	有業者	失業率
勞働者	六五、三一	一九、三九六	五五、九三五	三・二五	一、五三三、四三三	四六、二七八	一、四八七、一五	三・〇二	二〇六、二五二	三九、九三八	一六、三三	一九・三六
日傭勞働者	總數	失業者	有業者	失業率	總數	失業者	有業者	失業率	總數	失業者	有業者	失業率
	六五、三一	一九、三九六	五五、九三五	三・二五	一、五三三、四三三	四六、二七八	一、四八七、一五	三・〇二	二〇六、二五二	三九、九三八	一六、三三	一九・三六

市	(町)	四六八、一七四	一三、六四四	四五四、五三〇	二・九一	一、一五五、七八五	三四、〇四一	一、三二、七四二	二・九五	一四一、三三四	二六、四六六	一三、八三六	二〇・一六
其 附 近		一四七、一五七	五、七五二	一四一、四〇五	三・九一	三七七、六八八	一三、三三五	三六五、四三三	三・三四	六四、九二七	一、三三三	五三、四七五	一七・六四
札幌市及其附近		一〇、七三三	四七二	一〇、二四一	四・五六	一四、七六二	三三	一四、四九九	二・二二	三、二一六	一三七	三、九七九	四・四〇
東京市及其附近		一四三、四三四	七、九〇四	一三三、五三〇	三・三五	四九四、七八八	一四、三三三	四八〇、四六五	二・八九	八三、六三三	一六、八九〇	六六、七四三	二〇・二〇
京都市及其附近		二四、八二六	六四八	三四、一六八	一・八六	九〇、九九九	一、〇九九	八九、八三〇	一・二二	八、四二二	一、二九一	七、二二二	一五・三五
大阪市及其附近		一三九、二〇二	三、五九九	一二五、六四三	二・七五	三三三、四八一	一〇、六九九	三三三、六六二	三・〇九	三三、五二八	四、三〇四	二八、三四四	一三・九三
堺市及其附近		五、六七四	一五四	五、五三〇	二・七一	二二、九二二	四九九	二二、四五二	二・二四	一、四八二	二四六	一、二二六	一六・六〇
横濱市及其附近		二四、八二二	一、〇八二	二二、七三九	四・三六	六〇、二二九	四、五二五	五五、六四四	七・五一	一一、六二七	三、四七七	八、一八〇	二九・六五
横須賀市及其附近		三、七六五	二四四	三、六二二	三・八二	一六、九〇三	七三三	一六、一八一	四・二八	二、七八八	八九一	一、八九七	三一・九六
神戸市及其附近		四三、三三二	一、五六六	四一、七四五	三・六六	一〇二、八三三	三、四〇三	九九、四三〇	三・三一	一一、五九三	三、二二七	八、四六六	二六・九七
尼崎市及其附近		三、三六二	一〇八	三、二五四	三・二二	二二、一五〇	四七七	二〇、六七三	二・二六	一、三三四	一八四	一、〇八〇	一四・五六
長崎市及其附近		九、三四四	四〇八	八、八二六	四・四二	二四、五二七	一、四一七	三三、一〇〇	五・七八	四、〇四六	九三七	三、二〇九	二二・一六
佐世保市及其附近		三、七四七	三二七	三、五三〇	五・七九	一四、五〇三	七九九	一三、七〇九	五・四七	二、一五七	六四一	一、五二六	二九・七二
名古屋市及其附近		三三、六七四	六八四	三四、九九〇	一・九二	一〇九、二四二	一、六七七	一〇七、五五五	一・五四	一一、七五八	二、六〇二	九、一五六	三三、一三
濱松市及其附近		四、三七〇	一一〇	四、二六〇	二・五三	一六、五五〇	一六五	一六、三八五	一・〇〇	一、六三五	九二	一、五三三	五・六三
仙臺市及其附近		九、一六八	三九一	八、七七七	四・二六	一一、〇六九	二八五	一一、七八四	二・三六	三、七八四	七五八	三、〇二六	二〇・〇三
金澤市及其附近		七、七七三	三三六	七、五四七	二・九二	一四、六二〇	一七四	一四、四三六	一・一九	二、七七〇	二八二	二、六八八	三・九六
岡山市及其附近		七、〇三六	三三〇	六、八〇八	三・三三	一五、二六〇	三七六	一四、八八四	二・四六	一、九五三	七九〇	一、一六三	四・四五
廣島市及其附近		一一、一五五	四七七	一一、六三六	三・九四	一三、三三三	一、二二六	一三、一九六	四・八三	四、四一五	五九四	三、八二二	一三・四五
吳市及其附近		四、二六八	二二七	四、〇五一	五・〇八	二七、八〇八	一、四七八	二六、三三〇	五・三三	二、四三七	六三〇	一、八〇七	二五・八五
和歌山市及其附近		五、一六六	一四〇	四、九七六	二・七四	二二、二四六	三六三	二二、八八三	一・五六	二、一七五	二三八	一、九三七	一〇・九四
門 司 市		五、八八五	二〇七	五、六七八	三・五三	一三、三六四	七三九	一二、六三三	五・四五	一、九〇七	四四三	一、四六四	二二・三三
八幡市及其附近		四、八九六	二五五	四、六四一	五・二二	三二、八九二	七六九	三二、一二三	二・四二	六、一八六	一、四〇四	四、七八二	三三・七〇
夕 張 町		一、七二五	一〇	一、七〇五	〇・五六	一一、一三二	〇五	一〇、一〇三	〇・四四	三三〇	一〇	〇一〇	一・五九

足尾町及其附近	一、四六六	三	一、四四四	一、五〇〇	六、七八六	一〇四	六、六八二	一、五三三	六七七	七四	六〇三	一〇・九三
大牟田市及其附近	三、七五九	一三	三、六三三	三、六三二	三、二二五	八三二	二、三八四	三、七四	三、二八八	三六	三、〇三二	六・八七

第十表(其二) 産業別失業者數

總數	總數		給料生活者		勞働者					
	實數	百分率	調查實數	失業者數	百分率	失業者數	百分率			
總數	五、六三三	100	六五、三三〇	一九、三九六	100	二、二五	一、五三三、四一六	四六、二六七	100	二、〇三
農	四八五	〇・七	九四三	七四	〇・四	七・八六	一〇、三九四	四一	〇・九	三・九五
水産	一三七	〇・二	二八一	三三	〇・二	一・二一〇	一、三七四	一〇三	〇・二	七・五〇
鑛業	七六九	一・二	四、四三九	二三〇	一・二	五・一九	二七、五五九	五三九	一・二	一・九六
工業	三、六三〇	五・二	一〇六、二九九	四、二四一	二・八	三・九九	八八三、三六四	二九、三八九	六三・五	三・三三
商業	一三、三三三	一八・六	二四、一七二	六、六五三	三・三	二・七四	一九四、四四七	五、五八一	二・一	二・八七
交通業	九、〇八一	一三・八	六、八四六	二、五九六	一・三・四	三・八八	一五九、一三二	六、四八五	一四・〇	四・〇八
公務自由業	八、〇五七	一三・三	一九〇、〇三〇	五、四六九	二・八・二	二・八八	七九、六六三	二、五八八	五・六	三・二五
其他ノ有業者	六三二	一・〇	一、二三四	六二	〇・三	五・〇二	一〇、四七八	五九〇	一・三	五・六三
家事使用人	六二九	一・〇	二、〇九七	三八	〇・二	一・八一	一六七、〇二六	五八一	一・二	〇・三五

第十表(其三) 職業別日傭勞働者失業者數

總數	調查日傭勞働者	失業者	失業率
總數	106,251	39,936	19.36
農業勞働者	1,064	299	28.03
庭師	6,627	1,255	19.09
草刈	139	55	25.90
セメント工	66	33	34.85

鍛冶	鑄物	鑄物	鋸葉	鐵葉	研材	製材	木挽	木具	建具	桶樽	塗物	塗具	表具	疊縫	裁縫	履物	厨夫	厨女	大工	木工	木工	土工	左官	コンクリート	石工	瓦煉	瓦根	屋根	瓦根		
職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	職	中	中	工	工	工	官	工	工	職	職	職	職	職	職	
二〇六一	一七九	一一三	一、七四三	四	三三	一、七四五	一、五七七	三三	二七六	一一三	九三	四一五	二五九	七五九	四、七五四	四、七五四	一八〇	二八	三	七六	一九	三六	一八〇	四、九四五	五、三九一	一、三三三	四	六一九	五〇五	三六五	二、〇八八
一七・三一	一六・三〇	一八・七五	一三・五七	一七・六五	二四・九八	三三・〇〇	九・一九	一五・〇二	一三・七七	一六・八一	八・三三	二・五一	一〇・八一	三三・七三	一一・〇五	一一・一八	三三・〇九	一三・三七	一九・二一	一三・六五	一〇・六七	二四・〇四	三三・三六	二七・三二	二七・三二	二七・三二	二七・三二	二七・三二	二七・三二	二七・三二	二七・三二

鐵	井	ベ	家	装	遊	浴	工	人	車	船	運	仲	看	撤	衛	人	雜	其
筋	戸	ン	洗	飾	藝	場		力			搬		病	水	生	夫		の
掘	掘	キ				履		車							除	手		他
工	職	職	職	職	人	人	夫	夫	力	夫	夫	仕	人	夫	夫	傳	役	
三七	八四八	一、五二〇	二〇〇	九	二八〇	一七六	四二七	五九五	三、七五〇	九九一	三、一九六	二、八五三	一、九六九	一九六	一、〇三〇	五八、三三九	五、〇八九	六、三九二
三三	二〇九	二三三	二九	一一	三〇	八八	一一〇	三五	八三五	二二七	七四	三、一〇四	三〇三	三〇	一五三	二二、九二五	九八〇	一、二三三
六・七三	二四・六五	一四・七七	一四・五〇	一三・九二	一〇・七一	四九・四四	二五・二六	五・八八	三三・二七	三三・九一	二四・三三	二七・〇二	一五・三九	一五・三三	一四・九〇	二二・二六	一九・二六	一九・一三

第十一表(其一) 昭和二年東京勞働賃銀指數月別表(東京商業會議所調)

機械工業(五種)	染織工業(七種)	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
一三三・一	九六・六	一三三・三	九六・二	一五四・二	九六・七	一三三・六	九七・七	一三九・二	一三六・四	一三三・〇	一三三・五	一三〇・一	一二六・五	一二四・五
一三三・一	九六・六	一三三・三	九六・二	一五四・二	九六・七	一三三・六	九七・七	一三九・二	一三六・四	一三三・〇	一三三・五	一三〇・一	一二六・五	一二四・五

計 一七 一〇五 二、四七 二、五六八 一四 二九 四七 三三七 四一七 三、〇〇八

第十四表(其二) 工場法第六條ニ依リ夜間作業ヲ行フ工場ニ於ケル職工數(大正十四年第十回工場監督年報に據る)

工場種別	男					女					合計
	未滿十四歲	未滿十五歲	未滿十六歲	以十六歲上	計	未滿十四歲	未滿十五歲	未滿十六歲	以十六歲上	計	
染織工場	二〇五	七三三	三、一三三	三、三三三	六、四〇三	一七、九二〇	二六、六五〇	三、四八九	一、六七、五六八	二四七、六二七	三三四、〇八〇
機械器具工場	—	—	—	一〇	一、三六九	四	三三	四七	三六三	四三七	一、八二六
化學工場	四	九〇	二〇八	一四、三〇一	一四、六〇三	五	一八三	二七三	二、六五五	三、一六七	二七、八二〇
飲食物工場	—	—	九	一、二五六	一、二六七	—	四	七	六八	七九	一、三四六
雜工工場	—	五	三三	九七四	四八七	四	三〇	一五	三六三	五三二	一、五二四
特別工場	—	—	三	四八四	四八七	—	—	—	七	七	五六五
計	二四九	八八八	三、三六五	八〇、七九	八五、三三一	一七、九七七	二六、八九〇	三五、九三〇	一七、一三三	二五、九二〇	三三七、一四一

第十五表(其一) 業態別工場災害者數累年表(第十回工場監督年報に據る)

工場種別	大正十年		大正十一年		大正十二年		大正十三年		大正十四年	
	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡	總數	死亡
染織工場	七、〇四〇	六〇	八、五九二	四	八、八九〇	四六	八、七二六	四三	九、五八五	六二
機械器具工場	一六、五五	七	一三、八五六	四	一三、七三六	一六	一三、三五四	五	一一、七三五	四〇
化學工場	五、八〇五	七	五、七八五	四	六、四二九	七	六、六二七	四〇	四、七六九	四八
飲食物工場	四六	二	五八〇	八	八三九	三	一、一四八	八	一、〇九五	八
雜工工場	八八	二	一、二四八	二〇	一、三四四	七	一、六〇六	一七	一、〇三三	一五
特別工場	一、三三三	九	一、二三三	九	一、三三六	四	八八〇	一〇	八七七	九
計	三、九六六	一〇七	三、三三四	三九	三、三四六	七七〇	三、三三一	一七三	二九、一四三	一八一

第一部統計表

第十五表(其二) 業態別工場災害者數(同前)

業態	死亡		負傷		計	
	男	女	男	女	男	女
染織工場	27	24	578	376	954	955
機械及器具工場	40	1	1,583	133	1,716	1,735
化學工場	46	2	4,433	289	4,722	4,769
飲食物工場	8	1	975	133	1,108	1,055
雜工場	14	1	977	90	1,067	1,033
特別工場	9	1	850	88	938	877
合計	144	77	24,575	4,387	28,962	28,143

備考 1. 本表ハ職工五十人以上ヲ使用スル工場ニ付調査セリ

2. 負傷トハ三日以上醫療ヲ受ケ休業シタルモノ及其ノ見込ノモノヲ謂フ

第十五表(其三) 病傷者業務別數(同前)

業務別	染織工場		機械及器具工場		化學工場		飲食物工場		雜工場		特別工場		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
疾病	16,835	17,121	14,136	1,276	4,555	1,654	759	333	1,807	844	477	40	36,568	14,136
創傷	3,955	3,599	6,499	49	2,150	66	135	1	236	20	333	3	12,887	3,660
火傷	27	14	87	9	26	7	8	1	9	1	6	1	1,403	161
腐蝕傷	3	6	19	1	6	1	1	1	1	1	1	1	9	9
骨折	17	110	75	4	19	2	9	1	10	1	50	1	1,150	17
其他	1,285	1,377	2,631	33	1,133	40	30	5	80	3	74	5	5,233	1,431
計	5,466	5,178	10,701	48	3,955	177	1,212	7	355	24	353	8	20,782	5,466

合 計 三、三八一四、三三九 二四、八四〇 一、二七〇 八、二五〇 一、七七一 四六一 三三〇 二、二五二 九〇八 八六九 四 五九、三七〇 一四六、六六六

備計 1. 本表ハ職工五百人以上ヲ使用スル工場ニ付調査セルモノナリ

2. 負傷及疾病トハ三日以上醫療ヲ受ケ休業シタル者及其ノ見込ノモノヲ謂フ

第十五表(其四) 病傷者種類別結末調(同前)

疾	男		女	
	治療者	死亡者	治療者	死亡者
創傷	三、四三三	三三	三、八八八	五七〇
火傷	一、三五五	二	一、六六	一
腐蝕傷	九七	一	九	一
骨折	四、九七一	三	一、三六一	一
其他	一九、八三二	四〇	五、二五六	一
計	五、五〇六	四一	一六、一〇四	五七二
合 計	一、三六	一、〇七	四、四九九	三、五三三

備考 本表ハ職工五百人以上ヲ使用スル工場ニ付調査セリ

未治の爲翌年に繰越すべきもの

第十五表(其五) 工場災害ニ依ル死傷者原因別責任別調(自大正十五年七月一日至昭和二年六月三十日)

設備ノ缺陷ニ基クモノ	被害労働者ノ過失		同僚	其他	其ノ不可不
	豫防設備ノ取外シ又ハ使用ノ不備	豫防設備ノ不備			
セツトスクリ	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
ユキキボ	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
トナツト等	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
突出物ノタメ	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
其ノ他	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
計	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

備考 本表ハ職工五百人以上ヲ使用スル工場ニ付調査セリ

リ依 = 力動及置裝導傳力動

日本労働年鑑

ル - ロ					ヤ - ギ		ト フ ヤ シ			- リ - プ 及 プ - ロ ハ 又 ト						
其 ノ 他	製 紙	業 他	織染		ゴ ム 練	共 ノ 他	注 油、 検査、 修繕ノ 際	共 ノ 他	ベルト 掛ケ外 シノ 際	注 油 ノ 際	運 轉中 ノ 掃 除 檢 査 修 繕 ノ 際	共 ノ 他	不 時 ノ 運 轉	遷 帶 ノ 際	掛 ケ 外 シ ノ 際	注 油 ノ 際
			共	仕 上 カ レ ン ダ ー												
四	二	一	一	一	一	一	三	五〇	四〇	五	三〇	三〇	一	三	元	八
三	三	三	三	三	七	七	〇	三	九	三〇	二	三〇	一	三	四	八
七	六	〇	四	一	二	二	七	三	五	一	七	二	一	一	七	三〇
三	一	三	一	六	一	三	六	一	一	一	一	元	二	三	三	一
二	四	九	二	五	二	二	四	五	八	三	二	二	三	四	七	元
六	一	六	一	一	一	五	七	一	一	一	一	二	一	一	二	一
三	二	六	一	一	一	二	五	九	三	一	一	二	一	一	九	一
二	五	八	二	〇	三	三	六	八	六	七	五	七	四	四	二	三
九	四	九	四	一	一	三	七	一	一	一	一	三	一	一	五	一
一〇	四	四	六	四	三	三	二	四	四	四	五	六	八	七	六	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	二	一
一	二	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	四	一	一	三	一
四	一	一	三	五	八	七	二	二	七	三	二	三	九	九	三	四

10K

第十六表(其二) 鑛山種別變災死傷人員數(昭和元年)

種別	坑内		坑外		計	重傷		輕傷		合計
	男	女	男	女		男	女	男	女	
金屬山	70	1	55	4	70	177	831	237	37	907
石炭山	66	9	33	6	66	584	1,588	3,100	2,008	3,855
石油山	6	1	6	1	6	114	501	11	3	333
其他非金屬山	4	1	1	1	4	1	120	3	3	126
通計	146	12	95	12	146	877	2,011	3,211	2,011	5,222

第十六表(其三) 鑛山死傷病者累年表

種別	年次	實數		百分率	
		死亡者	解雇者	死亡者	解雇者
金屬山	大正十二年	221	249	0.503	0.593
	大正十三年	210	236	0.546	0.619
	大正十四年	224	233	0.531	0.539
	昭和元年	224	276	0.531	0.668

第十七表(其一) 昭和二年主要日用品卸賣物價各都市比較(商工省統計課調)

品名	時期	合 計					其他山			石油山			石炭山							
		大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	大正十二年	大正十三年	大正十四年				
上 米	七月	一、八七三	二、〇〇七	一、七七八	一、六七〇	一、八四六	一、七三三	一、六二二	二、九、五二〇	二、六、九八〇	二、六、九三三	二、五、三三〇	〇、五、六三三	〇、五、五五五	〇、五、五五五	〇、五、五五五	八、八七八	〇、五、五五五	九、〇、三〇一	八、八七八
上 石	十二月	一、八七三	二、〇〇七	一、七七八	一、六七〇	一、八四六	一、七三三	一、六二二	二、九、五二〇	二、六、九八〇	二、六、九三三	二、五、三三〇	〇、五、六三三	〇、五、五五五	〇、五、五五五	〇、五、五五五	〇、五、五五五	〇、五、五五五	九、〇、三〇一	八、八七八
味 噌	七月	一、八七三	二、〇〇七	一、七七八	一、六七〇	一、八四六	一、七三三	一、六二二	二、九、五二〇	二、六、九八〇	二、六、九三三	二、五、三三〇	〇、五、六三三	〇、五、五五五	〇、五、五五五	〇、五、五五五	〇、五、五五五	〇、五、五五五	九、〇、三〇一	八、八七八
味 噌	十二月	一、八七三	二、〇〇七	一、七七八	一、六七〇	一、八四六	一、七三三	一、六二二	二、九、五二〇	二、六、九八〇	二、六、九三三	二、五、三三〇	〇、五、六三三	〇、五、五五五	〇、五、五五五	〇、五、五五五	〇、五、五五五	〇、五、五五五	九、〇、三〇一	八、八七八
東京市		一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一	一、七四一
大阪市		一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五	一、五四五
神戸市		二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七	二、六、六七
京都市		〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三	〇、五、八三
名古屋市		〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八	〇、七、七八
横浜市		〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九	〇、五、五九
十三都市平均		一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三	一、〇、〇、五三

品名	昭和二年	大正十五年	大正十四年	同十三年	同十二年	同十一年	同十年	同九年	同八年	同七年
醬油 (一樽)	五・四六	三・五六	三・五六	五・四〇	三・一五	四・一〇	五・七〇	四・六一	四・七二	五・〇一
白糖 (百斤)	三・八七	二・四〇	二・四〇	三・八六	二・四二	二・三八	二・三八	二・四二	二・四二	二・四二
牛肉 (十貫)	五・〇〇	四・八〇	四・八〇	四・八〇	四・四三	三・七〇	五・二八	四・七五	四・六〇	四・六〇
清酒 (一石)	二・六六	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	一・五〇	七・五〇	九・五〇	三・三〇	三・五〇	三・五〇
木炭 (十貫)	三・三六	二・五二	二・五二	二・五二	二・七三	二・八一	三・四七	四・五〇	二・八四	二・八四
晒木綿 (一反)	五・五一	三・四三	三・四三	三・四三	三・六六	三・六二	三・五一	三・五一	三・六八	三・六八

第十七表(其二) 東京物價總平均十箇年對照表(日本銀行調查局調)

月	昭和二年	大正十五年	大正十四年	同十三年	同十二年	同十一年	同十年	同九年	同八年	同七年
一月	二三四	二四四	二八三	二七九	二四三	二七一	二六二	二九八	二七七	二三四
二月	二三七	二四九	二七八	二七五	二五三	二六九	二五七	四一四	二七五	二三三
三月	二三七	二四九	二七〇	二七二	二五九	二六五	二五三	四一五	二七五	二三八
四月	二三五	二四九	二七〇	二七三	二五九	二六一	二五一	三九七	二七五	二四三
五月	二三六	二三五	二六四	二七一	二六三	二五七	二五二	三九九	二七八	二四二
六月	二三七	二三五	二六四	二七四	二六一	二六一	二五一	三九七	二九五	二四二
七月	二三五	二四六	二六二	二六八	二四四	二六六	二五九	三九六	二九三	二四三
八月	二二三	二四四	二六五	二六五	二五二	二六八	二六三	三九一	三三四	二二七
九月	二三四	二四三	二六二	二七一	二七八	二五五	二五三	三〇四	三三三	二四四

十月	二五	二〇	二五	二二	二〇	二五	二九	二八	二六	二八
十一月	二三	二七	二六	二四	二八	二八	二八	二九	二八	二九
十二月	二三	二四	二六	二二	二九	二四	二七	二七	二七	二七
平均	二三	二七	二六	二二	二八	二五	二七	二七	二七	二七

第十七表(其三)

昭和二年東京主要商品指數表(日本銀行調查局調)

一月	二六	二六	二六	二〇	二〇	二六	二六	二六	二六	二六
二月	二六	二六	二六	二〇	二〇	二六	二六	二六	二六	二六
三月	二六	二六	二六	二〇	二〇	二六	二六	二六	二六	二六
四月	二六	二六	二六	二〇	二〇	二六	二六	二六	二六	二六
五月	二六	二六	二六	二〇	二〇	二六	二六	二六	二六	二六
六月	二六	二六	二六	二〇	二〇	二六	二六	二六	二六	二六
七月	二六	二六	二六	二〇	二〇	二六	二六	二六	二六	二六
八月	二六	二六	二六	二〇	二〇	二六	二六	二六	二六	二六
九月	二六	二六	二六	二〇	二〇	二六	二六	二六	二六	二六
十月	二六	二六	二六	二〇	二〇	二六	二六	二六	二六	二六
十一月	二六	二六	二六	二〇	二〇	二六	二六	二六	二六	二六
十二月	二六	二六	二六	二〇	二〇	二六	二六	二六	二六	二六

第十七表(其四)

昭和二年月別東京市小賣物價指數表(日本銀行調查局調)

(1)

食料品	二七	二五	二七	二六	二七	二三	二〇	二五	二〇	二〇
一月	二七	二五	二七	二六	二七	二三	二〇	二五	二〇	二〇
二月	二七	二五	二七	二六	二七	二三	二〇	二五	二〇	二〇
三月	二七	二五	二七	二六	二七	二三	二〇	二五	二〇	二〇
四月	二七	二五	二七	二六	二七	二三	二〇	二五	二〇	二〇
五月	二七	二五	二七	二六	二七	二三	二〇	二五	二〇	二〇
六月	二七	二五	二七	二六	二七	二三	二〇	二五	二〇	二〇
七月	二七	二五	二七	二六	二七	二三	二〇	二五	二〇	二〇
八月	二七	二五	二七	二六	二七	二三	二〇	二五	二〇	二〇
九月	二七	二五	二七	二六	二七	二三	二〇	二五	二〇	二〇
十月	二七	二五	二七	二六	二七	二三	二〇	二五	二〇	二〇
十一月	二七	二五	二七	二六	二七	二三	二〇	二五	二〇	二〇
十二月	二七	二五	二七	二六	二七	二三	二〇	二五	二〇	二〇

第十七表(其五) 昭和二年各月大坂市内日用品普通小賣價格及指數(大坂商業會議所調查)

品名	價格(厘)	日期													
		一月十八日	二月十六日	三月十六日	四月十六日	五月十六日	六月十六日	七月十六日	八月十六日	九月十六日	十月十八日	十一月十六日	十二月十六日		
白米一庇(内地土白)	指 數	三〇〇	三〇五	三〇五	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇五	二八五	二六五
平麥一庇(厚平)	指 價	一七五	一八五	一八五	一八五	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇
砂糖一庇(SR 溫上)	指 價	四八〇	四七五	四七五	四七五	四六〇	四六〇	四六〇	四六〇	四六〇	四六〇	四六〇	四六〇	四六〇	四七〇
味噌百匁(上赤)	指 價	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
清酒一升瓶(白鶴)	指 價	一八〇〇	一八五〇	一八五〇	一八五〇	一八五〇	一八五〇	一八五〇	一八五〇	一八五〇	一八五〇	一八五〇	一八五〇	一八五〇	一八五〇
醬油一升(小豆島)	指 價	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇
鷄卵百匁(養地玉)	指 價	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
澤庵百匁(伊勢)	指 價	五四〇	五二〇	四三〇	五〇〇	四六〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	四九〇	五〇〇
牛肉百匁(ロース)	指 價	一四	一〇	九	一六	九	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一六
雞肉百匁(上等)	指 價	七〇	六五	六五	六五	六五	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
木炭一貫匁(土佐雜小丸)	指 價	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一三〇〇

第一部 統計表

巴里 六三五 六四五 六五〇 六五〇 六四二 六三六 六三三 六三一 六三一 六〇〇 六〇七 六一七

第十八表(其一) 郵便貯金状態累月表(郵便爲替事業概況に據る)

大正十五年 昭和二年中	新規人員(人)	金額(圓)	全拂人員(人)	金額(圓)	月末現在	
					人	金額(圓)
同	三三二、五九九	八四、一〇六、五五五	三三、三三〇	七八、四五五、八二一	三三、四〇六、四五二	一、一六二、〇六五、七七九
一月	三三六、九〇九	七〇、三三八、五二五	二八四、五七五	六八、七八五、五六二	三三、四六八、七八五	一、一六三、五九八、七三三
二月	三五八、〇三五	九五、〇三二、二九八	三三一、六七八	七五、八二九、九八六	三三、四九五、二三三	一、一八三、八〇〇、〇〇四
三月	四四四、九〇四	一八八、五二九、二二二	三五四、五九四	八三、七七二、〇三九	三三、五八五、四四二	一、二八七、五四七、〇八七
四月	七三六、八三三	三〇〇、七三七、九三五	二五九、一八五	一二八、三六六、七六三	三三、〇五三、〇七九	一、四九一、九一八、二五九
五月	四四六、六三九	一一〇、五五五、二四一	三三一、九三六	九八、九三〇、八八六	三三、一六七、五八〇	一、四七〇、五五二、六一四
六月	三六五、三三三	一一四、七八五、九二七	一九一、三七八	八六、三〇三、一一〇	三三、三四一、五三三	一、四九九、〇三三、四三一
七月	二九〇、二九六	九五、七三三、〇三七	一九五、二九七	九四、九三三、七〇六	三三、四三六、五三四	一、四九九、八〇四、七三三
八月	三四四、八八七	九七、三七八、九八八	二二六、〇七九	八三、三三〇、三〇〇	三三、五六五、三三三	一、五三三、九六三、四五〇
九月	四六九、六〇六	一〇五、九三三、八八五	二二七、一四四	九五、二〇四、〇六七	三三、八〇七、七九四	一、五三四、六九五、二六八
十月	三八一、七七六	九七、二五五、三三〇	二二八、三三三	九六、一五七、八〇五	三三、九六一、二三八	一、五三三、七九二、七九三
十一月	三三三、二六五	一〇四、四七九、三三〇	二五六、二三三	一〇七、二四四、三三七	三四、〇三八、二七〇	一、五三三、〇三七、八〇六
十二月						

第十八表(其二) 昭和元年末郵便貯金預入人員及金額職業別(昭和元年貯金局統計年報に據る)

業	人		金額		一人當金額(圓)	
	實數	百分率	實數(圓)	百分率	昭和元年	大正十四年
農	二、三九九、二四三	三三	三七七、九八二、六二三	三三	三三・二四六	三三・五〇三

商業	三、三六三、五九一	10	一七、六三三、五七三	15	五二、〇三六	五二、〇三六
工業	一、五六〇、一三七	五	六三、六三三、七一〇	五	四〇、七八七	四一、一〇一
雑業	一、〇八五、一〇一	三	六四、〇一六、八三六	六	五八、九九六	五九、四三〇
諸業者被雇職工及一般使役人	二、四三七、〇五八	八	七三、五九六、五三二	六	二九、九二一	三〇、一四一
官吏軍人	二、四二七、七二二	七	一〇五、一〇四、一七四	九	四三、四七三	四三、八〇二
學校生徒徒	五、九〇九、五六九	一八	八〇、二七〇、六五七	七	一三、五八三	一三、六八八
漁獵業及船夫	五三六、九二一	二	二六、九三四、九〇四	二	五〇、二六六	五〇、五五二
無職業	一、一六二、七七一	四	五八、八四一、九三六	五	四八、八八五	四九、二六一
社寺其他團體	二五八、七八七	一	三七、七三三、〇八五	三	一四、五八〇	一四、六九三
職業未詳	二、一三六、六八八	七	一〇四、二一〇、二二四	九	四八、七七三	四九、一四七
合計	三三、三七、五六八	100	一、一六〇、九八七、二三四	100	三六、〇三五	三六、三〇三

備考 家族ニテ職業ヲ有セサルモノハ其ノ家内ニテ重ニ生業ヲ營ムモノノ職業中ニ算入セリ

雑業中ニハ商工業以外ノ生業ヲ營ムモノ即神官、僧侶、辯護士、醫師、著述家、新聞記者、音樂師等ヲ算入セリ

諸業者ノ被雇職工及一般使役人トハ農、商、工、官吏、軍人又ハ雜業者ニ備ハルルモノ即丁稚、日傭稼、婢僕、馬丁其他

一般ノ使役ヲ受クルモノヲ總稱ス

無職業中ニハ其職業ヲ明言スルコトヲ嫌忌スルモノヲモ包含ス

本統計ハ「ベルヌーイ」ノ定理ニ基キ大正七年度末現在高ノ十分ノ一ニ就キ調査推算セル比率ヲ以テ按分算出シタルモノ

ナリ

第十九表 職工貯金調(官設工場所管別貯金調)(大正十四年第十回工場監督年報に據る)

内閣	工場數	職工數	郵便貯金	銀行貯金	工場貯金	合計
内務省	二	一、九八九	一円	九七、八七四	一円	九七、八八四
内務省	二	三四	二、一七三	一	一	二、一七三
大藏省	四三	二六、三三九	九二〇、九一八	一五三、二二六	一	一、〇七四、〇四四

第二十表(其一) 耕地段別(第三次農林省統計に據る)

省	自作		小作		計	百分率					
	田	畑	田	畑		自作	小作	自作	小作		
陸軍省	二六	一、四九、三八五・七町	一、七五三、六七三・五町	一、五四七、四四二・二町	一、二〇三、三七四・九町	二、九九六、八二六・九町	二、九五六、〇四八・四町	四八・三六	五一・六四	五九・三三	四〇・六七
海軍省	八一	一、四三三、二九八・六	一、七九五、五六六・六	一、五四八、五二五・二	一、二八八、七二七・三	三、〇〇三、八三三・八	三、〇〇三、二八三・九	四八・四三	五一・五七	五九・三七	四〇・六三
農林省	一	一、四六五、一一三・三	一、八一四、三〇三・四	一、五五六、七六六・五	一、二三五、七〇五・三	二、〇二二、八七九・八	三、〇五〇、〇〇八・七	四八・四八	五一・七三	五九・四九	四〇・五一
商工省	一	一、四六四、七六四・七	一、八〇四、八四九・七	一、五六九、二〇九・七	一、二四五、四五二・三	三、〇三三、九七四・四	三、〇五〇、三〇二・〇	四八・二八	五一・七二	五九・一七	四〇・八三
鐵道省	一	一、四三三、二九三・五	一、八〇三、三六六・五	一、五七一、六二七・九	一、二四九、六六九・一	三、〇四四、八九〇・四	三、〇五二、〇二五・六	四八・三八	五一・三三	五九・〇七	四〇・九三
計	三三二	一、四七一、〇九七・〇	一、七九四、七三三・四	一、五七八、九五七・二	一、二四五、六〇七・八	三、〇五〇、〇五四・二	三、〇四〇、三〇四・二	四八・三三	五一・七七	五九・〇三	四〇・九七
陸軍省	二六	一、四八一、九九九・五	一、七四九、〇〇七・四	一、五六四、五二九・二	一、二三三、四九五・九	三、〇六六、五二八・七	二、九七二、五〇三・三	四八・三三	五一・六七	五八・八四	四一・一六
海軍省	八一	一、四六六、八〇六・五	一、七八二、六二七・六	一、五六五、九〇八・七	一、二一九、八三二・一	三、〇八二、七五二・二	二、九八二、四九七・七	四八・五五	五一・四五	五九・七七	四〇・二三
農林省	一	一、四九六、八〇六・五	一、七八二、六二七・六	一、五六五、九〇八・七	一、二一九、八三二・一	三、〇八二、七五二・二	二、九八二、四九七・七	四八・五五	五一・四五	五九・七七	四〇・二三
商工省	一	一、四三三、二九三・五	一、八一四、三〇三・四	一、五五六、七六六・五	一、二三五、七〇五・三	二、〇二二、八七九・八	三、〇五〇、〇〇八・七	四八・四八	五一・七三	五九・四九	四〇・五一
鐵道省	一	一、四三三、二九三・五	一、八一四、三〇三・四	一、五五六、七六六・五	一、二三五、七〇五・三	二、〇二二、八七九・八	三、〇五〇、〇〇八・七	四八・四八	五一・七三	五九・四九	四〇・五一
計	三三二	一、四七一、〇九七・〇	一、七九四、七三三・四	一、五七八、九五七・二	一、二四五、六〇七・八	三、〇五〇、〇五四・二	三、〇四〇、三〇四・二	四八・三三	五一・七七	五九・〇三	四〇・九七
陸軍省	二六	一、四八一、九九九・五	一、七四九、〇〇七・四	一、五六四、五二九・二	一、二三三、四九五・九	三、〇六六、五二八・七	二、九七二、五〇三・三	四八・三三	五一・六七	五八・八四	四一・一六
海軍省	八一	一、四六六、八〇六・五	一、七八二、六二七・六	一、五六五、九〇八・七	一、二一九、八三二・一	三、〇八二、七五二・二	二、九八二、四九七・七	四八・五五	五一・四五	五九・七七	四〇・二三
農林省	一	一、四九六、八〇六・五	一、七八二、六二七・六	一、五六五、九〇八・七	一、二一九、八三二・一	三、〇八二、七五二・二	二、九八二、四九七・七	四八・五五	五一・四五	五九・七七	四〇・二三
商工省	一	一、四三三、二九三・五	一、八一四、三〇三・四	一、五五六、七六六・五	一、二三五、七〇五・三	二、〇二二、八七九・八	三、〇五〇、〇〇八・七	四八・四八	五一・七三	五九・四九	四〇・五一
鐵道省	一	一、四三三、二九三・五	一、八一四、三〇三・四	一、五五六、七六六・五	一、二三五、七〇五・三	二、〇二二、八七九・八	三、〇五〇、〇〇八・七	四八・四八	五一・七三	五九・四九	四〇・五一
計	三三二	一、四七一、〇九七・〇	一、七九四、七三三・四	一、五七八、九五七・二	一、二四五、六〇七・八	三、〇五〇、〇五四・二	三、〇四〇、三〇四・二	四八・三三	五一・七七	五九・〇三	四〇・九七
陸軍省	二六	一、四八一、九九九・五	一、七四九、〇〇七・四	一、五六四、五二九・二	一、二三三、四九五・九	三、〇六六、五二八・七	二、九七二、五〇三・三	四八・三三	五一・六七	五八・八四	四一・一六
海軍省	八一	一、四六六、八〇六・五	一、七八二、六二七・六	一、五六五、九〇八・七	一、二一九、八三二・一	三、〇八二、七五二・二	二、九八二、四九七・七	四八・五五	五一・四五	五九・七七	四〇・二三
農林省	一	一、四九六、八〇六・五	一、七八二、六二七・六	一、五六五、九〇八・七	一、二一九、八三二・一	三、〇八二、七五二・二	二、九八二、四九七・七	四八・五五	五一・四五	五九・七七	四〇・二三
商工省	一	一、四三三、二九三・五	一、八一四、三〇三・四	一、五五六、七六六・五	一、二三五、七〇五・三	二、〇二二、八七九・八	三、〇五〇、〇〇八・七	四八・四八	五一・七三	五九・四九	四〇・五一
鐵道省	一	一、四三三、二九三・五	一、八一四、三〇三・四	一、五五六、七六六・五	一、二三五、七〇五・三	二、〇二二、八七九・八	三、〇五〇、〇〇八・七	四八・四八	五一・七三	五九・四九	四〇・五一
計	三三二	一、四七一、〇九七・〇	一、七九四、七三三・四	一、五七八、九五七・二	一、二四五、六〇七・八	三、〇五〇、〇五四・二	三、〇四〇、三〇四・二	四八・三三	五一・七七	五九・〇三	四〇・九七

備考 大正十二年以前は沖繩縣の分を含まず

第二十表(其二) 農家戸數(出所同前)

(1) 自小作別農家戸數

年次	耕地耕作別農家戸數					計	百分比			
	五段未滿	一段以上 一町未滿	一段以上 二町未滿	一段以上 三町未滿	一段以上 五町未滿		五段未滿	一段以上	一段以上	一段以上
大正六年	1,694,297 ^戸	1,534,666 ^戸	2,373,398 ^戸	5,466,361 ^戸	310.00	26.07	40.93			
大正七年	1,697,037	1,550,334	2,329,433	5,476,784	309.98	26.31	40.71			
大正八年	1,700,747	1,545,639	2,334,801	5,481,187	310.03	26.20	40.77			
大正九年	1,682,590	1,557,847	2,244,266	5,484,563	309.96	26.41	40.91			
大正十年	1,669,090	1,554,667	2,231,924	5,455,681	309.99	26.50	40.91			
大正十一年	1,662,479	1,541,279	2,235,651	5,439,409	309.96	26.34	41.10			
大正十二年	1,664,566	1,555,799	2,239,705	5,440,010	309.96	26.33	41.27			
大正十三年	1,755,828	1,531,177	2,275,434	5,533,493	311.99	27.06	41.23			
大正十四年	1,755,034	1,535,666	2,277,909	5,548,599	311.99	27.50	41.41			
大正十五年	1,731,180	1,508,559	2,234,438	5,555,157	311.88	27.16	41.66			
昭和元年										

備考 大正十二年以前は沖繩縣の分を含まず

(2) 耕作する耕地の廣狹に依り區別したる農家戸數

年次	耕地耕作別農家戸數					計	百分比					
	五段未滿	一段以上 一町未滿	一段以上 二町未滿	一段以上 三町未滿	一段以上 五町未滿		五段未滿	一段以上	一段以上	一段以上	一段以上	
大正六年	1,668,360 ^戸	1,836,673 ^戸	1,115,693 ^戸	3,355,693 ^戸	1,497,731 ^戸	70,230 ^戸	36.01	33.43	10.41	6.24	2.74	1.66
大正七年	1,946,629	1,833,903	1,133,921	3,346,634	1,547,266	71,481	35.54	33.30	10.70	6.33	2.82	1.31
大正八年	1,938,361	1,828,533	1,133,275	3,340,180	1,551,077	71,551	35.36	33.18	10.66	6.32	2.83	1.74

大正九年	一、九三五、一五二	一、八二九、四三三	一、一三三、三六五	三四〇、八九四	一五三、九七七	九一、七九三	五、四八四、五六三	三五・二六	三三・三六	二〇・六六	六・三三	二・八一	一・六七
大正十年	一、九二六、五八三	一、八三三、一七三	一、一四三、九三〇	三三四、三四二	一五〇、六六七	八八、九八六	五、四五五、六八一	三五・二三	三三・四〇	二〇・九五	六・三三	二・七六	一・六三
大正十一年	一、九二二、七六八	一、八二二、三三三	一、一五六、九九三	三三一、四五四	一四五、一九九	八一、七四二	五、四三九、四〇九	三五・二七	三三・四八	二二・二七	五・九一	二・六七	一・五〇
大正十二年	一、九二〇、一三〇	一、八二七、五六二	一、一六三、六二七	三一九、六二三	一三九、七八六	七九、三〇三	五、四四〇、〇三〇	三五・一一	三三・五九	二二・三九	五・八八	二・五七	一・四六
大正十三年	一、九四四、六三三	一、八六八、七九四	一、一八一、二三三	三三三、六六六	一三六、〇二一	七六、一六二	五、五三三、四九九	三五・二五	三三・七八	二二・三五	五・八五	二・四九	一・三八
大正十四年	一、九五二、一五六	一、八七七、一八五	一、一八五、三六四	三三三、八五〇	一三七、〇八四	七四、九六〇	五、五四八、五九九	三五・二七	三三・八三	二二・三六	五・八二	二・四七	二・四七
大正十五年	一、九五二、三八〇	一、八八五、七三三	一、一九〇、三三三	三三一、五四九	一三四、二六六	七二、一五七	五、五五五、一五七	三五・二三	三三・九四	二二・四三	五・七九	二・四一	一・三〇
昭和元年													

第二十表(其三) 耕地所有者戸數(出所同前)

年次	耕地所有者戸數								計
	五段未滿	五段以上 一町未滿	一町以上 三町未滿	三町以上 五町未滿	五町以上 十町未滿	十町以上 五十町未滿	五十町以上	計	
大正六年	二、三三三、三三〇	一、一七三、二一六	八八八、四九三	二五二、一五三	二二一、〇五九	四二、六〇一	三、四九五	四、八四三、一六七	
大正七年	二、三七六、四四七	一、一七一、二六三	八八九、九八七	二五四、四三六	一三三、六二七	四三、八二九	三、五六六	四、八六二、一七五	
大正八年	二、三八一、二二八	一、一七六、三九六	八八五、一九五	二三一、一六六	二二一、四二一	四五、九七八	四、二二六	四、八四五、二八〇	
大正九年	二、三九七、一七三	一、一八〇、九九三	八八二、五五〇	二二七、三九八	二二一、〇三五	四六、九六三	四、二四九	四、八六一、三六〇	
大正十年	二、三九五、九八四	一、一七四、二七六	八七九、七八五	二二八、七四八	二二一、六九五	四七、九二七	四、二七七	四、八五二、六九二	
大正十一年	二、三八八、九六八	一、一八〇、二四六	八七九、七八六	二二六、三六四	一四〇、六四六	四八、二三七	四、二六四	四、八六八、五三二	
大正十二年	二、四一六、〇五八	一、一八〇、五九三	八八三、二八六	二二七、七四八	一二七、五五〇	四八、五〇三	五、〇七八	四、八七八、八三三	
大正十三年	二、四七〇、一六二	一、二〇七、〇三二	八九〇、五七四	二二三、九三三	一二七、〇八八	四七、六九五	四、九五〇	四、九七〇、四四四	
大正十四年	二、四七八、五六〇	一、二二八、一四四	八八八、六三三	二二七、七二三	一二五、三五五	四六、三三〇	四、二九三	四、九七九、〇一八	
大正十五年	二、四九二、二三五	一、二二二、二六一	八八九、八二四	二二〇、一〇六	一二四、一二四	四五、九一七	四、一四五	四、九七七、五九二	
昭和元年									

年次	百分率					
	五段未滿	五段以上	一町以上	三町以上	五町以上	十町以上
大正六年	四八・八〇	二四・三三	一八・三四	五・一九	二・五〇	〇・八八
大正七年	四八・八八	二四・〇九	一八・三〇	五・二四	二・五三	〇・九〇
大正八年	四九・一五	二四・二八	一八・二七	四・七七	二・四九	〇・九五
大正九年	四九・三一	二四・二九	一八・二五	四・六八	二・五一	〇・七七
大正十年	四九・三七	二四・二〇	一八・二三	四・七一	二・五二	〇・九七
大正十一年	四九・〇七	二四・二四	一八・〇七	四・六五	二・八九	〇・九九
大正十二年	四九・五三	二四・二〇	一八・一一	四・六七	二・四二	〇・九九
大正十三年	四九・七〇	二四・二六	一七・九三	四・六九	二・三六	〇・九六
大正十四年	四九・七八	二四・四六	一七・九六	四・七五	二・三三	〇・九三
大正十五年	四九・八七	二四・四四	一七・八一	四・六〇	二・二八	〇・九三
昭和元年						

第二十表(其四) 大正十四年全国平均反當米生產費(帝國農會調查)

(1) 生產額

年次	收量			金額		
	玄米	屑米	藁	玄米	副產物	計
自作	二,五九六石	〇七石	三三,四四一貫	九六・六八円	八・〇四円	一〇四・七二円
自兼	二,四九三	〇七六	二六,〇七五	九三・三五	八・二四	一〇一・五九
小作	二,五五九	一〇〇	二六,二四六	九六・四〇	七・九九	一〇四・三九

(2) 生產費金額

(イ) 直接生產費

自作別	自給	購入	計	諸材料	家族	雇人	計	畜力費	合計
種子	0.85	6.70	7.55	1.35	3.70	7.30	11.00	2.80	50.70
肥料	0.84	7.35	8.19	1.50	2.70	2.80	5.50	2.75	51.30
其他	0.90	5.51	6.41	1.90	2.00	2.10	4.10	2.30	51.50

(ロ) 間接生産費

自作別	農具費	農會費	公課	小作額料	土地費	合計
自作	1.93	1.60	10.60	1.00	20.70	34.80
自兼小作	1.87	1.20	1.00	1.00	27.50	31.50
小作	2.20	1.01	0.90	4.30	21.60	29.90

*自兼小の土地費とは
公課土地資本利子十八作料
作付反別

(ハ) 全生産費

自作別	直接生産費	間接生産費	合計
自作	50.70	34.80	85.50
自兼小作	51.30	31.50	82.80
小作	51.50	29.90	81.40

(ニ) 生産費内容百分率

種 子	肥料		勞 賃		畜力費	農具費	農會費	公 課	土地資 本利子 四分	小作料 金額	合 計
	自給	購入	家 族	雇 人							
自 作	〇・九三	七・三三	一・四六	二五・六六	七・八二	三・〇四	二・〇九	一・八〇	二・四四	二九・八〇	一〇〇
自 兼 小 作	〇・八八	七・七二	一・六四	二九・二二	二・七二	二・八八	一・九六	一・二九	—	四三・六六	一〇〇
小 作	〇・九〇	五・六〇	二・〇〇	二九・五四	二・三三	二・三六	二・三四	一・〇三	〇・九五	—	一〇〇

第二十一表(其二) 難 破 漁 船(第二、第三次農林省統計に據る)

(1) 難破漁船種別

年 次	沈 沒 破 壞	動力を有せざるもの		沈 沒 破 壞	動力を有するもの		合 計
		坐礁又ハ坐洲	不明		坐礁又ハ坐洲	不明	
大正十一年	九	五七	二六	一六	五〇	一、三四	二六
大正十二年	一三	一、六五	二〇	一六	二六	二、二六	二六
大正十三年	五	五二	一九	五	二四〇	八七五	二五
大正十四年	一五	四七	一五	四	二四	八三	三
昭和元年	四	五七	二五	五	二七	九七	四

(2) 難破漁船乗組員

年 次	沈 沒	大正十一年		大正十二年		大正十三年		大正十四年		昭和元年	
		乗組員	乗組員中 死亡、行 衛不明者	乗組員	乗組員中 死亡、行 衛不明者	乗組員	乗組員中 死亡、行 衛不明者	乗組員	乗組員中 死亡、行 衛不明者	乗組員	乗組員中 死亡、行 衛不明者
沈 沒	五九	二〇四	五六	六	三五	六	八四	一四	三四	九	
破 壞	二、〇六	三三	二、三八〇	二四	一、〇六	一六	九七	二〇	一、二四	一九	
坐礁又ハ坐洲	四七	元	四七	二	三三	三	四三	八	四八	元	

行衛不明	七八一	五三二	一、二六六	四七六	二四〇	一八三	三五	一六六	二四八	一九九
其他	一、九四四	一〇六	一、〇八〇	九五	七八一	六〇	八三〇	九二	一、〇四九	二一八
計	五、七〇七	一、二七二	五、五九	九五四	二、七六〇	五二八	三、二四九	六二八	三、三六九	六〇六

備考 大正十一年は震災のため神奈川縣の分を含まず

第二十一表 水産業者數(第二次及第三次農林省統計に據る)

大正十四年

昭和元年

業種	業主		被用者		業主		被用者					
	男	女	男	女	男	女	男	女				
本業												
漁撈	三九、六七四	一〇、八七七	二四〇、五一	三二七、三八七	六二、一四三	三七九、五三〇	二三〇、五四九	八、八〇〇	二二九、三四九	三三、一九二	六五、六三〇	三九〇、八三
養殖	三、〇九八	六七四	三、七三二	二、九五八	一、四八四	四、四三二	三、三九六	四〇七	三、八〇三	三、八九四	一、七三二	五、六〇六
製造	二、八六一	一、五三二	三、三八三	三七、九三二	三、二八六	七二、二五八	二二、二二九	一、三三〇	三、四九九	四〇、一四三	三八、五四一	七六、六八三
計	二四、六三三	三、〇七三	二六七、七〇六	三五八、三三七	九六、九三三	四五五、三三〇	二五五、〇七四	一〇、五三七	二六五、六一一	三六九、二〇八	一〇五、八八三	四七五、一一
副業												
漁撈	二四、二三三	一七、八三四	二五九、〇五七	一六六、四七	七〇、八八〇	二三七、四二七	二三七、六四九	一六、〇三四	二五、六七三	一六〇、五〇九	六八、〇八二	二三八、五九一
養殖	四、三七二	二、二四六	四六、六七	一〇、七三二	六、九五	一七、六六六	五七、一一一	一、七七六	五八、八八七	一九、八九八	一四、三六四	三四、二六二
製造	三、六三六	六、五五	四二、二二	三七、九四三	六二、八三三	九九、七六六	三三、九二五	六、四六一	四〇、三七六	三六、七九三	五七、七三六	九四、五三九
計	三〇、二三〇	二六、六六五	三六六、八八五	二五、三三二	一五九、六五八	三五四、八七九	三三六、六七五	二四、二六一	三五二、九三六	二二七、二〇〇	一四〇、一八二	三五七、三八二
總計	五四、八六三	三九、七三八	六三四、五六一	五七三、五九六	二二六、五七一	八二〇、一〇九	五九三、七四九	三四、七九八	六二八、五四七	五八六、四三八	二四六、〇六五	八三二、四九三

備考 年末現在數ヲ示ス

第二十二表(其一) 官吏數及一年平均俸給額(第四十六回統計年鑑に據る)

職名	官吏數		一人一年平均俸給數	
	文官	武官	文官	武官
勅奏任官	一、〇六五	一八、六四六	三、〇三六	一、八八二
文官				
武官				
宮内官				
合計	四五四	三三、二六五	三、〇三六	二、三三八

判任官	一三、九究	—	二、二四九	一三六、一九八	八四四	—	九四九
雇員	二〇六、七三三	—	一七六	二〇六、四九一	五〇一	—	三六八
合計	三五四、七七七	—	二、八八一	三三六、三〇四	七四五	—	一、二四五
大正十四年	三三九、一五七	—	二、八三八	三六〇、六三三	七四一	—	一、二四九
同十三年	三三五、三二二	—	四、六九二	三四八、九九九	七三六	—	九〇七
同十二年	三三四、〇四一	—	四、五七九	三五八、四九六	七三八	—	九一六
同十一年	三三八、五三三	—	二、六四四	三五二、九九九	七五〇	—	一、一三七
備考	武官ハ陸軍ノ勅奏任官ニ就テノミ						

第二十二表(其二) 公吏員數及一人一年平均俸給額(第四十六回統計年鑑に據る)

(昭和元年)

府縣吏員	市長、助役、收入役、區長	人員	年平均俸給額
市吏員	其他吏員及雇備	一〇、二五八	六四七
町村吏員	町村長、助役、收入役	三六六	九二五
計	其他吏員及雇備	二八、〇七一	
	計	二八、四三七	
	計	一四、九六七	四七三
	計	四八、八〇〇	
	計	三三、七六七	
	計	一〇三、三五五	六八一
	計	九八、六五一	六〇二

第二十二表(其三) 官公私立別教員數

大正十三年度末	官立	公立	私立	計
小學校	八五	二〇三、九〇二	七九	二〇四、六九五

師範學校	1	2,004	1	2,004	100.0
中學校	5	8,576	1	2,299	10,871
高等女學校	6	7,886	1	2,921	10,807
實業學校	1	8,048	1	1,835	9,883
實業補習學校	1	8,738	1	197	8,935
實業補習學校教員養成所	1	46	1	46	46
臨時教員養成所	35	1	1	1	35
高等師範學校	29	1	1	1	29
專門學校	28	87	1	2,741	3,106
實業專門學校	1,43	73	1	2,461	1,671
高等學校	99	23	1	58	1,070
大學	1,86	24	1	1,555	3,607
盲啞學校	1	1	1	1	658
各種學校	1	477	1	2,924	3,391
計	5,415	140,044	140,044	24,364	270,533
大正十二年度末	4,644	131,710	131,710	22,953	259,377

第二十二表(其四) 小學校教員數

本科正教員	尋常	1,150,332	尋常	1,150,332	准教員	尋常	1,150,332	尋常	1,150,332	代用教員	尋常	1,150,332	尋常	1,150,332	合計	尋常	1,150,332	尋常	1,150,332	小學校一 に付本科 正教員	尋常	1,150,332	男女別 割合%
	高等	1,014	高等	1,014		高等	1,014	高等	1,014		高等	1,014	高等	1,014		高等	1,014						
大正元年度	男	1,150,332	計	1,150,332	男	1,150,332	計	1,150,332	男	1,150,332	計	1,150,332	男	1,150,332									
	女	1,014	計	1,014	女	1,014	計	1,014	女	1,014	計	1,014	女	1,014									

同 六年度	同 十一年度		同 十二年度		同 十三年度		割合%
	男	女	男	女	男	女	
男 八〇、二七七	男 一、〇二二	男 九、〇三六	男 七〇二	男 九、〇三六	男 七〇二	男 一〇、九五五	七三・六
女 二五、七四七	女 四、七三〇	女 四、七八三	女 一、一九八	女 四、七八三	女 一、一九八	女 一三、〇五三	
計 一〇五、〇二四	計 一、二二〇	計 一三、八一九	計 八〇〇	計 一三、八一九	計 八〇〇	計 二三、〇〇八	八・〇
男 八三、三六一	男 一、八五一	男 九、六三三	男 八七七	男 九、六三三	男 八七七	男 一三、六六四	
女 三三、九八〇	女 六、〇七七	女 七、五五五	女 一、四九九	女 七、五五五	女 一、四九九	女 一〇、三三二	一三・三
計 一二六、三四一	計 七、九五八	計 一七、二〇六	計 一、九二七	計 一七、二〇六	計 一、九二七	計 二四、〇〇一	
男 八三、八九九	男 二、〇七二	男 九、六九七	男 八三四	男 九、六九七	男 八三四	男 一四、一八五	八五・一
女 三六、四〇七	女 六、一五三	女 七、三四一	女 一、四四一	女 七、三四一	女 一、四四一	女 一〇、〇二〇	
計 一二九、三〇六	計 八、二二五	計 一七、〇三八	計 一、八七五	計 一七、〇三八	計 一、八七五	計 二四、二〇五	一四・九
男 八四、二〇九	男 二、三六九	男 九、三三〇	男 八八九	男 九、三三〇	男 八八九	男 一四、二五七	
女 三九、二二七	女 六、二六〇	女 六、八七八	女 一、〇〇六	女 六、八七八	女 一、〇〇六	女 一〇、九五四	一〇〇
計 一二三、四三六	計 八、六二九	計 一六、一一八	計 一、八九五	計 一六、一一八	計 一、八九五	計 二五、一九八	

第二十二表(其五) 中等學校教員數

師範學校	中 學 校	高等女學校	實科高等女學校	甲種工業學校
六正元年度	同	同	同	同
一、六一九	一、六九六	三、八〇六	六〇七	五四〇
(一六三)	(一九八)	(九一五)	(三三)	(三三)
六、三三〇	六、七八二	三、八〇六	六〇七	五四〇
(一四四)	(一三七)	(九一五)	(三三)	(三三)
三、二一一	三、八〇六	三、八〇六	六〇七	五四〇
(九三)	(九一五)	(九一五)	(三三)	(三三)
同	同	同	同	同
一、八三三	一、八三三	三、八〇六	六〇七	五四〇
(二五九)	(二五九)	(九一五)	(三三)	(三三)
九、〇〇七	九、〇〇七	三、八〇六	六〇七	五四〇
(二六六)	(二六六)	(九一五)	(三三)	(三三)
七、四九九	七、四九九	三、八〇六	六〇七	五四〇
(二二六)	(二二六)	(九一五)	(三三)	(三三)
同	同	同	同	同
一、九六〇	一、九六〇	三、八〇六	六〇七	五四〇
(二八三)	(二八三)	(九一五)	(三三)	(三三)
一〇、一三九	一〇、一三九	三、八〇六	六〇七	五四〇
(三九五)	(三九五)	(九一五)	(三三)	(三三)
八、六七三	八、六七三	三、八〇六	六〇七	五四〇
(二六八)	(二六八)	(九一五)	(三三)	(三三)
同	同	同	同	同
二、〇〇四	二、〇〇四	三、八〇六	六〇七	五四〇
(二六八)	(二六八)	(九一五)	(三三)	(三三)
一〇、八六一	一〇、八六一	三、八〇六	六〇七	五四〇
(三九二)	(三九二)	(九一五)	(三三)	(三三)
九、六八八	九、六八八	三、八〇六	六〇七	五四〇
(二八三)	(二八三)	(九一五)	(三三)	(三三)

第二十二表(其六) 實業補習學校教員數

	大正元年度	同 六年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度
乙種工業學校	1	1	27	39	38
甲種農業學校	90	104	150	177	196
乙種農業學校	87	101	117	150	139
甲種商業學校	118	133	257	311	351
乙種商業學校	200	222	322	392	401
甲種水産學校	1	7	4	2	6
乙種水産學校	1	9	5	8	7
甲種商船學校	27	28	13	16	11
乙種商船學校	1	1	1	1	10
甲種職業學校	1	1	1	1	44
乙種職業學校	46	89	44	73	43
計	1,605 (1,813)	1,885 (1,960)	2,754 (3,631)	3,096 (4,427)	3,366 (4,511)
備考	括弧内は總數中の無資格者數を示す				
工業補習學校	29	17	26	20	21
農業補習學校	1,034	1,440	4,254	5,164	5,967
水産補習學校	2	2	2	5	4
商業補習學校	111	144	335	432	495
商船補習學校	2	1	1	1	1
其他實業補習學校	83	137	233	277	264
計	2,339	3,361	7,231	8,305	8,955

第二十二表(其七) 其他諸學校教員數

	大正元年度	同六年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度
盲啞學校	—	四八五	五九一	六一〇	六六八
幼稚園	—	一八九三	二、四六六	二、二七三	二、四四四
各種の學校	—	八、八五〇	一〇、三三五	一〇、八四四	一、二六四
内譯					
小學校に類する學校	—	一、四六一	一、〇八八	一、三三七	一、三三八
中學校に類する學校	—	七〇五	八七〇	八五九	九八〇
高等女學校に類する學校	—	八九九	九六〇	九七五	三九五
専門學校に類する學校	—	三六	一〇一	九七	一一三
實業學校に類する學校	—	九四九	一、三三七	一、〇一〇	一、〇四四
其他の各種學校	—	四、八〇〇	五、九七九	六、五二六	七、八三九

第二十二表(其八) 學校教員平均月俸並ニ府縣別表(文部省普通學務局調(文部時報第二四二號))

(1) 市町村立小學校教員平均月俸累年表

	本科正教員	專科正教員	准教員	代用教員	總平均
同十一年度	六〇・三 円	四二・七三 円	三五・六六 円	三三・二二 円	五二・八四 円
同十二年度	六二・三	四二・九〇	三六・四二	三三・九三	五三・八〇
同十三年度	六二・〇	四三・七二	三七・三一	三四・三三	五三・〇五
同十四年度	六三・三六	四四・六六	三七・九	三四・九七	五三・八〇
同十五年度	六三・二	四五・三〇	三八・六〇	三五・五六	五三・〇三
昭和元年度					

備考 大正十四年迄七月一日現在同十五年八月一日現在

(2) 中等教員平均月俸豫算累年表

年度	師範學校	女子師範學校	中學校	高等女學校	總平均
大正十二年度	一八・八一	一〇九・四二	二八・七六	一四・四四	一三・八八
同 十三年度	一五・〇〇	一〇九・七三	二九・四四	一〇三・三三	一一・九〇
同 十四年度	二〇・五五	一一〇・八二	三〇・六六	一一五・五六	一二・〇八
同 十五年度	三三・〇〇	一一三・〇〇	三〇・〇〇	一〇五・〇〇	二四・五〇
昭和二年	三三・〇〇	一一四・〇〇	三三・〇〇	一〇九・〇〇	二六・二五

備考 校長ノ俸給ハ除ク

第二十三表(其一) 女工數累年表(昭和元年工場統計表に據る)

年度	女工總數	男女全職工に對する割合(%)	紡織工業女職工數	紡織工場女職工割合(%)	女職工數に對する割合	男女全職工數に對する割合
大正十一年	八五六、七〇五	五	六八九、一九五	八〇	一	四
同 十二年	九二六、九三六	五	七六一、七九四	八二	一	四
同 十三年	九二九、八三五	五	七五九、七三〇	八二	一	四
同 十四年	九五、八七	五	七九一、五九九	八三	一	四
昭和元年	九八一、三六一	五	八二一、三四四	八三	一	四

備考 五人以上使用工場職工

第二十三表(其二) 適用工場ニ於ケル保護職工數(第十回工場監督年報に據る)

項目	常時十五人以上の職工を使用する工場	事業の性質危険又は衛生上有害の虞あるものにして十五人未満の職工を使用する工場	合計	保護職工總數に對する割合(%)	全職工に對する割合(%)
十五歳未満ノ男工	一〇、四三三	三六	一〇、七四九	一	〇・六

女 工

八八、〇八

六、〇七六

八四、〇四

九

五、〇

計

八八、四二

六、四二

九四、八三

一〇〇

五、六

第二十三表(其三) 工場法施行令第一條但書ニ該當スル工場ニ於ケル職工數業務別表

(第十回工場監督年報に據る)

大正十三年	男				女				合計
	未滿十四歳	未滿十五歳	未滿十六歳	十六歳以上	未滿十四歳	未滿十五歳	未滿十六歳	十六歳以上	
菓子、飴、麵麩ノ製造	五	四	一九	四、八二七	二九	四九三	五八	三、四九	九、三七〇
寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麵類又ハ狹ノ製造	一	一	一九	五七一	一	一七	三四	三〇〇	三五一
清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、酢、醬油又ハ味噌ノ製造	二四	六	一七	三、四二七	三	二四	三四	一、四一	一、二二二
行李、籠、和傘骨、其他ノ杞柳、籐、竹、籐經木、蓆莖又ハ藁ノ手工品ノ製造	二	一	一六	二二	二	八	二九	五九	五八
經木眞田又ハ麥稈眞田ノ編製	一	二	四	四	一	二	三	九	一〇三
「アタン」「パナマ」又ハ之ニ類スルモノヲ以テ帽子其他ノモノノ編製	一	九	九	五九	一	一〇	二六	四三	四八
扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ製造	一	一	一	三五	一	一	二	二六	二九
紙、絲、棉、竹又ハ布帛ヲ主タル材料トスル玩具又ハ造花ノ製造	一	一	一	九	一	一	一〇	一〇	一〇
形紙、紙函、元結又ハ水引ノ製造	三	七	一四	六三	八	三六	四一	三五七	四三
被服、足袋其ノ他布帛類ノ裁縫	三	一〇三	一四	三、三五	二〇	三六	五七	四、〇〇九	五、二五
手工ニ依ル組紐ノ編製	一	二	三	一八	二	三	六	四七	五二
刺繍「レース」「バテンレース」又ハ「ドロウワーク」ノ業	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	七六	二二九	四八五	三三、八五	四三	九八六	一、三三〇	二〇、五六八	四七、九六二
大正十三年	一〇一	二二	五二	三〇、四七一	四三	一、〇〇六	一、五九一	一〇、九八七	四五、三三一

第二十三表(其六) 工場法第六條ニ依リ夜間作業ヲ行フ工場ニ於ケル職工數業務別表

(第十回工場監督年報に據る)

工場種別	十四歳未満		十五歳未満		十六歳未満		十六歳以上		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
染織工場	255	17,920	793	26,550	3,133	35,499	2,715	5,616	6,431
機械器具工場	1	4	1	3	10	47	1,369	333	1,709
化學工場	4	5	6	13	108	22	14,301	2,633	2,655
飲食物工場	1	1	1	4	9	7	1,258	6	1,264
雜工場	1	4	5	30	3	25	974	383	447
特別工場	1	1	1	1	3	1	444	7	451
計	299	17,977	888	26,890	3,365	35,930	8,531	7,123	15,654
大正十三年	254	15,394	1,254	23,334	3,287	31,355	8,130	14,988	23,343

第二十三表(其七) 工場少年勞働者數累年比較(勞働統計要覽昭和三年版)

年次	十二歳未満		十二—十五歳未満		總數		職工總數百に對する十五歳未満
	男	女	男	女	男	女	
大正十一年	246	1,495	1,743	15,360	1,989	16,349	9.5
同十二年	208	936	1,146	12,056	1,354	13,410	8.6
同十三年	149	559	673	12,561	822	13,383	8.3
同十四年	106	368	474	10,643	580	11,223	8.5
昭和元年	1	1	1	13,177	2	13,179	1.7

第二十三表(其八) 鑛山種別少年鑛夫數(昭和元年本邦鑛業趨勢に據る)

鑛山種別	十四歳未満		十五歳未満		計		各鑛夫總數に對する割合(%)		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
金屬山	六	六	二九	五	三三	三	〇・八四	一・三	〇・八九
石炭山	一五	八	八三	六三	一四六	九七	〇・五六	一・二四	〇・七一
石油山	—	—	—	—	—	—	〇・一〇	—	〇・〇九
其他の非金屬山	—	—	—	—	—	—	〇・一〇	—	〇・〇九
計	二一	一〇	一一三	六八	一八〇	一〇〇	〇・五九	一・三	〇・七一
大正十四年	四六	—	二二七	—	二七三	—	〇・七三	—	〇・八九
同 十三年	五九	—	二六〇	—	三一九	—	〇・八九	—	一・〇六
同 十二年	五九	—	三二四	—	三八〇	—	〇・八八	—	一・〇六
同 十一年	五九	—	三三〇	—	三八〇	—	一・〇〇	—	一・〇七

第二十三表(其九) 學齡兒童就學狀況調(第十回工場監督年報に據る)

年次	學齡兒童總數	職工數に對する割合	晝間			夜間			
			學校	工場	其他	學校	工場	其他	
大正十年	一九、四五	一・三%	三、〇三	五、〇八	三	二、四九	八、二七	三九	一一、二四
同 十一年	二七、一七九	一・〇%	二、一八五	四、四八	四	一、八九〇	八、三九	一八	一〇、四〇
同 十二年	三三、〇四九	〇・八%	一、八〇七	三、八五〇	五	一、二一一	四、九八	二〇	六、三三
同 十三年	八、四三七	〇・五%	一、二九六	二、七二八	四	九四九	三、一六一	二	四、三七
同 十四年	六、七〇九	〇・四%	一、四四四	二、〇一八	五	六六八	二、三六六	一	三、二四二

第二十三表(其十) 貸座敷及娼妓數(昭和元年十二月末現在)(「廓情」に據る)

道府縣	貸座敷	娼妓	遊客	道府縣	貸座敷	娼妓	遊客	道府縣	貸座敷	娼妓	遊客
北海道	三九一	一、九〇七	六〇、一九一	福井	二六	五五	一六四、六六	山口	二七	一、三四	二〇、三九
青森	一五四	五七	二七、七九	山梨	二四	二〇一	一三、九三〇	德島	一〇一	二六	一四七、三九
岩手	一三	四六	一六、六九	長野	一六	七三	三三、四六	香川	一九	七三	二二、五九
宮城	五	四六	二八、六四	岐阜	一四	七九	四一、四二	愛媛	四	一八	二七、五八
秋田	七二	二六三	五〇、四一	静岡	一〇一	八四	四九、七八	高知	四	三六	一九〇、三六〇
山形	一九	七五	二五、八五	愛知	二八	二、四九	一、三四、〇六	福岡	二六	二、四二	四六、二九
福島	一〇三	四六	二二、七六	三重	三六	一、二九六	八六、六二	佐賀	六	四六	八〇、五一
茨城	三五	一七一	九四、四八	滋賀	三四	四九	三五、四三	長崎	二九	一、九二	二九一、一八
栃木	一〇〇	五二	一九七、〇三	京都	二、四九	四、三〇	二、四〇、二五	熊本	六	八六	一四、九九
群馬	一	一	一	大阪	一、五九	七、七三	三、七九、二六	大分	九	五四	九三、〇六
埼玉	七	八	一八、七二	兵庫	二八	二、四八	一、三一、五九	宮崎	三	二〇	四三、四六
千葉	三	二八	一四、九七	奈良	八	七六	二九、〇八	鹿兒島	三	二九	三、三七
東京	七四	五、二九四	三、九四、三〇七	和歌山	二〇	一五	四、五八	沖繩	三二	八八	六、五四
神奈川	一九一	一、四八七	八九四、二五	鳥取	八	一八	八三、三四	計	一一、五三	五〇、八〇五	三、五八、四〇
新潟	三五七	一、四三	五三、七八〇	島根	四	一八	六九、八四				
富山	二七一	四七〇	一四六、〇九	岡山	三六	八七	一八九、八三	大正十四年	二、七五	五、八八六	三、三〇、五二
石川	五三	一四七	三五、三六九	廣島	四六	二、三〇七	四八三、一九	同	十三年	二、六九〇	五、三三五

第二十四表(其一) 海外在留本邦内地人口比較表(外務省通商局調)

在留人口	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年
對前年增加數	三七、五五	四二、九八一	四〇、〇三六	七、九三	二六、三七	二二、九三	減八、三四	二、九八一	三、八八	二、五九
	四三〇、七七四	四九三、七五	五三、七九一	四二、七八四	五八、一〇一	五九〇、〇四	五八一、六五〇	五九四、六一	六八、四九	六四〇、〇八

備考 大正十三年分迄は各六月末現在調大正十四年以降は十月一日現在調大正十五年十月一日現在調

第二十四表(其二) 海外在留地別本邦内地人口表(大正十五年十月一日現在、外務省通商局調)

	男	女	計	大正十四年十月一日現在調
英 領 加 奈 陀	一三、三三三	七、六三三	一九、八八五	一九、六七九
北米合衆國(布哇を除く)	八四、〇七七	四九、五三八	一三三、六〇五	一三三、〇八〇
布 哇	七〇、二一〇	五七、七四一	一二七、九五一	一二五、七六四
墨 西 哥 國	二、七四四	一、三〇四	四、〇四八	三、三三三
巴 奈 馬 及 玖 馬	七四五	一五七	九〇二	八五〇
伯 刺 西 爾 國	三、二一〇	二四、二七一	五五、四八一	四九、四〇〇
秘 露 國	八、三五四	三、四三三	一一、七八六	一〇、九六九
亞 爾 然 丁 國	二、一三三	六二九	二、七六一	二、六〇九
南亞米利加(伯國、秘露、亞國を除く)	一、〇九七	三三九	一、四三六	一、三三五
比律賓賓群島及「グアム」島	八、〇六六	二、〇五八	一〇、一三四	八、九九五
南亞細亞(南洋群島を含む)	一三、八九九	九、三三〇	二三、〇二九	二二、七八二
太 洋 洲	三、四五五	二九七	三、七五三	三、八八三
支 那 (滿洲を除く)	二六、三四五	三三、六六六	四八、九六一	四七、六二三
滿 洲 (關東州を含む)	九九、一三九	九三、五二七	一九二、六五六	一八四、五三九
極東露領(西比利亞及北樺太)	一、〇八〇	三〇六	一、三八六	九二一
歐 羅 巴 州	二、七八五	五七四	三、三五九	三、四三四
阿 弗 利 加 洲	四六	三〇	七六	六四
合 計	三三七、五五六	一三二、四三二	六四〇、〇一八	六一八、四三九

第二十四表(其三) 主要渡航地及主要職業別海外在留本邦内地人數(大正十五年十月一日現在、外務省通局調)

職業別	滿洲(關東州を除く)		支那		北米(布哇を除く)		布哇		南米(ブラジル)		南米(ペルー)	
	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族	本業者	家族
農耕、園藝畜産	女 三四	男 三三〇	女 一〇	男 五五三	女 一〇、七七一	男 一四、四一九	女 三、三八八	男 四、九五五	女 六、五一九	男 九、七七六	女 八六	男 六五三
同 労働者	女 二五	男 一三三	女 一	男 一	女 五三三	男 一八、三三二	女 一〇四	男 六、七八二	女 五	男 一三、〇七六	女 一	男 八五三
森林業、林産物業、労働者	女 一	男 三	女 一	男 三	女 一、〇三七	男 六、五六六	女 三、三六八	男 一六、五〇〇	女 五	男 一〇、二八九	女 一	男 一八四
漁業、製鹽業労働者	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
採鑛冶金業労働者	女 一、三六一	男 一、四一九	女 一	男 一	女 一、〇八〇	男 一、四七	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
工場労働者	女 二	男 二二〇	女 一	男 一	女 一、八五七	男 六、六九	女 二、二四九	男 一、八六六	女 一	男 一	女 一	男 一
鐵道従業者	女 四、二九七	男 三、二四	女 七	男 六、六八三	女 一四三	男 八五	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
鐵道労働者	女 九四六	男 九五七	女 一九	男 一、六九五	女 二、二〇二	男 六、六六	女 四九	男 三、八九	女 一九	男 一	女 一	男 一
車馬業、自動車運轉手	女 七九	男 四三	女 一	男 一	女 一、〇〇一	男 一、〇〇一	女 一	男 一	女 一	男 一	女 一	男 一
會社員、銀行員、商店員、事務員	女 三、〇六一	男 一、二六八	女 一	男 一	女 二、二四〇	男 二、〇〇七	女 一、九四〇	男 一、七六六	女 一	男 一	女 一	男 一

